



蓬・静」「別にし」。10「近」「ふんかうの」。11「近」「ふくむ」、蓬・静」「ふくみ」。12「近・静」「かくのことし」、蓬」「かくのことし」。13「近」「地じん」、蓬・静」「地神」。14「蓬・静」「第五の」。15「蓬・静」「踏給へり」。16「近」「てんはつを」、蓬」「天罰を」、静」「天罰を」。17「近」「ひやうりやくを」、蓬・静」「兵略を」。18「近」「みつから」。蓬・静」「をのつから」が良い。19「近」「日月一もつのためにそのめいをくらまさす」、蓬」「日月為ニ一物不暗其明」、静」「日月為ニ一物不暗其明」。20「近」「侍る」とし、「る」に訂正符。右に「り」を傍書。21「蓬」「よて」、静」「よりて」。22「近」「さいを」、蓬」「災を」、静」「災を」。23「近」「あい」。24「近」「うとくの」、蓬」「有徳の」、静」「有徳の」。25「近」「こそ」とし、「そ」の右に「は」を傍書。

**【注解】**○新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩儉ニ催集テ、鹿谷ニ衆会シ：「盛」は、鹿谷謀議の記事を、鹿谷寄合記事（巻三。承安年間のこととして記す）と鹿谷酒宴場面（当該記事。安元年間のこととして記すか）とに二分して記す。詳細は本全釈一〇の注解「平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、疎人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラレ…」（五〇六頁）参照。後白河法皇近臣の者達が鹿谷に集まり、謀議を交わしていたことは、鹿谷寄合記事でも、「新大納言成親卿ハ、…平家ヲ亡サント謀叛ヲ発、疎人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調ヘ軍兵ヲ集ラレ、サルベキ者共相語ヒ、此宮ノ外他事無リケル中ニ」（一〇一六二頁）と記していた。諸本でも、鹿谷の謀議に際して、「平家ヲ滅スベキ与力ノ人々、新大納言ヲ始トシテ、常ニ寄合々々談義シケリ」（「延」巻一一六七〇～六七七）と、事の中心に成親がいたことを記すが、「盛」は、成親を乱の首謀者としてより積極的に関わったとして具体的に記す。本全釈一〇の注解「大納言行綱が膝近居ヨリテ、耳ニ口ヲ差寄テ私語事ハ」（七頁）参照。本段の記事でも、成親が日頃から内々に仲間として語らっていた者達を密かに集めて、と記す。その「相語輩」とは、鹿谷寄合記事によれば、俊寛・行綱・康頼・近江中将入道蓮海（「基仲」とするのが正しい）等の他、北面の者達であった。なお、「盛」

には、「衆会」の他に「集会」の用例も見られるが、意味上の違いは見られない。「盛」其勢二千余騎国分寺ニ衆会シテ評定アリ（巻四「涌泉寺喧嘩」1一〇九頁）、「盛」前後ノ追討使美濃国ニ集会シテ、既ニ二万余騎ニ及ベリ（巻一六「平家東国発向」4一〇一頁）。

○法皇毛忍テ御幸有ベカリケルガ、故少納言入道信西ノ子息静憲法印ヲ召テ、此事ヲ被仰含ケリ。法皇も忍んで御幸をなさるはずであったが、故少納言入道信西の子息静憲法印を法皇はお召しになって、御幸のことを予めお伝えになったの意。静憲は『僧綱補任』によれば、天治元年（一一二四）誕生、保延元年（一一三五）に十二歳で仏門に入る。没年は未詳だが、建仁元年（一一二〇）十二月二十八日『石清水社歌合』に「静賢」とあるのが記録として見える一番最後のものだが、さらに二年後の建仁三年十月、八十歳までは存命していた。同母弟の澄憲とは二歳違い。父信西と同じく博学宏才の人物で、後白河法皇の側近であった（前田知子二九〇～三〇頁）。後白河院との関係は、保元年間に急速な昇進が見られることから、この頃よりすでに始まっていたと考えられる（木村真美子三七〇～三八頁）。『愚管抄』に「法勝寺執行俊寛ト云者、僧都ニナシタビナドシテ有ケルガ、アマリニ平家ノ世ノマ、ナルヲウラヤムカニクムカ、叡慮ライカニ見ケルニカシテ、

東山辺ニ鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、法勝寺ノ前執行、信西ガ子ノ法師アリケルハ、蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒケル。万ノ事思ヒ知テ引イリツ、マコトノ人ニテアリケレバ、コレヲ又院モ平相国モ用テ、物ナド云アハセケルガ、イサ、カ山莊ヲ造リタリケル所へ、御幸ノナリノシケル。コノ閑所ニテ御幸ノ次ニ、成親・西光・俊寛ナド聚リテ、ヤウノノ議ヲシケルト云事ノ聞エケル」(旧大系二四四頁)とある。静憲の人となりとして描かれた傍線部が注意されよう。山本一は、慈円の静憲への評価は、二人には和歌上の親交があることから、一般的な世評を写したのではなく、個人的交流を基盤に形成されたものと見る。さらに、「コノ閑所」に、「成親・西光・俊寛」らが集まったとするように、謀議の場所を俊寛の山莊ではなく、静憲の山莊とすることについては、場所が静憲山莊であれば、静憲が臨席した可能性も出てくる一方で、「院も平相国も重用した人物の面前で、謀議が行われたはずがないという印象も、この記述からは受け取れる。恐らく慈円は、謀議が山莊の持ち主の知らぬうちに行われたと考えていたのであり、またそう考える他ない材料しか持ち合わせていなかったとする(五一―五三頁)。あるいは、村井康彦は、山莊そのものは恐らく同一で、前執行静憲の山莊をいつかは不詳だがその後任に任じられた俊寛が受け継いだものだろうとする(二二二頁)。また、〈盛〉の静憲像について、榊原千鶴は、〈盛〉は、意識的に静憲を諫臣として人物形象しているとして、当該記事を含め、具体的に検証する(五六―六二頁)。あるいは、金任仲は、静憲と重盛との間には、法皇と清盛との橋渡しの人物としての共通点の他、法皇と清盛からも信頼を受けていた人物としても描かれていることに注意する。そのことから、

重盛が物語から姿を消した時点で、重盛の役割を受け継いで、法皇と清盛、ひいては朝廷と平家との間の葛藤を具体化し、平家の没落の運命を再確認する存在として静憲は造型されているとする(一七九―一八〇頁)。なお、静憲は、鹿谷の乱後の治承元年六月十八日、俊寛の後を受けて法勝寺の執行に還補されているし(『玉葉』同日条)、治承二年十一月には、中宮徳子の御産御祈りの雑事を静憲が沙汰している(『玉葉』)ことから、処罰が加えられることもなく、清盛の信任が薄れることもなかったと考えられる(木村真美子三八頁)。○法印ハ、「努々不可思食寄御事也」〈盛〉卷十一「静憲入道問答」には、法皇を幽閉した清盛との問答の場面で、清盛は静憲に次のように言っている。〈盛〉「入道大ニ嘖レル体ニテ、爰ニテ対面セラレタリ。宣ケルハ、『ヤ、法印御房、御辺ハ物ニ心得給テ、成親卿ガ謀叛ノ時、鹿谷ノ御幸ヲモ申止ラレタリシト承レバ、呼返奉テ申候ゾ』(一九五頁)。鹿谷の山莊への法皇の御幸を静憲が止めさせたという当該記事に呼応している。○伏義・神農ノ聖人タル 伏義・神農共に中国の伝説上の三皇の一人。ただし、三皇に誰を含めるかについては諸説があり、たとえば『史記』「始皇帝本紀」では天皇・地皇・泰皇(人皇)、「三皇本紀」(唐代に司馬貞が補筆)では伏義・神農・女媧が挙げられ、『帝王世紀』では伏義・神農・黄帝が挙げられる。日本においては、『愚管抄』が「三皇 天皇子 地皇子 人皇子 又三皇 伏義 神農 黄帝」(旧大系四一頁)とするほか、『唐鏡』「伏義・女媧・神農ヲ三皇ト申ス、鄭玄説也、伏義・神農・黄帝ヲ三皇ト申、是ハ孔安国説也、燧人・伏羲・神皇ヲ三皇ト申スハ、白虎通ノ説也」(古典文庫一五頁)、『三國伝記』「漢言、震旦国ノ昔、三皇五帝ヲ皇ノ始

トス。其ノ三皇ト者、大昊・炎帝・黄帝也。是ヲバ伏羲・神農・軒轅ト曰フ（中世の文学、上―五五頁）などが見える。これ以外にも、『唐鏡』に「伏羲氏ト申侍シ帝皇ハ、木徳也、御母ヲバ華胥ト申シキ、雷沢ト云所ニテ、太人ノ迹ヲ履テ、帝ヲ生奉レリ、姓ハ風也、蛇身ニテ、人ノ首マシノキ、木徳ニテ、百王ノ先タリ、位東方ニアリテ、春日ノ明ヲ司リ給フ故ニ、太昊ト申キ、竜図ヲ受テ、景竜ノ瑞アリキ、以竜為紀、官ノ号ヲバ、竜師ト云キ、瑟ト云楽器ハ、四十五絃ニテ、長八尺一寸、此帝作給ヘル也、嫁娶ノ礼モ此時ゾ始リシ、初テ、八卦ヲ作給テ、繩ヲ結テ、網罟トシテ、漁獵ヲモシ玉ヒキ、犠牲ヲトリテ、庖厨ニヲカレシ故ニ、庖犧氏トモ申キ、伏羲氏ノ天下ニ王タル、始テ、八卦ヲ書キ、書契ヲ造テ、繩ヲ結ヒシ、政ニ代タリ、由是文籍生トイヘリ、御在位二百一十年、山陽ト云所ニ奉送」（二一―二二頁）、「次帝皇ヲバ、神農氏ト申キ、火徳、母ヲ姪嬭ト申ス、有喬氏ノ女也、女登トモ申キ、小典ノ妃タリ、華陽ニ遊テ、神人竜首ヲ感ゼシメテ、帝ヲ奉生、人ノ身ニテ、牛首也、五絃ノ琴、長三尺六寸一分ナルヲ造給ヘリ、又耒耜ヲ作テ、天下ニ教テ、五穀ヲ播種シメ給、故ニ、神農氏トハ申ス也、天ヨリ粟ヲ雨ス、帝耕シテ、播種シ給トモ申キ、日中ヲ以テ市ヲシ玉フ、八卦ヲ六十四卦ニ成玉キ、草木ノ味ヲ嘗別テ、薬ニ和シテ、民ノ害ヲゾ除給シ、夙沙氏ト云人、海水ヲ煮テ、塩ヲ始メキ、醴泉モ此御時ゾ出タリケル、赤松子、此御時、雨師ニテ水玉ヲ服スル術ヲ、帝ニ教ヘ申ケリ、御在位百二十年ニテゾ、崩玉ヒシ」（二四―二五頁）とあり、『楊鳴曉筆』に「震旦国のいにしへ、中古の三皇と申奉る。其初をば大昊伏羲氏と申、又は包羲氏春皇といふは其別名也。其母をば神母と云。或時青き虹神母をめぐる事や、久しくし

て、即きへぬ。覚てはらむ事を得たり。十二年をへて包羲を生ぜり。人顔、牛頭、蛇身、鳥足にして狐尾あり。在位一百一十年、始て八卦を多がき、書契をつくれり。是より文籍生ず。須彌四域経云、音声并化為伏羲云々。次炎帝神農氏と申奉るは姓は姜、少典の御子也。母神竜を感じてうめり。人身にして牛の首、百薬を并じ本草を製し給へり。御在位一百四十年有（中世の文学、六〇頁）とある。また、『聖徳太子伝正法輪』には、「今我朝、聖徳太子出シテ震旦伏羲神農黄帝申ス頭三伐、国王御衆生界始生育給」（牧野和夫八七頁）との伝も見られる。上記の『唐鏡』『楊鳴曉筆』、あるいは『易経』『繫辞下伝』、唐司馬貞補筆『史記』『三皇本紀』その他の書物によると、伏羲は、易の八卦を考案し、網を作つて人々に狩獵・漁獵の方法を教え、婚姻の制度を創始し、文字を作りそれまでの繩を結んで事を記す政治を変えた、などとされており、また神農は、すきを作つて耕作することを人々に教え、市場を設けて交易を行わせ、もろもろの草を賞味して医薬を生み出し、また八卦を重ねて六十四爻とした、などとされている。ところで、『易経』『繫辞上伝』は、天地の象を知つて卦によつて吉凶を明らかにし、人々に必要なさまざまの文物を与える者を聖人と呼ぶとしてゐる。（聖人設卦觀象、繫辞焉而明吉凶。聖人は卦を設けて象を觀、辞を繫けて吉凶を明らかにす）（『新釈漢文大系』『易経』下―三九六頁）、「備物致用、立成器以為天下利、莫大乎聖人」（物を備へ用を致し、成器を立てて以て天下の利を為すは、聖人より大なるは莫し）（同一五三八頁）。伏羲・神農を「聖人」とするのは、こうした『易経』『繫辞上伝』の思想によるか。○猶瓊樹根ヲ別ニシ 瓊樹は、本来は（角川古語）によれば、「果実として玉を

生ずる樹の意。崑崙の西、流沙のほとりに生じ、その花を食べると長生きするという」の意だが、ここは「貴種非凡の人を並の人と分けていう」の意。伏羲・神農は聖人であり、種姓を異にしていることを言うか。〈名義抄〉「別 コトニ」(僧上九二)。校異9参照。なお、『和漢朗詠集』此花非<sup>三</sup>是人間種 瓊樹枝頭第二花(古典集成二五三頁)は、皇室を仙境に擬えて天皇の血筋が高貴にして凡人とは異なることを表している。○軒轅・虞舜ノ明王タル、又玉体種ヲ分ツ「伏羲・神農ノ聖人タル、猶瓊樹根ヲ別ニシ」と対句をなす。軒轅は、前々項に引用した『愚管抄』『三國伝記』に見る「三皇」の一人「黄帝」のこと。『史記』「五帝本紀」では五帝の最初とされる。『唐鏡』に「次帝皇ヲバ、黄帝ト申ス、土徳、小典ノ子也、姓ハ公孫、名ヲ軒轅ト申ス、母ヲバ附宝ト申シキ、大電ノ光ノ、北斗ノ枢星ヲ繞ヲ見テ、心ニ感ジテ、孕リヌ、廿五月アリテ、帝ヲ寿丘ニ生玉フ、童顔ニマシテ、幼ニシテ<sup>シシヤ</sup>尙<sup>シヤ</sup>也、始テ衣裳ヲ垂レ、舟楫ヲ作り、弧矢ヲ作り給ヘリ、又始テ、棟宇ヲ構ヘタリ、常兵ヲモテ、宮衛トシ玉ヒ、惣テ十二戦トゾ承リシ、蚩尤ト天下ヲ争給シニ、蚩尤ハ銅頭鉄身ニシテ、弓刃モ其身ヲ害スル事不<sup>レ</sup>能シカバ、黄帝天ニ仰テ、誓テ、ノ玉ハク、我必ズ天下ニ玉タルベクバ、蚩尤ヲ殺玉ヘト、其時ニ玉女天ヨリ降テ、反閉<sup>シヤ</sup>禹歩ス、蚩尤ガ身、湯ノ沸クガ如クシテ、正月十五日ニゾ切殺サレケル、其首ハ升テ、天狗ト成、其身ハ伏テ、地靈トナル、蚩尤ハ天下ノ怨賊ナル故ニ、其ヨリ後、歳ノ始ニハ、其靈ヲ射ル、的ハ蚩尤ガ面目也、毬ハ蚩尤ガ頭也、依之射蹴ル也、此御時、風后ヲ上台ニ配シ、天老ヲ中台ニ配シ、五聖ヲ下台ニ配シテ、三公トシ玉ヘリ、又佐官七人アリキ、蒼頡ハ書字ヲ作り、大槲ハ甲子ヲ造リ、隸首ハ算数ヲ作り、

容成ハ曆ヲ造リ、岐伯ハ医方ヲ作り、鬼臾区ハ占候ヲ造リ、奚仲ハ車ヲ作レリ、又扁鵲ヲシテ、内ヲ治シメ、巫咸ヲシテ、外ヲ治シムトテ、二人ノ善医人アリ：此帝、后妃四人、御子廿五人、姓ヲ得玉ヘルハ、十四人也、道行人ヲ守ラント誓テ、道祖神ト成玉ヘルモ、廿五人ノ中ナルニヤ、遊子猶行残月トイヘル、是ナルベシ、此御時、七月ニ、三日三夜ノ間、天大ニ霧フリタル事侍リキ、又七日七夜ノ間、甚雨ナル事モ侍キ、聖代ノ昔モ、カヤウナル変異ハ、オホク侍トモ、弥徳政ヲ施シテ、災難ヲケタレ侍ニヤ」(古典文庫一五〇一九頁)、『楊鳴暁筆』に「第三を黄帝と申奉る。姓は公孫、名軒轅、有能国君少典の御子也(史記注索々、少典者諸侯国号也非人名也云々)御治世一百年、風雨時に随て草木豊稔なり。宝算一百廿一歳にして天竜あまくだり迎春る。君これにめされ上給はんとし給し時、近臣、后妃等、泣悲み竜の前後、或手足、尾等に抱着のぼれり。其中に二人の臣下をくれて竜の鬚にとり付のぼりに、半天にして鬚ぬけ、ともに落たり。其処は今の鼎湖是也。御治世三十八年にして始て甲子おこれり。故に此年第一の甲子也。これにより元年を推するに、丁亥に当れり。文字、曆算、舟車等、此御世よりはじまる」(六〇頁)とある。虞舜は中国古代の五帝の一人。名君として引かれる。五帝にも諸説があり、たとえば『史記』は黄帝・顓頊・高辛・堯・舜、『礼記』は太昊・炎帝・黄帝・少昊・顓頊、『帝王世紀』は少昊・顓頊・高辛・堯・舜を挙げている。日本でも、『愚管抄』に「五帝 小昊 顓頊 高辛 堯 舜」(四二頁)、『唐鏡』に「黄帝、顓頊、高辛、堯、舜ヲ五帝ト称ス、史記説也、少昊、顓頊、高辛、堯、舜ヲ五帝ト称ス、孔安国説也、伏羲、神農、黄帝、少昊、顓頊ヲ五帝トス、家語ノ説也、黄帝、金天、高陽、高辛、堯、舜ヲ五帝ト

ス、六人ヲ五帝ト称スルハ、徳五帝、座ニ合テ、帝六人、其星ニ合故トイヘリ、鄭玄説也」（古典文庫二九頁）、『楊鳴曉筆』は少昊・顓頊・高辛・堯・舜を挙げる（六一頁）。また、『唐鏡』に「次ヲバ帝舜ト申キ、土徳也、有虞氏トモ申キ、黄帝九代ノ孫、父ヲバ瞽叟ト云、母ヲバ握登ト云、大虹ヲ見テ、意ニ感ジテ、奉<sub>レ</sub>生、御目ニハ重瞳マシマス故ニ、重華トモ申シキ、竜顔、大口ニシテ、黒色ニマシマス、御身ノタケ六尺一寸也、御夢ニ、眉ノナガサ、髪トヒトシト御覽セラレキ、始ハ田ヲ作り、魚ヲ漁リ、土器ヲ作り、カヤウノ賤事ノミゾシ給シ、此御母ウセテ後、父更ニ妻ヲ取テ、小子ヲ儲タリ、名ヲバ象ト云、父此象ヲ愛シテ、常ニ舜ヲ奉失ラントス、舜ヲ倉ニ上セ奉リテ、父倉ニ火ヲ付タルニ、舜笠一ヲ、ハネトシテ、飛下給ヌ、又井ヲ穿シム、カク様々ニスルヲ、我ヲ殺サントスト、舜御心エテ、ソバノ方へ、可出路ヲ、ミソカニ設給ヘリ、父其ヲシラスシテ、象共ニ土ヲハネテ、ウヅマントス、舜心エ給ヘル事ナレバ、ソバノ穴ヨリ出給ヌ、舜ヲバ堯ノ聳トシテ、女子二人ナガラ、アワセ給テ、琴ヲ給ヘリ、又倉ヤ牛羊ナドヲトラセテ、ツカハス、父モ弟モ、舜ヲバ死給ヌラント思テ、倉ヤ宝物ヲバ、父取ツ、堯ノ二女ト琴トヲバ弟取テ、舜ノ宮ニ居テ、琴ヲ引テヲリ、舜井ヨリ出給テ、恙モナクテ、家へ帰り玉フ、弟驚テ、我舜ヲ思テ、歎キツル也ト云、舜サゾアリツラントテ、サリゲナクテマシマス、カヤウナレドモ、父ニ仕へ給事モ、弟ヲ愛シ給事モ、ヨロカナラズ、卅ノ御年、登用セラレ給テ、廿八年ノ間、摂政シ給テ、八十一ノ御年ノ十一月、甲子ノ日ゾ、位ニハ即玉ヒシ、堯ノ御子丹朱コソ、位ヲ嗣給ベカリシニ、不肖ノ人ニテ、諸侯婦ザリシカバ、此舜ノ即玉シ也、父瞽叟ノモトへ行幸ナリタリシニ、瞽叟メシキナリシガ、

余ノ目出サ、ウレシサニヤ、目則開テ、明ニシテ、奉見ケル、サコソハ侍ケメ、西王母トテ、仙人アリ、二ノ君ノ徳ヲメデ奉リテ、參テ、白環ヲ奉リ、益ノ鬩ナドヲ進セキ、ユ、シカリシ事也、常ニハ、五絃ノ琴ヲ引テ、南風ノ詩ヲ歌玉フ、詩ハ此始也、五明ノ扇モ、此御時、作始ラレキ、八元八愷トテ、イミジキ臣十八人、御政ヲ奉<sub>レ</sub>助リキ」（古典文庫二五—二八頁）、『楊鳴曉筆』に「第五は帝舜、有虞氏。姓は姚、名は重華、顓頊五代の孫、驩牛の孫、瞽叟が子也。戊申年より御世務等五十年。《宝算百十三歳》。唐堯の御代に重花といふ人あり。外には礼讓をそゞぎてふるきを尋、内には孝行を収めてあたらしきをしれり。其父をば瞽叟といふ。母は継母なり。其父愚にして重華をにくむ事世にこへたり。然といへども、父母の命を背かずして孝順せり。其孝行内にたゞ賢名外にたかき故に、堯王娥皇女英の二人の御娘を重花が妻とし、遂に位をゆづり給ふ。舜の帝これなり。一天を治るに聖化の風をもて、万民をなつくるに威信の徳をもてす。御在位の間、刑鞭徒にくちて諫鼓に鳥すめり。御子商均其器に非とて、四海を禹に顧命し給ふ。夏禹王是なり。舜は無為の天下を巡幸して南海湘浦の蒼梧の野にて崩じ給へり。二人の妃恋慕して昼夜哭し給ふ、そのなみだの悉血となり、傍なる竹にそゞぎ、斑になれり。これを斑竹といふ。今に至まで風静に雨和なる時は、彼梧桐の辺に両妃の琴を鼓し給ふこゑ、かすかに聞へけるとなん」（六一—六三頁）とある。○夏・殷・周・晋ノ春ノ花、芬馥ノ氣種々ニ含 虞舜の跡を嗣いだ禹が起こしたのが夏王朝、以下夏に続く歴代王朝を列挙する。これらの王朝の名君を挙げるのであれば、夏の禹王・殷の湯王・周の文王、武王等がまず挙げられ、それに継ぐ晋の名君としては、春秋時代の強国十二諸侯の一つ

晋の文公（重耳）が考えられる。齊の桓公と並ぶ春秋五霸のうちの代表的存在である。しかし、禹・湯・文・武が王であるのに対して重耳は公にすぎず、これを歴代王朝の列挙とみれば、〈校注盛〉が、「或いは秦の誤りか」（一―一―一頁）とするように、秦とするのがおそらく妥当であろう。実際、例えば、『四庫全書』において、「夏殷周晋」という句の使用例は全くないのに対し、「夏殷周秦」は所収の十の書物に計十カ所（同一のものがあり、実質的には八例）使用されており、かつ直前・直後に他の王朝など（三皇五帝をも含む）がなく単独で「夏殷周秦」と書かれている箇所だけでも三ヶ所（明張鳴鳳『桂勝』卷三と清汪森『粵西文載』卷三十七とが引く唐韓雲卿『虞帝廟碑銘』、及び、唐釈道宣『広弘明集』卷十一の引く唐釈法琳『对奕廢仏僧表』。重複分を一例とすると、二例）ある。この点から言っても、やはり「秦」が正しいと思われる。但し、秦は始皇帝が焚書坑儒等をも含む苛酷で強圧的な政治を行ったことでもよく知られ、伝統的な歴史観においては評判が悪く、その点から言うと「秦」であることに疑問も生じそうだが、次項の注解にも記したとおり、梁・陳・隋も、治世の王朝のみをしっかりと選別して挙げたものとは言いがたい（なお、隋の煬帝は、伝統的な歴史観においては暴君として酷評される。「秦」が正しいと見るべきであろう。『三國伝記』に「凡、太宗政化ノ盛ナル事ハ、雖、唐堯・虞舜・夏禹・殷湯・周文武・漢文景、皆所不逮也ト云トモ、御治世廿三年。仏法ヲ興、法盛ナリ」（下―二―四頁）とある。「芬馥ノ気種々ニ含」の類句としては、『教訓抄』「風香調ノ中ニハ、花フンフクノ気ヲ含ミ、流泉曲ノ間ニハ、月セイメイノ光ヲウカブ」（日本思想大系『古代中世芸術論』一五七頁）の他、〈盛〉には、卷十二「師

長熱田社琵琶」に、「大臣御心ヲスマシテ、初ニハ、普合調中花含紛馥氣、流泉曲間月華清明光ト云朗詠シテ」（二―二―四一―二四二頁）、〈延〉に、『風香調ノ中ニ花芬馥ノ薫ヲ含流泉ノ曲ノ間ニ月清明ノ光明ナリト云朗詠トヲ、兩ニ返セラレケルニ』（卷三―一九一―一〇）とある。朗詠の一節を取り込んだものだが、〈盛〉の当該本文に、より近似するのが、宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』の次の一節。「彼、風香調裏、春花含芬馥之氣、流泉曲間、秋月旋、清明之光」（小林加代子二―一四頁）。「春花」「秋月」と、〈盛〉と同様に、季節を明記する点注意される（小林加代子二〇六頁）。夏殷周晋の名君達は、春の花が色々に良い香りを漂わせるようににの意か。○梁・陳・隋・唐ノ秋ノ月、清光区二朗也。先の「夏・殷・周・晋ノ春ノ花、芬馥ノ気種々ニ含」と対句の関係にある。梁・陳は、東晋の後に建てられた南朝の国々の一つ。その後に、隋・唐と続く。「梁陳隋唐」と引かれる例として、『諸聖教説釈』「一切□□漢魏秦宋齊梁陳隋唐（已上九代也）從後漢（明）帝永平十年至三。大唐太宗皇帝貞元十六年、所経者一千七百三十四歳」（真福寺善本叢刊『説経才学抄』、臨川書店四四〇頁）、「白山禪頂私記」「大唐世始、三皇五帝十四代、相續（セリ）。先、三皇、者伏羲神農黃帝也。五帝、者少昊顓頊帝嚳唐堯虞舜ナリ。十四代、者夏殷周秦漢魏晋宋齊梁陳隋唐宋也」（二―一六頁）。「白山比叅神社文獻集」石川県図書館協会一九七二）がある。但し、なぜ漢などの王朝ではなく梁・陳・隋が挙げられるのかは不明。唐以外はいずれも短命の王朝。梁の武帝（蕭衍）は政務につとめ、また学術・文学を奨励し、南朝貴族文化の最盛期を現出させ、更に仏教を厚く信仰し保護したことから菩薩皇帝の異名をも持つが、治世の後半、政治は放漫になり、仏教への傾倒も国家財政

を傾けることになり、官紀が紊乱して、侯景の乱によって幽閉され失意のうちに最期を遂げている。隋を立てた文帝（楊堅）は「開皇の治」として知られる名君であったが、二代煬帝（楊広）の時代には、苛酷な収奪や外征の失敗などのために民心が離反し、各地で反乱が起こって隋は滅亡する。陳にいたっては特に知られた君主もなく、建国から三十年余りで滅亡している。なお対句として「芬馥ノ氣」に対応するのが「清光」であることからすれば、「清光」は、前項の注解に引用した『教訓抄』や〈延・盛〉、あるいは宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』に見るように、「晴明の光」から派生した形かと考えられる。梁陳隋唐の名君達は、秋の月が清らかに照り輝いているかのようだの意か。「芬馥ノ氣」「清光」とは、帝の恩徳を言うのであろう。○況ヤ君ハ忝モ地神五代ノ御苗裔ヲ受サセ御座シテ〈逢・静〉「第五の」とするが、「地神第五」は、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を指す。ここは、「地神五代ノ」が良い。後白河院が、天照大神以下、地神五代の後胤であることを言う。〈盛〉「抑神武天皇ハ天神七代ヲ過、地神五代御末、葺不合尊ノ御讓ヲ受サセ給ツ、人代百王ノ始ノ帝ニマシクシガ」（卷十六「遷都」、2—153—2頁）。「地神第五」の用例としては、『八幡宮巡拝記』「夫、我朝秋津嶋豊葦原ノ中津国天神七代ノ其後、地神第五ノ帝彦波瀲武鸕鷀草葺不合ノ尊ノ御子ノ神武天王ヨリ人王始リ給フ」（古典文庫『中世神仏説話』二〇頁）。『神皇正統記』には、「第五代、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊ト申…此神ノ御代七十七万余年ノ程ニヤ、モロコシノ三皇ノ初、伏犧ト云王アリ。次、神農氏、次、軒轅氏、三代アハセテ五万八千四百四十年へ一説ニハ一萬六千八百二十七年。シカラバ此尊ノ八十万余ノ年ニアタル也。親経中納言ノ新古今ノ

序ヲ書ニ、伏犧ノ皇徳ニ基シテ四十万年ト云リ。何説ニヨレルニカ。無覺東事也。其後ニ少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏（堯也）、有虞氏（舜也）ト云五帝アリ。合テ四百三十二年。其次、夏・殷・周ノ三代アリ。夏ニハ十七主、四百三十二年。殷ニハ三十主、六百一十九年。周ノ代ト成テ第四代ノ主ヲ昭王ト云キ。ソノ二十六年甲寅ノ年マデハ周ヲコリテ一百二十年。コノトシハ葺不合尊ノ八十三万五千六百六十七年ニアタレリ。コトシ天竺三釈迦仏出世シマシマス。同キ八十三万五千七百五十二年ニ、仏御年八十二テ入滅シマシクケリ。モロコシニハ昭王ノ子、穆王ノ五十二年壬申ニアタレリ。其後二百八十九年アリテ、庚申ニアタル年、此神カクレサセマシマス。スベテ天下ヲ治給コト八十三万六千四百四十三年ト云リ。コレヨリ上ツカタヲ地神五代トハ申ケリ」（旧大系六五—六六頁）とあり、日本の歴史を唐・天竺と対比しながら捉える意識がうかがえる。静賢の言葉の背景としては、このような中世日本紀と中世史記とを対比しながら捉える意識が作用していたと考えられよう。○人皇億歳ノ宝祚ヲ蹈給ヘリ「億歳」は、「億載」とも記す。〈盛〉「君ハ国主ニ御座。忝モ御裳灌川ノ御末、百王億載ノ御ユヅリヲ受サセ給ヘリ」（2—170—頁）。幾久しく続く人皇の皇位を継承なされたの意。○逆臣背キ奉ラバ、忽ニ天罰ヲ蒙テ、兵略ヲ廻ラカサズト云共、自滅亡セン事疑アラジ謀叛の臣が背き申すことがあれば、忽ちに天罰を蒙って、戦略を廻らさずとも、自然と滅亡することは疑いありませんの意。〈盛〉には、これまでも、清水寺焼打の際京に流れた流言につき、西光は御前で「驕テ無礼レバ是天罰ノ徴ナリ」（1—11—1頁）と述べたとする。後白河院が平家討伐の命令を叡山の大衆に下したとする流言は、天が

下した罰なのだという（本全釈七一五三頁）。自ら兵略を構えることなくとも、このように天罰が下されたのだという主張であろう。当該記事に近似した発想によるものと言えよう。「逆臣は「げきしん」ぎゃくしん」両様に読まれるが、当該部分における異本の読みはいずれも「げきしん」。『邦訳日葡辞書』Tenbach. テンバチ(天罰) Tenbat(天罰)と云う方がまさる。天の処罰（六四四頁）。○日月為一物不暗其明、明王為一人不曲其法ト云事侍リ 日月は一物の為に其の明を暗くせず、明王は一人の為に其の法を曲げず。この句の出典は、『古文孝経』三才章第八の孔安国注（遠藤光正一四頁、榊原千鶴五六―六二頁）。「夫レ覆テ而无レ外者天也、其レ徳无レ不レ在焉。載而无レ棄者地也、其物莫レ不レ殖焉。是以聖人法之、以覆載ヲ万民ヲ、万民得レ徳ヲ而莫レ不レ用、故天地不レ為一物枉其時、日月不レ為一物晦其明、明王不レ為一人枉其法、法天合レ徳、象地无レ欠、取日月之无レ私、則兆民頼其福也」（『和刻本経書集成』第六輯、汲古書院五二二頁）。冒頭部分は『太平記』の序にも引かれる。また、当該句は、〈盛・南・覚〉の「宗盛請文」にも見える。〈盛〉「日月為一物不暗其明、明王為一人不枉其法」（5―四五六頁）。さらに、〈盛〉には、卷十一「静憲入道問答」に、静憲の言葉として「世ノ為御為ニ、ツラ〜愚案ヲ廻スニ、明王為一人不枉其法、日月為一物不暗其明ト

## 【引用研究文献】

- \* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七、一九八六・一）
- \* 木村真美子 「少納言入道信西の一族―僧籍の子息たち―」（史論四五、一九九二・三）
- \* 金任仲 『平家物語』における成親像の形成―鹿谷事件との関連をめぐって―（明治大学大学院文学研究論集六、一九九七・二）
- \* 小林加代子 「資料紹介」宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻（同志社国文学二二、二〇〇五・三）

云文アリ」（2―二〇五―二〇六頁）と記される。〈盛〉編者のお気に入りの佳句であったと言えよう。日月は、一つの物のためにその明るさを暗くすることがない。明王は一人の為に、その法を曲げるようなことはしないの意。○成親卿一人ガ勸ニヨツテ、万人惱乱ノ災ヲ致サン事、豈天地ノ心ニ叶ハンヤ 〈盛〉は、冒頭の注解にも記したように、成親を乱の首謀者としてより積極的に記す。静憲に、「成親卿一人ガ勸ニヨツテ」と言わせているのもそうしたことを示す。○大ニ諫申ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ 静憲が諫めたため、後白河法皇の御幸はなかったとする。当然静憲も鹿谷の山荘には出かけていないことになる。鹿谷酒宴の場面で、後白河法皇と静憲の姿を記さない〈四〉も同様に、御幸はないとするのであろう。〈四・盛〉を遡る共通祖本に、のように記す『平家物語』があったと考えられる。なお、『愚管抄』には、「東山辺ニ鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、法勝寺ノ前執行、信西ガ子ノ法師アリケルハ、蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒケル。万ノ事思ヒ知テ引イリツ、マコトノ人ニテアリケレバ、コレヲ又院モ平相国モ用テ、物ナド云アハセケルガ、イサ、カ山荘ヲ造リタリケル所へ、御幸ノナリ〜シケル」（旧大系二四四頁）とあり、謀議の場に、後白河院も静憲も何度も出掛けていたとする。

\* 榎原千鶴「『源平盛衰記』の一性格―「政道」をめぐる―」（日本文学、一九九一・1）。『平家物語 創造と享受』三弥井書店一九九八・10再録。引用は後者による。）

\* 前田知子「静賢の人間像―『平家物語』と関連させて―」（香椎鴻三二、一九八五・9）

\* 牧野和夫「慶應義塾図書館蔵『聖徳太子伝正法輪』翻印並びに解説」（東横国文学二六、一九八四・3）

\* 村井康彦『改訂平家物語の世界』（徳間書店一九七九・9）

\* 山本一「静賢と俊寛―『愚管抄』と『平家物語』との間―」（北陸古典研究一〇、一九九五・9）

1 鹿谷ニハ、2 軍ノ評定ノ為ニ、人々多集テ一日酒盛シケリ。3 多田藏人ガ前ニ、杯ノ有ケルニ、新大納言<sup>5</sup>青侍ヲ、6 招テ私語給ヘリ。7 青侍<sup>8</sup>マカリ立テ、程ナク長櫃一合、縁ノ上ニ昇居タリ。9 尋常ナル<sup>10</sup>白布五十端取出シテ、11 藏人ガ前ニ横置セテ、大納言<sup>13</sup>曰ケルハ、「日比談義申侍ツル事、大将軍ニハ一向ニ奉<sup>レ</sup>憑<sup>〇</sup>。其<sup>レ</sup>弓袋ノ料ニ進スル<sup>14</sup>也。今一度候<sup>15</sup>バヤ」トゾ強タリケル。16 藏人居直リ畏テ、三度吞テ布ニ手打係テ押除タレバ、郎等ヨツテ取<sup>レ</sup>之。其<sup>レ</sup>後押マハシク、得タリ指タリスル程ニ、既ニ晚ニ<sup>16</sup>及ブ。庭ニハ用意ニ持タリケル<sup>17</sup>傘ヲアマタ張立タリ。18 山下ノ風ニ笠共吹レテ<sup>19</sup>倒ケレバ、20 引立タ々々置タル馬共驚テ、散タニ躡踊食合踏合シケレバ、舍人雑色馬ヲシツメント、庭上々々<sup>21</sup>下ヘ返テ<sup>22</sup>狼籍也。酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケルニ、瓶子ヲ直垂ノ袖ニ懸テ、頸ヲ折テケル。大納言<sup>23</sup>見<sup>レ</sup>之、<sup>24</sup>戲呼<sup>〇</sup>事ノ始ニ平氏<sup>24</sup>倒侍リヌ」ト被<sup>レ</sup>申タリ。面々咲壺ノ会也。康頼突立テ、「大方、近代アマリニ平氏<sup>26</sup>多シテ持酔タルニ、既ニ<sup>27</sup>倒亡<sup>〇</sup>ヌ。28 倒タル<sup>29</sup>平氏<sup>30</sup>項ヲ<sup>31</sup>取<sup>レ</sup>バ、取<sup>レ</sup>テ、是ヲ差上テ一時<sup>30</sup>舞タリ。サテ、取タル<sup>31</sup>首ヲバ可<sup>レ</sup>懸也トテ、大路ヲ渡スト云テ、広縁ヲ<sup>32</sup>三度<sup>33</sup>廻シ、獄門ノ樗木ニ<sup>34</sup>係ト名テ、大床ノ柱ニ<sup>35</sup>烏帽子懸ニツラヌキテ結付タリ。土ノ穴ヲ堀テ云事ダニ漏ト云。マシテ<sup>37</sup>左程ノ座席ニテ加様ニヤ有ベキト、<sup>38</sup>後ヲソロシ。「石ニ口ス、ギ、流ニ枕スト云<sup>39</sup>事有<sup>〇</sup>」ト思者ハ、<sup>40</sup>座ヲ起ツ人モアリケルトカヤ。

【校異】 1 〈蓬〉「鹿谷のには」とし、「の」字に見せ消ち。 2 〈近〉「いくの」とし、「く」字の後に補入符あり。右に「さ」を傍書。 3 〈近〉「たゞのくらうとか」、〈蓬〉「多田藏人か」、〈静〉「多田藏人か」。 4 〈蓬・静〉「坏の」。 5 〈近〉「せいしを」、〈蓬〉「青侍を」、〈静〉「青侍を」。 6 〈近〉「まねいて」、〈蓬・静〉「まねきて」。 7 〈近〉「せいし」、〈蓬〉「青侍」、〈静〉「青侍」。 8 〈近〉「まかりたちて」、〈蓬〉「まかり立て」。 9 〈近〉「よのつねなる」、〈蓬〉「尋常なる」、〈静〉「尋常なる」。 10 〈近〉「はくふ」、〈蓬〉「白布」、〈静〉「白布」。 11 〈近〉「くらうとか」、〈蓬〉「藏人か」、〈静〉「藏人が」。 12 〈蓬〉「つみをかせたり」。 13 〈近〉「のたまひけるは」、〈蓬・静〉「の給ひけるは」。 14 〈近〉「まいらするなり」、〈蓬〉「進する也」、〈静〉「進する也」。 15 〈近〉「くらうと」、〈蓬〉「藏人」、〈静〉「藏人」。 16 〈蓬〉「及」。 17 〈近〉「からかさを」、〈蓬・静〉「唐笠を」。 18 〈近〉「さんげの」、〈蓬〉「山風の」、〈静〉「山下風の」。 19 〈近〉「たふれければ」、〈蓬〉「倒れければ」、〈静〉「倒れければ」。 20 〈近〉「ひきたてひきたて、

「静」引立く。21 蓬「下に、静」下に。22 蓬「狼籍なり、静」狼籍也。23 近「おかしや」。24 近「たふれ侍りぬと、蓬」倒れぬと、静「倒れぬと」。25 近「ついたちて、蓬」突立て、静「突立て」。26 近「おほうして、蓬・静」おほくして。27 近「たふれほろひぬ、蓬」倒れぬと、静「倒れぬと」。28 近「たふれたる、蓬」倒たる、静「倒たる」。29 近「バ」なし。なお、「へいじくびを」。蓬「平氏の頸をは、静」平氏頸をは。30 近「まふたり、蓬・静」舞たり。31 蓬・静「頸をは」。32 蓬「三度、静」三度。33 近「まはし、蓬」廻く、静「廻し」。34 近「かくと、蓬」かくると、静「懸ると」。35 近「ゑぼうしかけに、蓬」烏帽子かけに、静「烏帽子かけに」。36 近「もると、蓬・静」もると。37 近「さやうの」。38 近「うしろ、蓬」後。39 蓬・静「事も」。40 蓬・静「座ヲ」なし。41 蓬「モ」なし。

【注解】○鹿谷ニ八軍ノ評定ノ為ニ、人々多集テ一日酒盛シケリ 盛は、卷三「成親謀叛」の鹿谷寄昌記事で、成親は、実定の大將任官も平家の計らいと嫉み、平家を滅ぼすために、さるべき者共を語らい、準備に余念なかつたと記していた。当該話の鹿谷酒宴場面は、諸本にも共通して見られる話。なお、「一日酒盛シケリ」に近似する本文、《延・長》に「終日ニ酒宴シテ遊ケルニ」（《延》卷一―六七ウ）とあり。「一日」は、ある日の意ではなく、終日酒盛りしていた時の話とするのであろう。ただし、「酒盛」の語について、永池健二は、『看聞御記』の記事を分析し、「有数献。及酒盛」や「三献了（中略）其後梅花飲等大飲酒盛乱舞」といった記述が裏付けているように、明らかに「酒盛」の前に酒宴は始まっている。酒宴のある時点で何かが変わり、そこから「酒盛」が始まるのである。「中世にあつても、本式の饗宴は、大盃を上座から下座へと順次に一献、二献、三献と整然と巡らして進められた。その三献を終えて後、一同が座を起っているのは、そこで格式ある饗宴の儀礼部分が一旦終了したのであろう。右の諸例を参看して注目すべきは、そうした宴の前半部の、格式に支配された整然たる勸杯の場面を、けっして「酒盛」とは呼んでいないという事実である。

「酒盛」と呼ばれているのは、つねに、そうした整然たる巡盃の終了した宴の後半部、いわば二次会とでもいうべき、格式から解き放たれた自由な宴の席であった」（二二―二三頁）と指摘する。おそらくは、最初に儀礼的な酒宴があり、その後「酒盛」へと移行して、なかば酩酊のなかで後の猿樂が行なわれたのであろう。また、この時いた「人々多」とは、卷五「行綱中言」によれば、行綱の他、「新大納言家父子・近江中将入道殿・法勝寺執行法印・平判官康頼・西光法師」（一―三―一八頁）等である。○多田藏人ガ前ニ杯ノ有ケルニ、新大納言青侍ヲ招テ私語給ヘリ 近似本文を記すのが、《延・長》。《延》「酒盛半ニ成テ万ツ興有ケルニ、多田藏人ガ前ニ盃流留タリ。新大納言、青侍一人招キ寄テサ、ヤキケレバ」（卷一―六七ウ）。《延・長》によれば、巡盃の盃が多田藏人行綱の前に来たのを機として、成親が青侍を呼び寄せて、白布の入った長櫃を取り寄せたのであろう。行綱については、本全釈の注解「多田行綱ヲ招テ」（二〇―一六頁）参照。○程ナク長櫃一合、縁ノ上ニ昇居タリ 延・長同。縁の上に置かれたのは白布の入った長櫃だが、それを取り出して行綱の前に積んだとする。行綱もその縁近くに座っていたのであろうか。○尋常ナル白

布五十端取出シテ 白布を五十端とするのが、〈延・長・盛・屋・覺・中〉（〈延・長〉は、「尋常なる」も〈盛〉に同じ）、三十端とするのが、〈四・鬩・南〉。『愚管抄』に「白シルシノ料ニ、宇治布三十段タビタリケルヲ持テ」（旧大系二四四〜二四五頁）とあることから、三十端とする伝承も早い段階からあったことが分かる。なお、〈鬩〉は、当該記事には、行綱の件を欠くが、卷一下「九 行綱仲言事」に、「給弓袋。料<sup>（一）</sup> 白布卅端持<sup>（二）</sup>下人<sup>（三）</sup>」（二一〇）とあり、成親が行綱を語るために授けた重要な証拠となる品であることから、当然卷一上にあるべき記事であろう。誤脱と考えられる。〈盛〉では、この行綱が手にした白布三十端については、この後の、卷五「行綱中言」に、「多田藏人行綱ハ弓袋ノ料ノ白布ヲ直垂小袴ニ裁縫テ」（一三三—一三六頁）とある他、「五十端ノ白布ヲバ一端モ語ザリケリ」（一三三—一三二頁）ともある。○日比談義申侍ツル事、大將軍二ハ一向ニ奉憑。其弓袋ノ料ニ進スル也 当該本文に近似するのは、〈延・長〉。『平家物語』諸本、弓袋の料として白布を与えたとする点は同じだが、『愚管抄』は「白シルシノ料」とする。「日比談義申侍ツル事」とは、〈延・長〉の場合、鹿谷に集まった与力の者達の名寄記事の後に続く、「平家ヲ滅スベキ与力ノ人々、新大納言ヲ始トシテ、常ニ寄合々々談義シケリ」（〈延〉卷一—六七〇〜六七ウ）が該当しよう。これに対して、〈盛〉の場合は、卷四冒頭の記事「新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩倫ニ催集テ、鹿谷ニ衆坐シ」（一—二〇—一頁）が先ず該当するし、さらに卷三「成親謀叛」の鹿谷寄合記事で、「行綱を招き寄せた成親が、酒を勧めて、金造の太刀を一振引出物に与え、与力を訴えた本文が該当しよう。○今一度候バヤ 〈盛〉の独自本文。今一献いかがですかと、成親が行

綱に勧めたの意。○藏人居直リ畏テ、三度吞テ布ニ手打係テ押除タレバ、郎等ヨツテ取之 〈盛〉の独自本文。行綱が居住まいを正して、酒を三度飲んで布に手をかけて押し退けたところ、行綱の郎等が来てこれを取ったの意。なお、行綱の密告の場面では、「行綱酒三度タベテ後、大納言宣シハ、平家ハ悪行法ニ過テ、動スレバ奉嘲朝家之間、可追討之由、被下院宣タリ。但源平両氏ハ、昔ヨリ朝家前後之將軍トシテ、逆臣ヲ誅戮シテ所蒙異賞也。サレバ今度ノ合戦ニハ御刃ヲ憑、可有其意ト被仰間」（一三三—一三八〜一三九頁）と、酒を三度口にした後、成親に加勢を頼まれる場面に移るが、行綱が成親から白布を受け取ったことには触れない。それは、行綱の密告の場面では、行綱は自分に都合の悪い「五十端ノ白布」については、「一端モ語ザリケリ」（一三三—一三二頁）とされるからである。よって密告の場面では、行綱が布を受け取る場面には言及せず、代わりに成親の発言が接続していると考えられる（井上翠八頁）。○其後押マハシク、得タリ指タリスル程ニ、既ニ晩ニ及フ 〈盛〉の独自本文。その後、繰り返し繰り返し、飲んだり注いだりするうちに、酒盛が夜更に及んだの意。先に引いた永池健二の指摘を踏まえるならば、酒宴後の酒盛が次第に興に乗ってきたことを示すのだろう。「さす（指）」は、さかずきなどに入れた酒を注いで人に勧める意。『伊勢物語』に、「交野を狩りて、天の河のほとりに至るを題にて、歌よみてさか月はさせ」（新大系一五八〜一五九頁）、『邦訳日葡辞書』に「Sacazquino sasu. (盃をさす) ほかの人に盃 (Sacazquino) をやる」（五八二頁）とある。○庭ニハ用意ニ持タリケル傘ヲアマタ張立タリ 風に煽られて倒れた傘の音に驚いた馬が暴れたことをきっかけとして酒宴の騒動となったとするま

での本文は、〈盛〉の独自本文。傘を「張立タリ」とは、傘を開いて立て掛けておいたの意か。『一遍上人絵伝』には、傘を開いたまま脇に置いて庭上に控える姿がいくつも描かれている（日本の絵巻二〇―一六九頁「尾張国甚目寺」、二〇〇頁「桂の道場」、二四八頁「印南野の教信寺」など）。あるいは、供奉の人々が庭上で傘を開いて雨を避ける姿が『春日権現験記絵』(統日本絵巻大成一四―三四頁)に見える。巻五「行綱中言」では、この時の様子が「折節一村雨シテ、山下風ノ風烈ク吹侍シニ、庭ニ張立置タル傘共ノフカル、ニ」(一―三一九頁)と語られている。まず村雨が降ってきて、供奉の人々が傘をはり立てたところ、山風の強風が吹いてきたということか。いずれにせよ、風に煽られやすい状況にあったことになる。『猫のさうし』「わらはは如きのひとり法師、たま〜からかさをはり立て、置けば、やがてしまもとをくい破り」(旧大系三〇〇頁)。日本古典文学全集『猫のさうし』の現代語訳では、「たまたま傘を張って立てかけておくと」(三七〇頁)と解する。また、「用意ニ持タリケル」とあるが、貴族の外出に際しては、雑色が傘持として従うことはしばしばあったようで、『信貴山縁起』には、傘袋に収めた傘を持った雑色が、牛車や乗馬に従う姿が描かれている（日本の絵巻四―四二頁、七〇頁）。また、『法然上人絵伝』には、傘持の雑色六人を先頭に立てた撰政忠通の行列が描かれている（統日本絵巻大成一―一四頁）。○山下ノ風ニ笠共吹レテ倒ケレバ「山下ノ風」、校異18参照。巻五「行綱中言」には、〈底〉「山下風ノ風」(一―三一九頁)、〈近〉「山おろしの風」、〈蓬〉「山風の風」、〈静〉は欠く。以上からしても、ここは「山風(山おろし)の風」が良い。〈日国大〉「山から吹きおろす風」。当該話では、酒を三度のみ

贈られた白布を受け取った後、さらに酒宴も続き、暮れ方になった頃の話とするが、巻五「行綱中言」では、「今度ノ合戦ニハ御辺ヲ憑、可有其意ト被仰間、コハ浅間敷事カナ、イカゞ返答申ベキト存ゼシカドモ、左程ノ座席ニテ而モ院宣ト仰ラレンニ、争カ叶ジトハ可申ラレバ、左モ右モ勅定ニコソト申侍シ程ニ、折節一村雨シテ、山下風ノ風烈ク吹侍シニ」(一―三一九頁)とする。成親に呼び出された行綱は、初め中御門の成親の宿所に行ったが、鹿谷へ参れとの仰せを受け行つてみたところ、既に酒宴は始まっていたとする。そのようなことは、当該話の鹿谷酒宴場面には記されていない。初めから酒宴の場には鹿谷に行つたことを、行綱は先ず清盛に訴えたのである。その後酒を三度飲んだ後、成親から加勢を依頼された行綱は、院宣と言われて断ることもできず、とりあえず「左モ右モ勅定ニコソ」と答えた丁度その折に、雨が降り出し、山風の風が吹いたとする。この「一村雨」と「山下風ノ風」は、この後に展開する院近臣の者達の狂態を引き出すことになる。○引立タ々置タル馬共驚テ、散々ニ驛蹄食合踏合シケレバ 巻五「行綱中言」に、「馬共驚驛躍、踏合食合ナンドスルヲ見テ」(一―三一九頁)と、ほぼ同文が繰り返される。風に煽られて倒れた傘の音に驚いた馬が驚き騒ぐ様が具体的に記される。「驛」は本全釈八一七〇頁注解「驛返テ」参照。○舍人雑色馬ヲシツメント、庭上々ヲ下へ返テ狼藉也 舍人や雑色が暴れる馬を落ち着かせようと、庭中大騒ぎとなり、大変な騒動であるの意。巻五「行綱中言」には、該当する本文は見られない。○酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケルニ、瓶子ヲ直垂ノ袖ニ懸テ、頸ヲ折テケル 巻五「行綱中言」に、「末座ノ

人共ノ立騒、直垂ノ袖ニ瓶子ヲ係テ引倒シ、其頸ヲ打折テ侍シヲ（一―三一九頁）とある。酒宴の人々の内、「少々」が立ち騒いだ騒動が、「末座ノ人共ノ立騒」というように、「末座ノ人共」を引き込んだ騒動かのように記されている。なお、『平家物語』諸本では、〈四〉が「有ひる酒宴の瓶子の之こ」（三七左―三八右）と、瓶子を倒した人物を特定しない書き方で、〈盛〉に近似していると言えよう。これに対して、〈闘・延・南・屋・覚・中〉は、静憲の後白河法皇への諫言を聞いた成親が怒って立ち上がった時に瓶子を倒したとする。次項参照。なお、〈長〉は、当該記事を欠脱する。○大納言見之、「戯呼、事ノ始ニ平氏倒侍リ又」ト被申タリ 卷五「行綱中言」に、「座席静テ後、大納言殿、ア、事ノ始ニ平氏倒タリト宣シカバ」（一―三一九―三二〇頁）とする。「行綱中言」では、「座席静テ後」とあることにより、猿楽としての当意即妙性は弱まることになる。なお、『平家物語』諸本の内、〈闘・延・南・屋・覚・中〉では、成親が瓶子を倒すと、法皇が「アレハ何ニ」と尋ねたのに対し、成親が「不取敢ニ平氏ステニ倒レテ候」（〈延〉巻一―六八ウ）と答えたとする。これに対して、〈四〉では「北面。下藤平判官康頼不取敢事既成就候平氏倒た」（三八右）と康頼が答えたとする。〈四〉の場合、法皇と西光が登場しないため、法皇の役割をこの場の主催者成親が担い、成親の役割を芸能者でもある康頼が担うことになったのであろう。○面々咲壺ノ会也 卷五「行綱中言」に、「満座咲壺ノ会ニテ侍キ」（一―三二〇頁）とある。〈盛〉に「判官実ニ此講目出シ。来頭ハ義経營ミ侍ベシト宣ヘバ、兵皆咲壺会也」（六―八三頁）など数例あり、〈日国大〉は〈盛〉の例を引いて「居合わせている人たち全員が笑い興ずる集まり」の意とす

る。なお、真鍋昌弘は、ここにハヤスという言葉は用いられていないが、「面々に笑壺」という表現から見ても、この成親や康頼の咄嗟の科白や所作は、傲慢になった清盛以下平氏への、抵抗を込めたハヤシとして受け取ることができる（八―九頁）。○康頼突立テ 卷五「行綱中言」に、「康頼ツト立テ」（一―三二〇頁）とある。真鍋昌弘は、「つい立って」という表現が、『五節間部曲事』物言舞に、歌い出しの常套句の一部（「つる立て見たれば」として、繰り返し見ること）に注意する。「行綱中言」にも、同様な表現が見えることから、当時流行した猿楽芸は、酒宴でそのタイミングを見計らいながら、即興のハヤシ言葉や所作を、「つる立ちて」披露したのであろうと解する（一〇頁）。○大方、近代アマリニ平氏多シテ持醉タルニ、既ニ倒亡又。倒タル平氏項ヲバ取ニ不如」トテ、是ヲ差上テ一時舞タリ 卷四の鹿谷酒宴場面では西光の姿は全く現れず、康頼一人の猿楽事として記される。これに対して、巻五「行綱中言」では、西光が康頼の相手役として登場する。〈盛〉「是コソ浅間敷事云タリト存ゼシニ、中モ口恐シク侍レ共、西光法師倒タル瓶子ノ頸ヲバ取テ、大路ヲ可渡ト申ヲ、康頼ツト立テ、当職ノ檢非違使ニ侍トテ、烏帽子懸ヲ以テ、瓶子ノ頸ヲ貫捧テ、一時舞テ広縁ヲ三度持廻シテ、獄門ノ木ニ懸ト申テ」（一―三二〇頁）。また、巻七の「信俊下向」には、康頼の罪科が問われることになった酒宴の折の所業が記されるその中に、西光の所業も記される。〈盛〉「康頼ガ無類ニナル事ハ、何ノ罪ナルラント無慙也。北面ノ輩アマタコソハ被召誠ケルニ、他人ハ指モヤハ有シ。此事ハ同意ノ輩、鹿谷ノ評定ノ時、瓶子ノ倒テ頸ヲ打折タリケルヲ、平氏既ニ倒タリ、頸ヲ取ニハ過ズトテ、様々振舞タリケレバ、満座ノ人此

秀句ヲ感ジケルニ、西光法師折タル瓶子ヲ取合テ、猶平氏ノ首取タリ  
 くト云ケルヲ、入道聞給テ、カク深キ罪ニハ被行ケリ」(1—  
 四五六—四五七頁)。これを齟齬と解した高橋伸幸は、読み本系諸本  
 には西光が酒宴に登場していないことから、西光の極刑に備するこ  
 とをより強く印象づけるために、〈盛〉が〈南〉を含む語り系諸本か  
 ら取り入れて改訂したと考える(五頁)。但し、〈盛〉巻七では、この  
 本文に続いて、「契浅カラヌ輩コソ其座ニハ有ケメ、何トシテ漏ケル  
 ヤラン、後ニコソ行綱ガ讒言トモ聞エシカ」(1—四五七頁)と記す。  
 つまり、「行綱ガ讒言」ともあるように、行綱が清盛に告げた康頼や  
 西光の酒宴の場での所業は、行綱の讒言であったとするのである。そ  
 れは、巻五「行綱中言」に、「人ノ能言云タリシヲバ、我申タルニナシ、  
 我悪口吐タリシヲバ、人ノ云タルニナシ、殆有シ事ヨリモ過テハ云タ  
 リケレ共」(1—三二二頁)とも符合しよう。故に、〈盛〉の巻四の当  
 該話に西光の狂態が記されないのは納得できよう。一方、巻四では、  
 康頼の所業は記されるわけだから、この点は齟齬することになる。  
 なお、ここまでの鹿谷酒宴の場面は、『平家物語』諸本において次の  
 ように展開する。一番簡略な形が〈四〉。瓶子の倒れたのを見て康頼が、  
 「平氏倒れたり。首を取るには如かず」と言って、瓶子の首を取り、  
 差し上げたとする。舞を舞うのが康頼一人であり、瓶子の首を取って  
 差し上げたとする点、〈盛〉に一致する。次は、〈鬪・延〉(引用本文  
 は〈延〉)。①成親が瓶子を袖に掛けて倒したのを見た法皇が「アレハ  
 何ニ」②成親「不取敢平氏ステニ倒レテ候」③法皇「康頼参テ当弁  
 仕レ」④康頼「ツイ立テ」凡近來ハ平氏ガ余リ多候テ、モテエヒテ候」  
 ⑤成親「サテ其ヲバイカヌベキ」⑥康頼「ソレヲバ頸ヲ取ニハ不如」

⑦康頼「瓶子ノ頸ヲ取テ入ニケリ」。〈鬪・延〉では、法皇(①③)と  
 成親(②⑤)・康頼(④⑥)の三人の掛け合いで酒宴の場の狂乱が繰  
 り広げられている。次に〈長〉は、①の記事を欠脱する。以下、⑤を  
 欠くが、②③④⑥⑦は同じ。次に〈南・屋・覚・中〉では、法皇・成親・  
 康頼の他、俊寛と西光等主要な人物が一度ずつ登場する形(引用本文  
 は〈覚〉)。①法皇「あれはいかに」②成親「平氏倒れ候ぬ」③法皇「者  
 ども参ッテ猿乗つかまつれ」④康頼「あら、あまりに平氏のおほう候  
 に、もて酔て候」⑤俊寛「さてそれをばいかゞ仕らむずる」⑥西光「頸  
 をとるにしかじ」⑦西光「瓶子のくびをとってぞ入にける」。話者が  
 異なるものの、〈鬪・延〉とほぼ同じ発言が続く。ただ、③が異なる  
 のは、〈南・屋・覚・中〉では、康頼の他に、演者として俊寛や西光  
 が加わるため、法皇の発言は、「者ども参ッテ猿乗つかまつれ」になる。  
 また、⑦の話者が、〈南・屋・覚・中〉では西光になるが、乱発覚後  
 に清盛の怒りが西光に強く向けられるであろうことを予測させる。先  
 に引用した〈盛〉巻七「信俊下向」の傍線部参照。このようにこの後、  
 罪を重く問われる主要人物を登場させる〈南・屋・覚・中〉の形は、  
 〈鬪・延〉のさらなる発展形と考えられよう。なお、「項」は、校異29  
 にあるように「くび」。文明本『節用集』に「頸項クビ又俗作首クビト」(五〇三)  
 とあり、『節用集』には多く掲載される用字である。ただし〈盛〉に  
 おいては「項」を「くび」とする例は他に見出しがたい。「源三刀ヲ  
 ヌキ、三位ヲ二刀ヲサス。指レテ弱リ給ケルヲ、カヲ入テ驛返シ起シモ  
 立ズ。ヤガテ三位ノ首ヲ取。…(略)…源三位ノ首ヲ取、郎等ニ項  
 ノ重キハイカニト問。疵ヲ負給ヘリト云」(巻三十七「平家公達」)  
 5—三八八頁)とあり、「うなじ」と読むか。○サテ、取タル首ヲ

バ可懸也トテ、大路ヲ渡スト云テ、広縁ヲ三度廻シ（盛）の独自本文。取った瓶子の頸を懸け、大路渡しをすと言ひ、広縁を三度駆け巡ったのは康頼だが、前項の注解に引用した巻五「行綱中言」では、西光が瓶子の首を取り、大路を渡せと言ったのに対し、康頼が、一時舞って広縁を三度駆け巡っている。真鍋昌弘は、瓶子の首をもって一時舞い、広縁を三回回ったというのも、巻三「澄憲祈雨（三百人舞）」で見た澄憲の即興の演技と同質のものとする（九頁）。○獄門ノ櫓木ニ係ト名テ、大床ノ柱ニ烏帽子懸ニツラヌキテ結付タリ 巻五「行綱中言」には、前半部分「獄門ノ櫓木ニ係ト名テ」に該当する本文はないが、後半部分は、「康頼ツト立テ、当職ノ檢非違使ニ侍トテ、烏帽子懸ヲ以テ、瓶子ノ頸ヲ貫捧テ」（一―三三〇頁）とある。櫓木は、建礼門の東脇にあった。一類本『平治物語』「源判官季経以下の檢非違使、大炊御門河原にて信西が首をうけ取、大路を渡、東の獄門のまゑなる櫓の木にぞかけてける」（新大系一六四頁）。諸本には、〈盛〉のように、獄門の櫓の木の代わりに、大床の柱の烏帽子懸に結び付けたとするものはないが、類似の発想のものとしては、〈中〉「へいしのくびをとりにて、御ぜんのみめのゑだにぞかけたりける」（上―四九頁）がある。「烏帽子懸」は、「烏帽子の上にかけて、あごの下で結ぶ紐。頂頭掛」（日国大）。折れて管状となった瓶子の頸に、烏帽子掛の紐を通して、その紐を大床の柱にくくりつけたのだろう。○土ノ穴ヲ堀テ云事ダニ漏ト云、マシテ左程ノ座席ニテ加様ニヤ有ベキト、後ヲソロシ 類句は、〈延・長・南・屋・中〉に見られる。特に近似するのは、〈延・長〉。〈延〉「土ノ穴ヲ堀テ云ナル事ダニモ漏ト云ヘリ。マシテサホドノ座席ナレバ、ナジカハ隠アルベキ。空怖クゾ覺ル」（巻

一一六九オ）。〈延・長〉は、宴席の場で舞った康頼の紹介記事の後に引く。対して、〈南・屋・中〉は、宴席の場で西光が「頸ヲ取ニシカズ」と言つて瓶子の頸を取つて退場した仕草を人々が笑う中、静憲のみは「ツヤ／＼物モ申サレズ」（南）として、当該句の「土ノ穴ヲ堀テ云事ダニモ洩聞ユ。マシテ左程ノ座席ナレバ程ナク六波羅へ聞ニケリ。返々後オソロシキ事共ナリ」（上―九九頁）を引く。傍線部が〈盛〉に似るが、〈延・長〉の近似度には及ばない。なお、この時代では、「もると」のように、連体形で終止することが口頭言語では一般的となっていた。校異36参照。○「石ニ口ヌ、ギ、流ニ枕スト云事有」ト患者ハ、偷ニ座ヲ起ツ人モアリケルトカヤ（盛）の独自本文。心内語の始まりは、「後ヲソロシ」からとも考えられるが、前項の注解に見るように、前の句に続くものと考えられよう。ここは諸注が指摘するように、『晋書』卷五十六の孫楚伝を典拠とする。「孫楚少時欲隱居、謂濟曰、当欲枕石漱流、誤云漱石枕流。濟曰、流非可枕、石非可漱。楚曰、所以枕流、欲洗其耳、所以漱石、欲厲其齒」。『蒙求』卷上の「孫楚漱石」にも引かれる（遠藤光正一四頁）。孫楚が「枕石漱流」を「漱石枕流」と言い誤つたことを咎めた王濟に対し、孫楚は、「枕流」とは、「あの昔話の巢父のように、汚れた耳を洗うためであり」、「漱石」とは、「自分の歯を磨こうと思うからさ」（新釈漢文大系『蒙求』上―二六四―二六五）と答えたとする。このことから、この話は、負け惜しみの強いことを示す話として理解されている。しかし、こうした理解では、〈盛〉のこの話は理解できないであろう。〈新定盛〉では、この話を、「瓶子・平氏の戯言を呆れた附会であると批判するをいう」（一―一九三頁）

と解するがやはり納得しがたい。「座ヲ起ッ人」は、宴席の狂態を見て聞いて座を後にしたわけである。ここは、負け惜しみの強さやこじつけの話として理解するのではなく、先の『蒙求』の注解に見る孫楚の「枕流」に対する理解にもとづいて解釈すべきではないのか。つまり、「漱石枕流」の成句もまた、汚れた耳を洗った許由や牛にその水

を飲ませなかった巢父のように、清廉潔白な者の話として理解して良いのであろう。そのために、その宴席にいた者の中、そうした汚れた光景を見、聞いたことを恥じて、窃かにその場を離れた者もいたとする結語を記しているのではなからうか。

## 【引用研究文献】

\* 井上翠 『源平盛衰記』の方法―繰り返しの技法について―（早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊一九一―二〇二・三）

\* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七、一九八六・一）

\* 高橋伸幸 『源平盛衰記』の記述矛盾―「鹿谷酒宴」を廻って―（土庫〔平安博物館だより〕三八、一九八六・四）

\* 永池健一 「酒盛考―宴の中世的形態と室町小歌―」（友久武文先生古稀記念論文集『中世伝承文学とその周辺』溪水社一九九七・三）

\* 真鍋昌弘 「ハヤシている風景―『源平盛衰記』において―」（友久武文先生古稀記念論文集『中世伝承文学とその周辺』溪水社一九九七・三）

## 涌泉寺喧嘩

北面ハ、<sup>1</sup>白川院<sup>2</sup>御宇ヨリ<sup>3</sup>被始置、衛府共アマタ在ケリ。為俊・守重童部ヨリ千寿丸・今大丸トテ、<sup>4</sup>切者ニテ侍ケリ。鳥羽院御時ハ、季範・季頼父子共ニ近<sup>5</sup>奉<sup>6</sup>被<sup>7</sup>召仕、伝奏スル折モ有ケリ。去<sup>8</sup>ドモ皆身ノ程ヲ計ヒテコ<sup>9</sup>ソ振舞ケルニ、此御時ノ北面ノ下臈共ハ事ノ外ニ過分ニテ、公卿<sup>10</sup>殿上人ヲモ物共セズ<sup>11</sup>無<sup>12</sup>礼義<sup>13</sup>。理ヤ、<sup>14</sup>下北面ヨリ上北面ニ移リ、上北面ヨリ、殿上ヲユルサル、者モ有ケレバ、驕レル心モ有ケル也。其中ニ故少納言入道信西ノモトニ、師光<sup>15</sup>・成景ト云者アリ。成景ハ京ノ者、小舎人童太郎丸ト云ケリ。師光ハ阿波国ノ者、<sup>16</sup>種根<sup>17</sup>田舎人也ケリ。童部ヨリ常ニ召員シケルガ、院御所ニテ信西御前ニ候ケルニ、天台ノ不思議共御尋有ケルニ、折節<sup>18</sup>廢<sup>19</sup>シテ演得ザリケレバ、<sup>20</sup>如何シテ御前ヲ立ベキト、<sup>21</sup>身体<sup>22</sup>苦ク思煩タル心地色ニ顯テ在ケレバ、童是ヲ遙ニ<sup>23</sup>見危テ、<sup>24</sup>沓脱<sup>25</sup>近<sup>26</sup>居寄テ高カニ、「御内ヨリ御<sup>27</sup>召有テ、御使<sup>28</sup>三箇度、<sup>29</sup>御參<sup>30</sup>如何」ト云タリ。<sup>31</sup>信西得タル折節トテ罷出ヌ。「如何ニ」ト尋ヌレバ、童答テ云、「御座ヲ起<sup>32</sup>バヤト思召<sup>33</sup>御気色ノ見サセ給ヘバ、<sup>34</sup>自ガ虚誕也」ト申。信西<sup>35</sup>打領許<sup>36</sup>テ、「神妙々々」ト感ズ。喩ヘバ、「紅山ニ入テ道ヲ失ヘリシニ、牛童ニ教ヘラレテ都ニ入所望<sup>37</sup>ヲ遂<sup>38</sup>」ト、銀心大臣ガ書ル筆モ、<sup>39</sup>今被<sup>40</sup>思<sup>41</sup>合<sup>42</sup>ト感ジテ鳥帽子ヲタビ、<sup>43</sup>恪勤者<sup>44</sup>ナンドニ仕ケルガ、<sup>45</sup>兩人<sup>46</sup>勅負尉ニナサル。事ニフレテ賢々シカリケレバ、院ノ御目ニモ懸進セテ、被<sup>47</sup>召仕<sup>48</sup>ケリ。師光ハ左衛門尉、成景ハ右衛門尉トゾ申ケル。信西平治ノ乱ニ討レシ時、二人共ニ出家シテ、左衛門入道ハ西光、右衛門入道ハ西景トゾ申ケ<sup>49</sup>モ。二人ナガラ御蔵ノ預ニテ、猶被<sup>50</sup>召仕<sup>51</sup>ケリ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「白河院の」。2 〈近〉「ぎようより」、〈蓬〉「御宇より」、〈静〉「御宇より」。3 〈近〉「はしめをかれ」、〈蓬・静〉「始をかれて」。4 〈静〉「侍りけり」。5 〈近〉「めしつかはれたてまつり」、〈蓬〉「召つかはれ奉りて」、〈静〉「めしつかはれ奉りて」。6 〈静〉「霞上人をも」。7 「霞」と読んだが難読。ルビ「テン」からは「殿」の可能性もあり。校異9参照。7 〈近〉「れいきもなし」、〈蓬〉「礼儀かなし」、〈静〉「礼儀もなし」。8 〈近〉「げほくめんより」、〈蓬〉「下北面より」、〈静〉「下北面より」。9 〈静〉「霞上を」。10 〈近〉「しゆこん」、〈蓬〉「種根」、〈静〉「種根」。11 〈近〉「あなかななりけり」、〈蓬〉「田舎人成けり」、〈静〉「田舎人也けり」。12 〈静〉「信西」。13 〈蓬〉「不思議とも」、〈静〉「不思議とも」。14 〈蓬〉「癢」じて、〈静〉「癢」じて。15 〈近〉「のへえさりければ」とし、後の「は」に見せ消ち。16 〈近〉「いか、して」、〈蓬〉「如何して」、〈静〉「如何して」。17 〈近〉「しんだい」、〈蓬・静〉「身体」。18 〈近〉「みあやふめて」、〈蓬・静〉「みあやしみて」。19 〈近〉「御まいり」、〈蓬〉「御参」、〈静〉「御参」。20 〈近〉「いか」と、〈蓬〉「如何と」、〈静〉「如何と」。21 〈静〉「信西」。22 〈蓬〉「折ふしとて」とし、最初の「とて」に見せ消ち。23 〈近〉「御きしよくの」、〈蓬〉「御気色の」、〈静〉「御気色の」。24 〈近〉「うちうなつきて」、〈蓬・静〉「うち領許て」。25 〈蓬〉「筆にも」。26 〈蓬〉「思ひあはせらる感して」とし、「る」の後に補入符。右に「と」を傍書。27 〈近〉「ゑぼうしを」、〈蓬〉「烏帽子を」、〈静〉「ゑほしを」。28 〈近〉「かぐんしやなとに」、〈蓬〉「恪勤者なとに」、〈静〉「恪勤者なとに」。29 〈近〉「ゆげいのぜうに」、〈蓬〉「鞞負尉に」、〈静〉「鞞負尉に」。30 〈蓬〉「御眼にも」、〈静〉「御眼にも」。31 〈近〉「かけまいらせて」、〈蓬・静〉「かゝりまいらせて」。32 〈近〉「きゑもんぜう」とし、「き」字に訂正符あり。右に「さ」を傍書。33 〈静〉「信西」。34 〈近〉「へいぢのらん」に、〈蓬〉「平治の乱」に、〈静〉「平治の乱」に。35 〈蓬〉「ハ」なし。

【注解】 ○北面ハ白川院御宇ヨリ被始置、衛府共アマタ在ケリ 『愚管抄』に「此御時院中ニ上下ノ北面ヲオカレテ、上ハ諸太夫下ハ衛府所司允オホク候テ、下北面、御幸御後ニハ矢オイテツカフマツリケリ」（旧大系一〇五頁）とあるが、ここで取りあげられるのは、「下ハ衛府所司允」とあるように、下北面の者達である。当該記事では、白河院の折に初めて置かれた北面の中で、歴代の院に寵愛された者達が先ず挙げられるが、彼らは鳥羽院の時までは身の程を弁えて振る舞っていた、ところが近時の北面の者達は、殊に過分で、公卿や殿上人をもものともせず、おごり高ぶっていると、後白河院の寵人師光（西光）の話となる。 ○為俊・守重童部ヨリ千寿丸・今大丸トテ、切者ニテ侍ケリ 〈尊卑〉によれば、為俊は使大夫尉・出雲守藤原章俊の子。

右記寛治六年四月十八日条等によりそれは誤りで、千手丸が正しい。藏人所の小舎人は出納と共に納殿の御物を管理するのが職掌であるが、その見習いである小舎人童の時に白河帝にその容姿を見られる機会があったのか。彼は使尉に任せられてからも傍ら院藏人所衆をも勤めていたらしい（『中右記』嘉保二年八月二十八日条）。白河帝が将来為俊を衛府尉に抜擢任用するために、使大夫尉の経歴者章俊の猶子としたかとされる。小舎人童になるのは、七、八位の位階を有する畿内及びその周辺の郡郷司か荘官で、貴紳家にも所縁を有した者の子息で

あった。為俊は藤原姓を假冒するが、これは、院が出自不明の寵童に官職を与えようとする場合、先ず藤原氏なり平氏を假冒させ、侍身分の官職へ任官させたことによる（青山幹哉三九頁）。但し、寛治四年以後の諸史料には平姓で記される。為俊は、無官の童から兵衛尉に任官し、さらに検非違使に任官している。こうした破格な昇進ぶりからも、白河院の為俊に対する寵愛ぶりが分かる。（米谷豊之祐①二三八―二四一頁）。なお、〈延・長〉は、「千手丸ハ本ハ三浦ノ者也」（〈延〉卷一―七一オ）とする。『系図纂要』等にも、為俊を三浦為通の子、平太郎為継の弟とするが、米谷豊之祐①は、もし為俊が三浦氏の出であったなら、鎌倉幕府草創時に義澄や義村がそれを誇りとして言及しないはずがなく、取るに足らない附会だろうとする（二三九頁）。また、盛重（守重）は、〈尊卑〉によれば、從五位上筑前守藤原国仲の子。付注に「千寿丸、周防国住人。童形之時候北面。白河院御寵童、元服之後近習」（二―三二頁）とある。なお、〈尊卑〉は、この後に、「長門守高階経敏家人也。自幼日東大寺別當敏覚法印為兒童召使之」。南都御幸之時、白河院被<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>天眼<sub>一</sub>即被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>出<sub>一</sub>之有<sub>レ</sub>寵」とさらに注を付すが、盛重を兒童として召し使ったとある敏覚は、その出生が盛重の推定三十二―三十三歳頃であるから、盛重の付注とは考えられない（米谷豊之祐①二四七頁）。〈尊卑〉は、盛重を千寿丸とするが、為俊の注解に見るように、今犬丸が正しい。『十訓抄』にも、「肥後守盛重は周防の国の百姓の子なり」（日本古典文学全集八四頁）とあり、六条右大臣源顕房の家来が引き取った盛重を顕房が引き取って育て、余りに利発故、白河院に差し上げたとする。また、〈延・長〉にも、「今犬丸ハ周防国住人、後ハ肥後守トゾ申ケル」（〈延〉七一オ）とある。

米谷豊之祐①は、『十訓抄』が「百姓の子」とするのも、郡・郷土か庄官の子であろうかとする（二四二頁）。康和四年（一一〇二）から永久元年（一一二二）にかけて検非違使を勤め、以後石見守・相模守・信濃守・肥後守を歴任した（米谷豊之祐①三四頁。二四二―二四七頁）。なお、「童形」とは文字どおり「童」の「形」をしているということ、年齢として子供であるとは限らない。もちろん、「内府子息六歳童形」（『吾妻鏡』元暦二年四月十一日条）の六歳のように現在の子供の概念と同じものもあるが、「正応六年（生年十五）童形」（『鎌倉遺文』二六三二七号）や「故刑部卿永盛朝臣子童形也、名永知云々、十八歳」（『建内記』文安四年七月十二日条）などのように、十五歳や十八歳の場合もあった。土御門顕親（有通）は「侍従顯親童形也」（『建内記』文安四年四月十九日条）と記されるように、童形のまま任官し侍従として登場する。この時彼は十六歳程度と推測されるが、元服後も「童形」のまままで出仕しているのである。前掲十八歳の童形も『建内記』には「永知」という元服後の名で記されている。寺院の例ではあるが「賞<sub>二</sub>翫<sub>一</sub>童形者、自他門之恒習、古今之定例」（弘長二年五月十八日金剛峯寺返牒『鎌倉遺文』八八一九号）とあり、寺院の世界では「童形」を「賞翫」するのが「古今之定例」となっていると、金剛峯寺から東大寺に宛てた公式文書で明言して憚らない。聖なる僧侶の世界でさえそうなのだから、「古今之定例」は俗人の貴族社会にも広まっていたと考えて良いであろう。前掲『建内記』文安四年七月十二日条には高倉永知（十八歳）・広橋阿婦丸（十五、六歳）の二人の「童形」の者の死亡記事を載せている。そのどちらの記事にも「連々咫古尺龍顔」の者であるという注記がある。この場合の童形は貴人に

「咫尺」して「賞翫」の対象となっていたことを意味している。ただか十五、六歳の広橋阿婦丸を人々が「怖畏」したのはその関係を意識していたからであろう。ちなみに文安四年（一四四七年）、時の天皇後花園は二十八歳である。ただ、今まで示してきた史料は鎌倉・室町期のもので院政期にまですべて遡ることができるとはわかっていない。しかし、承徳二年に死亡した橋頼里について、白河天皇在位中に滝口・内舍人となり、「殊に別寵有り」て検非違使や院分国越中守となつたというのも、とくに「賞翫」を示す記述はないが「父母不知誰人」という人物の出世としてはそのような背景を想定せざるを得ない。承徳二年に三十七歳で死亡した橋頼里は白河天皇在位の期間中は十二歳から二十五歳に当たり、前半は「童形」として「連々咫尺龍顔」した「賞翫」の対象となり、成人後は検非違使や受領として院に奉仕していたのであろう。〈尊卑〉注に藤原為俊が「直奏」を許され「夜御殿」へ召されたという「御寵童」の実態はこのような事情によるのである。

○鳥羽院御時ハ、季範・季頼父子共ニ近奉被召仕、伝奏スル折モ有ケリ 季範は、北面・検非違使であった源康季の子、鳥羽院の滝口・北面・検非違使をつとめる。季頼は季範の子（〈尊卑〉2―四一頁）。河内国坂戸牧を本拠とする文徳源氏の一流坂戸源氏。康季の子の資遠・季範・近康、季範の子の季頼・季実等は皆検非違使をつとめ、季範は、その後、河内守・紀伊守・周防守を歴任している。季頼の兄弟にあたる季実は、院の伝奏をつとめ、「伺候院者」（『兵範記』仁平三年〔一一五三〕十一月二十六日、二十八日条）として貴族社会内で認知されていた。季頼もまた、鳥羽院近習として働き、頼長は、養女多子の立后を実現させるための要請を、季頼を通して行っている（『台記』

久安六年〔一一五〇〕二月二十日条）。これ以外にも、季範が院の側に伺候して、院と貴族との間をつなぐ役割を担う場面は多く見られる（伊藤瑠美一〇〇～一二三頁）。なお、季頼は、父の季範（『山槐記』保元元年三月四日条に死亡記事）に先立って死亡している（年四十。『本朝世紀』仁平元年〔一一五一〕正月二日条。佐々木紀一、三四頁）。このように鳥羽院政後期には、季範や季頼のように、武的要素を持つ者が日常的に院に近侍し、伝奏の職務は完全に院司と彼らに二分されるようになっていた（伊藤瑠美九頁）。○去ドモ皆身ノ程ヲ計ヒテコソ振舞ケルニ、此御時ノ北面ノ下臈共ハ事ノ外ニ過分ニテ 鳥羽院までは、季範や季頼等の寵臣達も身の程を弁えて振る舞っていたが、後白河院の北面の下臈の者達は、寵愛による官位上昇を良い事に増長していったとして、その典型例として、信西に任せ、後に後白河院の寵臣となった西光・西景の叙述に移る。その西光の子の師高・師経兄弟が張本人となり生起した事件がこの後に記される山門事件である。

○下北面ヨリ上北面ニ移リ、上北面ヨリ殿上ヲユルサル、者モ有ケレバ、驕レル心モ有ケル也 侍層の詰所である下北面は、「下侍（俗言下北面）」（『台記』久安四年〔一一四八〕十一月二十日条）とも呼ばれ、十二世紀初頭には院による軍事力組織の拠点となっていた。この下北面の成立に伴って本来の「北面」が「上北面」とも言われるようになったと考えられ、そこには、公卿・殿上人・諸大夫・地下の公達らが伺候したと見られる。『愚管抄』「院中ニ上下ノ北面ヲオカレテ、上ハ諸太夫下ハ衛府所司允オホク候テ、下北面、御幸御後ニハ矢オイテツカフマツリケリ」（旧大系一〇五頁）。事実かは不明だが、『保元物語』によれば、保元の乱の際、崇徳院のもとに伺候した為義に、崇

徳院は、所領を与え判官代にした上で、上北面での祇候を許している（新大系一四頁）。このように、武士や下北面衆の近臣に上北面での祇候を許すということが実際にあったのであろう。当該記事も、上北面での祇候を許されたという意味であらう（秋山喜代子八一―八七頁）。

○其中二故少納言入道信西ノモトニ、師光・成景ト云者アリ（四・闘・延・長・南・屋・覚・中）同。諸本はいずれも、西光の紹介文として、初めに師光と成景を紹介するが、成景についてこの後具体的な話が始まることなく、西光の話が始まる。このように、「二人が紹介され、その内一人が叙述から消え去る」という話型は、『平家物語』では、有王の物語や巴御前の物語にも見られる。この点に注目した生形貴重は、こうした話型において、『平家物語』では、それ以前に具体的にその人物が登場して描かれることはないとする。故に、語り本のように、鹿谷の酒宴の場面に西光が登場するのは、後出本文の形であるとする（二一九頁）。○成景ハ京ノ者、小舎人童太郎丸ト云ケリ（四・闘・延・長・屋・中）（師光・成景は）小舎人童、若ハ格勤者ニテ、ケシカル者共ナリケレドモ、サカハシカリケル間、院ノ御目ニカ、リテ召仕ハレケリ（延）七一〇―七一ウ）。（南・覚）「師光は阿波国の在庁、成景は京のもの、熟根いやしき下臍なり。こんでい童、もしくは格勤者などにて召つかはれけるが、さかハシかりしによつて」（覚）上―四八頁）。傍線部が、〈盛〉に一致する点注意される。〈尊卑〉によれば、先に記されている鳥羽院の寵臣盛重の猶子。付注に「少納言通憲家人。依父盛重例」童形之時候「北面」。鳥羽院御寵童、後白河院御代被召近習聴奏事ニ云々。平治之乱之時少納言入道遭妖於大和奥多原山被掘埋刻相隨。与西光同時出家、号

西景」（二―三三頁）とある。成景は、平治の乱の折出家して西景と名乗った後も、後白河院の側近として仕え、院庁に納められる米穀・魚類の収納にあたっていたらしく、清盛のクーデターの際に武士達が彼の楊梅・壬生堂なる倉庫を押さえて米穀・魚類を運び出している（山槐記）治承三年十一月二十日条。米谷豊之祐②一九〇―一九一頁）。

こうした後年の職掌からも、成景が小舎人童であったとするのは事実であらう。先の為俊の注解に見たように、成景も小舎人童の時に鳥羽院にその容姿により見出されたのであろう。「太郎丸」については未詳。『玉葉』養和元年八月五日条によれば、成景は、「業景法師」と記されている。なお『兵範記』保元二年（一一五七）十月二十七日条に「左衛門少尉）藤師光（元内舎人滝口、造宮）」、「右衛門尉）大江成景（造宮、元馬允）」とあり、この「大江」成景が、後の西景である可能性もある。本来大江氏出身であった広元は「養育之恩」によって中原姓を名乗っていたが「可繼絶氏」ために、本姓に戻っている（『吾妻鏡』建保四年閏六月十四日条）、また「将軍利仁」の末である藤原景遠が大学頭大江通国の「猶子」となって大江に改姓する（『吾妻鏡』建保三年四月十一日条）など、猶子による改姓はこの頃多く見られるので、大江成景が藤原に改姓していた可能性はある。成景が衛門入道と呼ばれ、〈四・延〉等が、「二人一度に」とするものことに関わるのかもしれない。なお、後白河院北面に列した藤原能盛は、〈尊卑〉では盛景の子とされるが（二―三四頁）、『地下家伝』によれば、実父は成景で、盛景の猶子になったとする（三―九一―九五頁）。米谷豊之祐②は、『地下家伝』に信憑性が強いとする（一九〇頁）。○師光ハ阿波国ノ者 師光（西光）については、本全釈「西光法師」（七―五二―

五三頁）参照。師光を阿波の国の者とするのは、〈盛・南・覚〉。但し、この事を確認する史料はない。近世に編纂された『阿波志』は、師光は近藤と称し、柿原にいと記すところから、一般に師光の本姓は近藤で、柿原（現徳島県阿波市吉野町柿原）を本貫地としたとされる。また、『阿波志』では、師光の第六子を、阿波に上陸した義経二行を屋島に案内した人物、近藤六親家とする。『平家物語』諸本の内、西光の子の師高、乃至は師経を近藤とするのは、〈盛・南・屋・覚・中〉。〈覚〉「近藤判官師経」（新大系上―四九頁）、〈盛〉「近藤左衛門尉師高」（一―二〇七頁）。に対して、〈四・延・長・盛〉は、師高を藤原姓とするが、これは、父の師光が家成の養子になってからのことであろう（山下知之二五四―二五七頁）。しかし、それ以前の姓が果たして近藤姓であるかは確認できない。不明と言わざるをえないであろう。山下知之は、師光一族の本姓が近藤であった可能性は強いとして、信西と近い関係にあった人物が阿波国の国司となり、師光の父祖はその人物を介して信西とつながりを持ったのではないかとする（一五七頁）。さらに後白河院勢力と結びついた近藤氏の勢力に対抗するために、阿波の豪族である田口成良もまた、平氏と関係を保ぶことになったとする（山下知之二六〇―二六二頁、元木泰雄七頁）。○種根田舎人也ケリ「種根」は、素性の意。他の用例未詳。〈覚〉「熟根」。〈全注釈〉は、「宿根か。前世から定まっている機根の意で、ここは素性のこと」（上―一七七―一七八頁）とする。○童部ヨリ常ニ召具シケルガ、院御所ニテ信西御前ニ候ケルニ…「烏帽子ヲタビ、格勤者ナンドニ仕ケルガ、兩人勅負尉ニナサル」まで、〈盛〉の独自本文。〈延〉で示すと、「故少納言入道ノ許ニ、師光・成景ト云者アリケリ。【小舎人童、

若ハ格勤者ニテ、ケシカル者共ナリケレドモ、】サカハシカリケル間、院ノ御目ニカ、リテ召仕ハレケリ」（七一オ―七一ウ）の【部分に、独自本文が入る形。〈延〉に見る「小舎人童」は、先の「成景ハ京ノ者、小舎人童太郎丸ト云ケリ」の中に使われ、「格勤者」は、この後の「烏帽子ヲタビ、格勤者ナンドニ仕ケルガ」の中に使われる。つまり、〈盛〉編者は、成景は小舎人童として、師光は格勤者として、信西に仕えたと解するのであろうか。とすれば、この話に登場する「童」は、師光を指そう。天台の不思議について院に尋ねられた信西が忘失のため答えられなかった窮地を、師光が機転を利かして救ったとする話と考えられる。但し、この後も、「兩人勅負尉ニナサル」とも、「二人共ニ出家シテ、あるいは一人ナガラ御藏ノ預ニテ、猶被召仕ケリ」とも記されるが、次節で「其西光ガ息子ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ」と師光（西光）話に接続するように、当該話は、やはり師光（西光）称賛譚と解すべきだろう。本話の典拠は未詳。該博な知識を持った信西称賛譚は多くに見られる。たとえば、金刀比羅本『平治物語』上巻「唐僧来朝の事」「叡山物語の事」、両話に類似した話に『続古事談』第二、二十話の他、『古事談』第一、八十八話「通憲博識解山門三奇物事」、『雑談集』八巻ノ五「持律坐禪事」などが指摘できよう。そんな該博な知識を持つ信西が忘失した折の窮地を師光が救ったというのである。○天台ノ不思議共御尋有ケルニ〈新定盛〉は、「天台宗教義についての不審」（一―一九四頁）と解するが、一般には知られていない天台宗の深義などを指すのであろう。金刀比羅本『平治物語』の「叡山物語の事」に見るように、比叡山にまつわる該博な知識を有する信西像が背景にあらう。○沓脱近居寄テ院御所の御前に

候す信西に対して、師光が杏腕に近づいて告げたもの。杏腕は身分の低い師光にとって最も近づきうる境界領域を意味した。○御使三箇度正応五年（一二九二）閏六月二十九日「記録所注進状案」に「訴状雖<sub>レ</sub>及三ヶ度、終<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及陳状」（『鎌倉遺文』一七九六一）とあるように、相論において訴状を出して相手の陳述を待つ限度も「三箇度」であり、また「奉行人奉書、三ヶ度不<sub>レ</sub>叙用者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成御教書。又被状雖<sub>レ</sub>及三ヶ度、不<sub>レ</sub>事行者、於引付尋明子細」（『吾妻鏡』正嘉二（一二五八）年五月十日条）とあるように、奉書・御教書の公式文書による催促などは三回を限度としていたようである。「三箇度」というのが公的な催促、呼び出しなどの限度となっていたのであろう。承久本『北野天満縁起』に「其の間、贈僧正、三度の宣旨を蒙りて、比叡の山より北闕に参り給ひしに、鴨河の洪水も去り退きて、陸地の如くにて通り給ひしぞ、法験も目出たく、皇威も畏ろしかりし」（続日本の絵巻一〇八頁）とある。○信西打領許テ「領許」は「うなづく」。観智院本〈名義抄〉に「領許 ウナツク」（二八四頁）、三巻本『色葉字類抄』に「領許 カシキ ウナツク」（黒川本ウ暁字・三一七頁）とある。○紅山ニ入テ道ヲ失ヘリシニ、牛童ニ教ヘラレテ都ニ入所望ヲ遂 出典不明。三草山合戦の折、田代冠者信綱の言葉に、「雪ハ野原ヲウツメドモ、老タル馬ゾ道ヲシル」（『延』巻九十四六ウ）とあるが、ここは、紅山（未詳）に入って道に迷った時に、牛童に教えられて都に辿り着くことができたの意だろう。その場合、牛童は当然牛を引き、牛の後を辿ることにより道を見出したのではなからうか。その意味では、馬と牛との違いはあるが、信綱が引く典拠に近似した故事成句と言えよう。○銀心大臣 卷一の「きりう」譚で考えたことだ

が（本全釈二一七〜一九頁）、「きりう」譚を引く『蓬・静』が、「本説可尋」とするように、異本書写段階で早くも典拠が分らない話であり、その話と忠盛が殿上人からの陵辱を逃れ得た話とが余りにも酷似することから、その「きりう」譚は、日本で創作された話である可能性を示唆した。銀心大臣が記したとする成句の典拠は不明だが、日本で改作されたか、あるいは創作された可能性も考えるべきだろう。

○烏帽子ヲタビ 童髪の「童」、烏帽子の「人」、坊主頭の「僧侶」、蓬髪の「非人」というのが、中世という時代の身分表示であった。「童」は、成人儀礼によってはじめて「人」になりえた。それは、髪型・被り物のレベルでは、童髪から、髻を結い烏帽子を被ることであった（黒田日出男一五六〜一五八頁）。○恪勤者ナンドニ仕ケルガ 信西に家人として仕えたことを言う。次項に引く『延』には、小舎人童と共に「ケシア（カ）ル者共」とされる。恪勤は本来は「昨日滝口不<sub>レ</sub>恪勤者三人被<sub>レ</sub>停」（『小右記』永祚元年八月十八日条）のように怠りなく勤めることをいったが、しだいに「恪勤はすなはち宿直勤仕の人をいへり」・庶士の尤下等なるものなれば番衆といはずして恪勤を以て名とせり」（『武家名目抄』職名付録十。改訂増補故実叢書二二七三〜二七四頁）とあるように、鎌倉幕府以降、貴人に近侍して宿直・護衛を行う下級の侍を指すようになった。本来は武士に限らず、その構成は、「男女房凡無 恪勤人」（『中右記』永久二年十二月十九日条）とあるように男女を問わず、「恪勤者八人、散位重賢、宗広、少監物惟宗成賢、右衛門尉藤原重能、兵衛尉平行俊、文章生中原親清、豊原泰時、藤原清種」（『中右記』長承二年二月九日条）とあるように、実務官人や文章生など武士以外の者をも含んでいた。○兩人勲負尉ナ

サル「勲負」は、「勲負」が正しい。なお、「勲負」の表記も通用していた。ここは衛門尉になったことを指す。大同三年七月、衛門府が衛士府と併合され「左右勲負府」と号した（『日本後紀』大同三年七月二十二日条）。また、「令衛士府主之、然勲負為名」（『令集解』職員令所引弘仁二年十一月廿八日太政官符）とあるように衛士府の名称は残しつつ「勲負」の名称を用いたようである。弘仁二年十一月に左右衛士府が左右衛門府に改称された（『日本後紀』弘仁二年十一月二十八日条）が、「勲負」の別称はそのまま使用された。前掲『中右記』長承二年二月九日条の「恪勤者八人」に「右衛門尉」が含まれている。恪勤者（侍）は「可申請諸司允一人」（左大将殿恪勤侍男中原仲季有所望云々）（『中右記』承徳元年二月十九日条）や、「恪勤侍信高申文、内蔵寮蟹谷庄司所望」（『中右記』承徳元年八月廿五日条）などであるように、仕える主人經由で「諸司允」や「庄司」などの地位を獲得していたようで、本条の二人も恪勤者から衛門尉に任官したことを述べている。この後に、「師光ハ左衛門尉成景ハ右衛門尉トゾ申ケル」とあり、重複の感があるが、本文は「恪勤」經由での任官を説明した部分であり、左右衛門府の別を説明する次の部分へと繋がっている。〈延〉等に見るように、「故少納言入道ノ許ニ師光・成景ト云者アリケリ。小舎人童、若ハ恪勤者ニテ、ケシアル者共ナリケレドモ、サカハシカリケル間、院ノ御目ニカ、リテ召仕ハレケリ。師光ハ左衛門尉、成景ハ右衛門尉ニ、二人一度ニ成タリケリ」（巻一七一オ〜七一ウ）とある形が元の形であろう。○師光ハ左衛門尉、成景ハ右衛門尉トゾ申ケル 鎌倉初期の『官職秘抄』によれば、天禄三年（九七二）に始まる大夫尉二人制が破られ三人になったのは、天仁元年（一一〇八）

のことであった。白河院寵童の檢非違使藤原盛重が犯人追捕により臨時に叙留された時であった。このようにして鳥羽院時代の源季範・季頼父子など多数の北面衆が、院権力のもと別功等で昇進し大夫尉の榮に浴した。さらに後白河院時代、承安元年（一一七一）に大夫尉は四名に増加された。この後白河院時代に、左右衛門尉に任官したのが師光と成景であった。『平家物語』では、前代のまだ身の程を弁え振る舞った盛重や季範等と対比して、彼らは「事ノ外ニ過分ニテ、公卿殿上人ヲモ物共セズ無礼義」（盛）と批判される。そしてこの師光（西光）の子が、次節に記されるように白山事件を起こした師高なのである。このことからすれば、『平家物語』において、檢非違使尉なканずく大夫尉は、院寵による次第昇進の証しであるとともに、その院寵が廷臣達の奢りとなり、やがて挫折転落していく者たちの徴しとも言える。山口眞琴は、〈延〉等で康頼に、大夫尉のことが見える（〈延〉「彼康頼ハ阿波国住人ニテ、品サシモナキ者ナリケレドモ、諸道ニ心得タル者ニテ、君ニ近ク被召仕進セテ、檢非違使五位ノ尉マデ成ニケリ」巻一六九オ）のもそうした脈絡で読めるし、次節で「其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、檢非違使五位丞マデ成テ」（盛）1—207頁）と特筆されるのも同様な理由が考えられるとする（五八〜五九頁）。同様の観点からすれば、一ノ谷合戦の勸賞として、檢非違使五位尉となった義経にも、同様の読みが可能となる。〈延〉「八月六日、九郎義経ハ一谷合戦ノ勸賞ニ、左衛門尉ニ成サル。即使ノ宣旨ヲ蒙テ、九郎判官トゾ申ケル。九月十八日、義経ハ五位尉ニ留テ大夫判官トゾ申ケル」（巻十一六一ウ）。義経の檢非違使五位尉は、栄光の始まりでもあり、挫折転落していきっかけとしても記し留められ

ていると言える。○二人ナガラ御蔵ノ預ニテ、猶被召任ケリ（四・闘・延・長・南・屋・覚・中）同。但し、〈南・屋・覚・中〉は、「院の御倉あづかり」（覚）上（四九頁）とする。但し、事実は確認でき 参照。

## 【引用研究文献】

- \* 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」（日本歴史一九九六・6）
- \* 秋山喜代子『北面』と近臣」（史学雑誌二〇三―二二、一九九四・12。『中世公家社会の空間と芸能』山川出版社二〇〇三・11再録。引用は後者による）
- \* 伊藤瑠美「鳥羽院政期における院伝奏と武士」（歴史学研究八三二、二〇〇七・10）
- \* 生形貴重「成親と西光―『平家物語』諸本文対照の方法的試論―」（同志社国文学六二、二〇〇四・12）
- \* 黒田日出男「史料としての絵巻物と中世身分制」（歴史評論三八二、一九八二・2。『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会一九八六・9再録。引用は後者による）
- \* 米谷豊之祐①「院北面武士追考―特に創始期について―」（大阪産業大学論集人文科学編七〇、一九九〇。『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社一九九三・7再録。引用は後者による）
- \* 米谷豊之祐②「後白河院北面下臈―院の行動力を支えるもの―」（大阪城南女子短大研究紀要二二、一九七六。『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社一九九三・7再録。引用は後者による）
- \* 佐々木紀一「恒武平氏正盛流系図補輯（下）」（国語国文一九九六・1）
- \* 元木泰雄「福原遷都と平氏政権」（古代文化五七―四、二〇〇五・4）
- \* 山口眞琴「平康頼と検非違使―宝物集序注―」（友久武文先生古稀記念論文集『中世伝承文学とその周辺』溪水社一九九七・3）
- \* 山下知之「阿波国における武士団の成立と展開―平安末期を中心に―」（立命館文学五二二、一九九一・6）
- 其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、<sup>1</sup> 検非違使<sup>2</sup> 五位丞マデ<sup>3</sup> 成テ、安元々年十一月廿九日ニ、追儼ノ除目ニ加賀守<sup>4</sup> ニナル。国務ヲ取行フ<sup>5</sup> 間、<sup>6</sup> 様々ノ非法非礼張<sup>7</sup> 行之余、<sup>8</sup> 神社仏寺ノ御領、<sup>9</sup> 権門勢家ノ庄園ヲ倒シ、散々ノ事共ニテゾ有ケル。縦邵公ガ跡ヲ伝ト云トモ、<sup>10</sup> 穩便ノ政ヲ行ベキニ、心ノ俣ニ振舞シ程ニ、<sup>11</sup> 目代師経在国ノ間、白山中宮ノ末寺ニ<sup>12</sup> 涌泉寺ト云寺アリ。国司ノ<sup>13</sup> 庁ヨリ程近キ所也。彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舎人、馬ノ湯洗シケリ。僧徒等制止シテ、「当山<sup>14</sup> 創草ヨリ以来、イマダ此所ニテ牛馬ノ湯洗無<sup>15</sup> 先<sup>16</sup> 例<sup>17</sup>」ト云ケレ

ドモ、「国八国司ノ御進止ナリ。誰人カ奉<sup>ベ</sup>御目代<sup>ヲ</sup>」トテ、在俗不当ノ輩、散々ノ悪口ニ及テ更ニ承引セザリケレバ、狼藉也トテ、涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切、足打折、舎人ガソクビヲ突、寺内ノ外へ追出ス。此由角ト馳左口ケレバ、目代師経大ニ憤テ、在庁<sup>22</sup> 国人等ヲ駈催<sup>シテ</sup>シテ、数百人ノ勢ヲ引卒<sup>シテ</sup>シテ、彼寺ニ押寄テ不日ニ坊舎ヲ焼払<sup>ル</sup>懸ケレバ北ノ四箇寺ニ隆明寺、<sup>23</sup> 涌泉寺、長寛寺、善興寺、<sup>24</sup> 南四箇寺ニ昌隆寺、護国寺、松谷寺、蓮花寺、八院ノ衆徒等会合シテ、使者ヲ中宮ヘ立タリ<sup>25</sup> ケリ。別宮、<sup>27</sup> 左羅、中宮、<sup>28</sup> 三社ノ衆徒、<sup>29</sup> 急ギ下テ<sup>ニナル</sup>。岩木、<sup>30</sup> 金劍、<sup>31</sup> 下白山、<sup>32</sup> 三宮、<sup>33</sup> 奈<sup>コ</sup>丸谷寺、<sup>34</sup> 栄谷寺、<sup>35</sup> 宇谷寺、<sup>36</sup> 三寺四社ノ大衆モ馳集テ同意シケリ。<sup>37</sup> 時刻ヲ廻ベカラズ、目代師経ヲ誅罰スベシ」トテ、七月一日、数百人ノ大衆喚テ庁ヘゾ押寄ケル。

【校異】 1 〈近〉「けびいし」、〈蓬〉「檢非違使」、〈静〉「檢非違使」。 2 〈蓬〉「五位尉まで」。 3 〈近〉「なつて」。 4 〈蓬〉「ニ」なし。 5 〈蓬〉「間」。 6 〈近〉「やうく」の、〈蓬・静〉「様々の」。 7 〈近〉「しんじやうぶつじ」とし、「う」に見せ消ち。 8 〈近〉「けんもんせいけの」、〈蓬〉「権門勢家の」、〈静〉「権門勢家の」。 9 〈近〉合点あり。行の冒頭に「ゆせん寺けんくわ」と傍書。 10 〈近〉「せんゆじ」と、〈蓬・静〉「涌泉寺」と。 11 〈近〉「ぢやうより」。 12 〈近〉「さうくより」、〈蓬・静〉「草創より」。 13 〈近〉「御しんしなり」、〈蓬〉「御進止なり」、〈静〉「御進止也」。 14 〈近〉「御目代なし」。 「そむきたてまつるへきとて」。 15 〈近〉「あつこに」、〈蓬・静〉「悪口に」。 16 〈近〉「をよひて」、〈蓬〉「及て」、〈静〉「をよんて」。 17 〈蓬〉「狼籍也とて」。 18 〈近〉「せんゆじの」。 19 〈近・静〉「ほかへ」、〈蓬〉「外へ」。 20 〈近〉「はしりつけければは」とし、二番目の「は」に見せ消ち。 21 〈近〉「いきとをつて」、〈蓬〉「憤りて」、〈静〉「憤りて」。 22 〈近〉「くに人らを」、〈蓬〉「国人等を」。 23 〈近〉「せんゆじ」。 24 〈近〉「みなみの四箇寺に」、〈蓬〉「ニ」なし。なお、「南四箇寺」。〈静〉「南四箇寺」。 25 〈近〉「ケリ」なし。 26 〈近〉「べつきう」、〈蓬〉「別宮」、〈静〉「別宮」。 27 〈蓬・静〉「佐羅」。 28 〈近〉「三じやの」、〈蓬・静〉「三社の」。 29 〈近〉「いそきくだつて」、〈蓬〉「いそき下りて」、〈静〉「いそき下りて」。 30 〈近〉「つるき」とし、「る」に濁点。「き」に濁点を付すところを誤ったか。〈蓬・静〉「金劍」。 31 〈近〉「しもしら山」、〈蓬・静〉「下白山」。 32 〈近〉「三宮」、〈蓬・静〉「三宮」。 33 〈近〉「ないこくじ」、〈蓬・静〉「奈谷寺」。 34 〈静〉「栄谷寺」。 35 〈近〉「うこくし」、〈蓬〉「宇谷寺」、〈静〉「宇谷寺」。 36 〈近〉「はせあつまつて」、〈蓬・静〉「はせ集りて」。 37 〈静〉「時剋を」。

【注解】 ○其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、檢非違使五位丞マデ成テ 米谷豊之祐は、父の師光が早く出家した代償として、子の師高らは重用されたとする（一五七頁）。師高は、仁安三年（一一六八）正月十一日に任左衛門尉（『兵範記』）、承安四年（一一七四）七月二十八日条「檢非違使師高（大夫尉）」（『玉葉』）になっている。大夫尉は大夫判官に同じ。〈日国大〉「檢非違使庁の尉（三等官、六位相当）で、五位に叙せられた者。大夫の尉。五位の尉。大夫判官」。一ノ谷の勲功により義経が五位尉となったように、師高にとつて破格な昇進であった。 ○安元々年十一月廿九日ニ、追儼ノ除目二年（一一六八）正月十一日に任左衛門尉（『兵範記』）、承安四年（一一七四）七月二十八日条「檢非違使師高（大夫尉）」（『玉葉』）になっている。大夫尉は大夫判官に同じ。〈日国大〉「檢非違使庁の尉（三等

追儼除目に」(〈長〉 1―七五頁)。正しくは、安元元年(一一七五)十二月二十九日。『玉葉』「今夜追儼之次、有除目・僧事等」云々。：加賀守師高(大夫尉)〔安元元年十二月二十九日条〕。当日は、〈長・盛・南・屋・覚・中〉が記すように、追儼の除目の日であった。その日が追儼の除目の日であることを正しく記すことから、〈長・南・屋・覚・中〉の史実に合致する年月日は、記録類等を参照することにより訂正されたと考えられる。〈盛〉の場合も同様な事情が考えられるが、「十一月廿九日」については、〈四・延〉に一致するように、史実とは異なるものの、この月日が古態と考えると良いであろう。また、〈四・闕・延〉が、安元二年のこととする点についても、こちらが古態と考えると良いだろう。この後に、〈四・闕・延〉が、鶴川軍を安元三年(一一七七)八月のこととするのもこのことと関わりう。その結果、この後に生じた同年四月の御輿振事件との間に不整合を来すことになったと考えられる(早川厚一、三五―三六頁)。この後の注解「目代師経在国ノ間」(二九頁)参照。なお、これまでの加賀の知行国主は、持明院(藤原)基家で、受領は子の保家であった。基家の妻は、平頼盛の娘、保家は頼盛の孫である。加賀の支配権が、平氏一門に近い基家の手から、後白河法皇自身により奪い取られることになった(浅香年木①八三頁)。白山事件には、こうした確執もその一因としてあったのである。○国務ヲ取行フ間、様々ノ非法非礼張行之余、神社仏寺ノ御領、権門勢家ノ庄園ヲ倒シ、散々ノ事共ニテゾ有ケル『平家物語』によると、白山事件は、加賀守師高の弟目代師経の、鶴川にある涌泉寺への一方的な乱妨行為(「非法非礼張行之余」)に原因があるかのようにあるが、この事件の真相は、梶原正昭が推測するように、

本来国領であるべき土地の帰属を廻っての国衙対衆徒の争いであり、その根底にある対立がたまたま些細なきかけによって表面に出、このような大事に発展したと考えられる性格のものであろう(二七〇―二七三頁)。さらにこの研究を進展させた浅香年木②によれば、白山事件は、上層百姓の寄人化運動によって進行する白山宮加賀馬場の衆徒・堂衆・神人集団の拡大、それに伴う本免外の加納田・出作田の増加という、非合法的な国務対捍行動の激化と、これに対抗する国守・在庁側の強引な抑圧行為によって生じた事件であった(二三三頁。他に浅香年木①八一―八三頁、田中文英一八八頁)。大きく見れば浅香の指摘のとおりと思われるが、今回の事件は検注や免田といった側面以外の様相も見せている。『顕広王記』に「山大衆群参、是為訴申加賀国司師隆」云々、其故焼「私白山神領在家」、兼押「取大津神人貯物二千余石」云々、仍神人等訴「申本山」、随「大衆」陣参(安元三年四月十三日条)とあり、国司側が白山領の「在家」を焼き払い「大津神人」の貯物を押取したことを大衆群参の要因と見なしている。この見方は決して一人顕広王だけのものではなく、叡山側の史料である『天台座主記』にも「目代師恒焼失白山、押取神人物之故」(『天台座主記』第五十五 法印明雲)と、やはり国衙側が神人のものを押取ったことを要因としてあげている。また、朝廷の側も解決策として「目代配流了、雑物可返与之由宣下了」(『玉葉』四月十八日条)とあるように目代流罪と並んで雑物の返還を宣下していることから裏付けられる。実際の衝突の発火点は本文にあるような衝突事件であったかもしれないが、『顕広王記』に見られるような貴族達の理解、『天台座主記』にあるような叡山側の理解、そして対応した朝廷側の理解、その総て

が国衙側による神人の雑物押取を要因としているのである。当時、北陸道諸国には「北陸道神人」と呼ばれる日吉社の大津神人が活動しており、左方・右方に分かれ「左方長者散位藤原有賢」・「右方長者散位文屋通貞」などの長者のもとに編成されていた。そして、それぞれの国に「在国神人」と呼ばれる人々も活動していた（建仁二年（一一二〇）六月 日「近江日吉社大津神人等解」『鎌倉遺文』一三〇九号）ことを網野善彦が指摘している（二九六―二九九頁）。大津神人は保延二年四月三日付けの日吉社司等解状に引用されている（「彼津（＝大津）神人等解状」に「或往<sub>レ</sub>反諸国<sub>ニ</sub>事廻成、或以<sub>レ</sub>上分米<sub>ニ</sub>企借上」と自ら語っているように、借上つまり金融を行っていた。その顧客は「大津神人等米如<sub>レ</sub>此等国司借召」とあるように国司から、「越中国庁官田堵・物売四条女」まで幅広い（保延二年九月 日「明法博士勘文案」『平安遺文』一三五〇号）。その取り立ては「三條猪隈辺山僧神人等責<sub>レ</sub>出挙<sub>レ</sub>之利<sub>ニ</sub>狼藉」（『明月記』建保元年五月二十七日条）と激しいものであったようである。また、焼き払われた「在家」については「折紙（副在家注文）」（仁治二年六月十日「法橋庄円奉書」『鎌倉遺文』五八八四号）とあり、網野は「神人の在家は平民百姓の在家と区別されており、社役も在家単位で賦課された」（前掲書二九八頁）と指摘しており、『顕広王記』で国衙側に焼き払われたとあった「白山神領在家」は、まさにこのような在家であった。今回の強訴の基本的要因は加賀国による大津神人の雑物の「押取」にあったようである。「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。許容ニ及ズ」（一―二〇九―二一〇頁）とあることから分かるように、加賀の湧泉寺の事件は、たんなる発端か、対立の過程で起こった一事件に過ぎず、た

とえそれが実際に起こった事件であったとしても強訴の要因にはならないと、少なくとも当時の京都の人々は捉えていたようである。○  
縦邵公方跡ヲ伝ト云トモ 邵公（召公）は、周の文王の子、武王の弟、武王と共に善政を施した。『東閔紀行』「もろこしの召公爽は周の武王の弟也、成王の三公として、燕と云国をつかさどりき。晋の西の方を治めし時、ひとつの甘棠のもとをしめて政おこなふ時、つかさ人より始て、もろくの民に至るまで、そのもとをうしなはず、あまねく又人のうれへをことほり、おもき罪をもなだめけり。国の民こそりて其徳政を忍ぶ故に、召公去りにし跡までも、彼木をうやまひてあへて伐らず、歌をなんつくりけり」（新大系一三六―一三七頁）。〈延・盛〉「跡ヲ伝ト云トモ」（盛）、〈闕〉「経邵公<sub>カ</sub>之跡<sub>ヲ</sub>」（三一才）、〈四・長・屋・覚・中〉「あとをへだつといふとも」（覚）上四九頁）、〈南〉「跡ヲ沮ツト云トモ」（一八頁）。水原一が指摘するように、〈延・盛〉は、邵公の跡を伝えようとするの意の「継承系」、〈四・闕・長・屋・覚・中〉は、邵公の跡からは隔たっているけれどもの意の「隔絶系」の伝本。一見すると、暴悪な師高が善政を行なった邵公を継承するというのは分かりにくいだが、水原は、邵公が国司の唐名であることから、「召公の後身ともいべき受領（国司）でありながら」の意であると指摘、「唐名として受領・国司を直指する「召公」の意味」が忘れられていくなかで、文章を合理化するために、「継承系」の本文から「隔絶系」の本文に変化したと考える（二二八―二二九頁）。『東閔紀行』には、先の記事に続けて、「彼前の司も、此召公の跡を追ひて人をはぐ、み物を憐れむあまり」（一三七頁）と云うように「跡を追ひ」とする。  
○心ノ俣ニ振舞シ程ニ 諸本同。この後、師高誅殺の場面においても、

西光親子が、世を世とも思わず、人を人とも思わない振舞により、冥罰を受け滅びるに至ったことが記される。「西光師高父子共ニ、法皇ノ切者ニテ世ヲバ世トモ思ハズ、人ヲモ人共セザリシ余ニ、白山妙理権現ノ神田講田没倒シ、涌泉寺ノ坊舎聖教焼払、末社ノ神輿登山、日吉ノ御輿及入洛。…人ノ歎神ノ恨、三千ノ咒咀モ不空、十二神將ノ冥罰モ掲焉ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無慙ナレ」(《盛》卷六「西光父子亡」1—三七〇—三七二頁。《延》では、卷二一六〇ウ)。小林美和は、額打論事件以降、清水寺焼討、殿下乗合、鹿谷事件、白山事件と、『平家物語』巻一に描かれる事件は、末代における人々の「慎」みの喪失が引き起こした「非義非礼」による騷擾として描かれていることを指摘する(三〇頁)。○目代師経在国ノ間(《四・延・長・盛》は目代師経の素性を記さないが、《南・屋・寛・中》においては「師高が弟近藤判官師経、目代ニテ、同二年ノ夏ノ比、加賀国ニ下着ノ始」(《屋》六四頁)のように、師経を師高の弟と記す。一般的にもこれを受けて西光の息男で師高の弟と理解されているが、必ずしも事実と確認されているわけではない(鈴木彰四一頁)。ただし、『百練抄』には「院武者所藤原師経(加賀国目代、国司縁者也)」(治承元年三月二十八日条)とあり、「師」の字を共有することから、血縁者であることは間違いないであろう。師高が涌泉寺に乱入した時期については《盛》は、年月日を付さないが、涌泉寺を焼払うという師高の所行に怒った大衆が国庁に押し寄せたのを七月一日としているので、それ以前とされているのであろう。《四・延》は、安元三年(一一七七)八月のこと(《延》「同三年八月」七二オ)、以下安元のこととして、《闘》「同三年八月十三日」(三一オ)、《長》「同二年八月」(七六頁)とする。《南・屋・寛・

	鹿谷	重盛内大臣除目	師高加賀守	宇河軍	願立	重盛内大臣除目	御輿振
《四》	不明	安元二年	安元二年	8 安元三年	嘉心(僖)二年	安元三年	4・13 安元三年
《闘》	不明	安元二年	安元二年	8・13 安元三年	嘉保二年	治承元年	4・13 治承元年
《延》	不明	治承元年	安元二年	8 安元三年	嘉保二年	治承元年	4・13 治承元年
《長》	不明	治承元年	安元二年	8 安元二年	嘉保二年	治承元年	4・13 治承元年
《盛》	不明	安元元年	安元元年	不記。 注解参照	嘉保二年	治承元年	4・13 治承元年
《南屋》	不明	安元元年	安元元年	安元二年夏	嘉保二年	安元三年	4・13 安元三年
《寛》	不明	安元三年	安元元年	安元二年夏	嘉保二年	安元三年	4・13 安元三年
《中》	不明	安元元年	安元元年	安元二年夏	嘉保二年冬	安元三年	4・13 安元三年

中》は、師経が加賀の目代に補せられた時を「同二年夏の比」(《寛》上—四九頁)とし、涌泉寺に乱入した日は記さずに、白山大衆が師経の館を襲撃した日を、いずれも「同七月九日の暮方」(《寛》上—五〇頁)とする。次に、この前後の編年記事の諸本対照表を掲げる。なお、安元三年八月四日に治承に改元されている。右表では本文の表記どおりに年月日を記した。先の注解「安元々年十一月廿九日ニ、追儼ノ除目ニ加賀守ニナル」(《三六頁》)に記したように、《四・闘・延》は、師高の任加賀守を安元二年(一一七六)とし、続く宇河軍を安元三年(一一七七)八月とし、「願立」記事を挟んで、「御輿振」を安元三年四月十三日とする。故に、宇河軍記事と「御輿振」記事とは、不整合を来している。そうした不整合を来している形が古態と考えられる。間に「願立」記事があるためそうした不整合が見過ごされてきたかと

思われる（早川厚一、三五頁）。なお、〈盛〉は、ここに月日を記さないが、この後に、数百人の大衆が師経を「七月一日」に襲撃したとする。安元二年のことと考えて良いであろう。襲撃日を「同七月九日の暮方」とする〈南・屋・覚・中〉に近い本文を留めていると言えよう。ちなみに、『玉葉』が「人伝云、山上大衆已欲下京云々、是去年之訴也、加賀守師高、可被配流之由云々、件目代、焼払彼国白山領云々」（安元三年三月二十一日条）とあり、史実としては季節は不明ながらも安元二年の出来事であった事が確認できる。○白山中宮ノ末寺ニ涌泉寺ト云寺アリ。国司ノ序ヨリ程近キ所也〈四・闘〉白山の末寺「涌泉寺」、〈長〉「うんせん寺」（一七六頁）、〈延・南・屋・覚・中〉白山の末寺宇（鶴）川（〈延〉「白山ノ末寺ニ宇河ト云山寺」七二〇）。〈四・盛・南・屋・覚・中〉は、加賀の国府に近い地とする。国府は、小松市古府町附近にあった。『日吉山王記』に、「加賀国目代氏所白山寺領温泉寺住侶、切懸公事之間、寺僧等依無先例、不可勤仕云々。仍件別所、目代焼払了。兼又称「兵糧米」、大津右方神人上分米千余石押取了。依之温泉寺之僧侶等、訴「白山」（続天台宗全書・神道一―二八六頁）とある。これによれば、温泉寺の僧侶は、国府側の公事賦課に対し温泉寺の僧が先例にないと言って拒否したところ、目代が温泉寺の別所を焼き払ったこと、大津神人の神米を押領したことを、白山に訴えている。『日吉山王記』の記す温泉寺は、『白山之記』に「白山五院、柏野〈中宮末寺〉・温泉寺・極楽寺・小野坂・大聖寺、或八院之内有五院」、余三院後建立云々」（日本思想大系『寺社縁起』三六七頁）と記される、白山五院の一つとしての温泉寺ではない。『白山之記』の温泉寺は、現在の加賀市山代温泉の薬王院温泉

寺を指すが、それは鶴川の地ではなく、国府から離れてしまう。一方、「涌泉寺」を「温泉寺」と記すのは、『日吉山王記』にも見られることから、〈四・闘・長〉が古態を留めたものと考えられる。恐らくは「温ヲユ」と読む例が多いことから、涌泉寺が、「温泉寺」と表記されたのだろう（佐々木紀一、二五―二七頁）。涌泉寺は、中宮の八院の一つ。この後の注解「北ノ四箇寺ニ隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南四箇寺ニ昌隆寺、護国寺、松谷寺、蓮花寺」（三二頁）参照。後白河法皇の指令を受けた師経が先ず手を付けたのは、中宮八院と呼ばれていた白山宮加賀馬場中宮の末寺群であった。中宮八院は、国府を押し包むように配置され、目代や在庁の目と鼻の先で、国役の拒否を続け、在庁たちの支配の拡大に抵抗していた（浅香年木①八三頁）。

○彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舎人、馬ノ湯洗シケリ 前項の注解に引いた『日吉山王記』には、馬の湯洗いの件は見えない。これに対して、〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉は馬の湯洗いのことを記す。〈闘〉は不記。〈四・延・長〉では、「出湯」、つまり温泉に馬を入れて洗ったとする。「湯屋」つまり浴室のこととする〈盛〉、「寺僧どものゆあみけるを」（上―五一頁）とする〈中〉は、温泉かどうかは不明。〈南・屋・覚〉は、「境節湯をわかひて浴びけるを」（〈覚〉四九頁）とするように、温泉ではない可能性もある。現在の遊泉寺町の隣の谷、仏ヶ原の入口付近に温泉施設「ピュア涌泉寺」が現存し、近年宅地に転換したが、「涌泉寺温泉」も存在した。旧『国府村史』（一九五六年刊）には湧き水が確認できる写真（一四頁）があったが、現在不明であるということである。ちなみに、近年道路工事のため遊泉寺付近の発掘が行われたが、関係部分からは、寺院遺構や焼跡などは見つからなかつ

たとのことである。○国八国司ノ御進止ナリ。誰人カ可奉背御目代

こうした主張は、〈盛〉の独自異文。「進止」は「土地・財産・人間などを思いのままに支配すること。「しんじ」とも読み、進退ともいう。

古代には「所勘」「沙汰」などの広い意味で用いられる場合があったが、次第に限定され、中世では所領・所職に対する充行と没収、補任と改易の権利を行使することを意味するようになった(『国史大辞典』)。

馬の湯洗いを妨げようとする僧徒等に対し、師経の舍人等が、国内は国司の支配下に置かれているものだから、何人たりとも目代様の指図に背くことは許されないと主張したことになる。〈延〉「石被<sub>テ</sub>鎌倉殿仰<sub>セ</sub>云、諸国<sub>ハ</sub>須<sub>ク</sub>宰史之進止也。不能<sub>レ</sub>他人之下知<sub>レ</sub>歟」(巻八―七〇ウ)。同様の用例は「雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>年来加納<sub>トモ</sub>、令<sub>レ</sub>停廢<sub>レ</sub>国司御進止也、何況今始有<sub>レ</sub>限公田<sub>ヲ</sub>於<sub>レ</sub>押入<sub>ヘ</sub>」(久安五年六月十三日「伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁重問注記」『平安遺文』二二六六七号)とあるように、本条と同じく国司による国内の検注に関わる事件で見られる。

また、「於<sub>レ</sub>義朝濫行之事者、不能<sub>レ</sub>国司進止」(天養二年三月四日「官宣旨案」『平安遺文』二二四八号)、「国司進止乃国領地」(養和元年八月十八日「問注東大寺所司伊賀国在庁等申詞記」『平安遺文』三九九八号)と「御」の字の付かない同様の用例もある。○在俗不当ノ輩「不当」は「正当でないこと。間違っていること。無道であること」(『角川古語』)。ここは、僧等に暴言を吐く師経の舍人等と言う。

〈盛〉には、当該箇所他に、在俗の者を「不当」「不信」「不善」の者とする捉え方が目に付く。「我在俗不信ノ身トシテ、朝暮世務ノ罪ヲ重ヌ」(巻六「西光卒都婆」1―三七二頁)、「形バカリハ出家ニシテ、心ハナヲ在俗ヨリモ不当也。愚癡ノヤミ深シテ、憍慢ノ幢高シ」

(巻八「法皇三井灌頂」1―五二六頁)、「剃髮染衣ノ形ニコソ罷成ベ

キニ、心ナラズ在俗不善ノ身ト成、叙爵シ侍シカ共」(巻三十一「経正参仁和寺宮」4―四二六頁)。これは、「四部の弟子はよな、比丘よりは比丘尼は劣り、比丘尼より優婆塞は劣り、優婆塞よりも優婆夷は劣れり」(『徒然草』第百六段。新大系一八〇頁)に見られるような価値観に基づくか。

○涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ 師経側の狼藉に対して咎めたのを、〈盛〉は「涌泉寺ノ衆徒」とするが、諸本では〈四〉「伊豆房淨智」、〈鬪〉「温泉寺僧徒」(三二オ)、〈延・長〉「白山ノ中宮、八院三社ノ惣長吏智積、覚明等」(七二オ)、〈南・屋・覚・中〉「寺僧ども」(〈覚〉上―四九頁)とする。白山事件の主体となった勢力が、手取川河谷上流域を拠点とする中宮三社と中宮末寺八院の衆徒・堂衆・神人集団であったのは確かだろうが(浅香年木②一三八頁)、事件が生じた即時の対応としては、〈延・長〉の記す中宮三社や中宮八院の「惣長吏智積、覚明」という人物設定には問題があるようにも考えられる。本来はその場にいた、名も無き「衆徒」「僧徒」「寺僧」等と師経等が引き起こした事件だろう(安藤淑江四一頁)。「延・長」の本

文は、狼藉を受けた寺僧等がこの後呼びかけた結果、駆けつけた中宮三社や中宮八院の主立った人物を先取りする形で記すのであろうか。なお、鈴木彰は、〈延〉では当該事件が始発時点から白山中宮全体の意志を反映した動きとして記されていると解する(二二三―二八頁)。ただし、「惣長吏」は「白山七社惣長吏」であり、各社の長吏の上に立つものであった。「惣長吏になるのは白山宮の長吏に限られていた」(黒田俊雄二七四頁)こと、「安元三年(一一七七)の涌泉寺焼討をめぐる目代と中宮三社八院大衆との抗争のとき、白山宮がいわば中立的

な態度をみせた」（黒田俊雄二六〇頁、浅香年木一三九頁も同様に指摘する）ことを踏まえるならば、「白山ノ中宮、八院三社ノ惣長吏」という〈延〉の表現にはいささか不審が残る。やはり白山中宮が最初から関わっているとするのは、史実というよりは〈延〉の事件創出の意図に基づくものと見るべきではないか。○舍人ガソクビヲ突、寺内ノ外へ追出ス「ソクビヲ突」とはどのような所作を言うのか、軍記作品に見出される例は次のようなものである。①〈盛〉「座上ノ次ニ番目ニ居給タル上臈、ユ、シクシカリ音ニテ、『入道イカニ汝ヲ憑トテモ、朝威ヲ背ニ依テ義定既ニ畢ヌ、謀臣ノ方人所望希惟也、ソクビ突』ト仰ケレバ、赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門外ニ突出ス」（卷十七「源中納言夢」3—四五頁）、②〈盛〉「思モヨラヌ大法師、調子乱ル、大音ニテ、片言ガチナル勸進帳ヲ読タレバ、只天魔ノ所為ト浅増クテ、上下万人興ヲ醒セリ。『コハ何事ゾ、北面ノ者共ハナキカ、急ソクビ突』ト仰ナリ。∴。其時信濃国住人安藤右馬大夫右宗、武者所ニテ候ケルガ、走向テ太刀ノミネニテ、左ノ肩ヲ頸懸テ、シタ、カニ打タリケルニ、少ヒルミケルヲ、太刀ヲ捨テ得タリオウト懐ク。文覚ハ右宗ガ小ガヒナヲ突貫、右宗乍突不<sub>レ</sub>放、成<sub>レ</sub>上成<sub>レ</sub>下アチヘコロビコチヘコロビテ勝負見エズ。其後集寄テ、カク／＼拷シテ門ヨリ外へ引出シ、平判官資行ガ下部ニ給フ。∴。文覚ハ悲キ目ヲ見タレ共、少モ口ハヘラズ、門外ニ引張レナガラ、御所ノ方ヲ睨ヘテ、『天子ノ親トモ覺ズ、死生不知ノ事セサセ給ヌル者哉、袈裟カケ衣着タル僧ノ、発心修行シテ造営濟度セントスルヲ、打張ソ頸突トハ宣ベシトモオボエズ』（卷十八「文覚狼藉」3—一一三—一一八頁）、③〈延〉「法皇忽ニ逆鱗ワタラセ給テ、『コハ何者ゾ。奇怪也。北面ノ輩ハナキ

カ。シャソクビ突候へ』ト被仰下<sub>レ</sub>ケレバ、∴我モ／＼ト走懸ル。其中ニ平判官資行、左右ナク頸ヲ突ムトテ、走懸タリケルヲ、文学勸進帳ヲ取直シテ、烏帽子ヲ打落テ、シャ胸ツキテ、ノケザマニ突タラシテケリ。∴宮内判官公朝、『擲ヨト云御気色ニテアルゾ。速ニ罷出ヨ』ト云ケレドモ、少モシヒズ。∴門外へ引出シテ、資行ガ下部ニタビテケリ」（卷五「文学院ノ御所ニテ事ニ合事」二六ウ—二七ウ）。①は、神々の議定の場合から、平家の方人嚴島明神が追い出される場面、②は、院御所から文覚が追い出される場面の、〈盛〉と〈延〉の記事を引用したものである。〈延〉に、「シャ胸ツキテ、ノケザマニ突タラシテケリ」とあるように、「クビ突」も頸を突くことかとも考えられるが、①の嚴島明神に対して、「赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門外ニ突出ス」とあるのみで、過酷な打擲が加えられたようにも考えられない。或いは、②に「打張ソ頸突」とあることや「打張」と「ソ頸突」ことは別のことを指すようである）、③の公朝の言葉に、「擲ヨト云御気色ニテアルゾ」とあることから、「クビ突」とは、相手を痛めつけることに主眼があるのではなく、この場から追い出すことに主眼のある言葉かと考えられる。故に白山事件の当該記事も、舍人を傷つけることに目的があったのではなく、取り敢えず寺の外に追い出そうとするためのものであったと考えられる。○在庁国人等ヲ駈催シテ、数百人ノ勢ヲ引卒シテ 当該句に該当する本文を記すのは、〈長〉「国方より、大ぜいをそろへて」（一七七六頁）、〈南・屋〉「当国ノ在庁官人ヲ数千人引率シテ」（南）上—一九頁）、〈覚〉「当国ノ在庁ども催し集め、其勢一千余騎、鶴川におしよせて」（上—一五〇頁）。浅香年木②は、この時集まった国人として、この後に記される留守所

牒の差出人の分析から、在地性が稀薄で領主化の遅れている財・大江・橋氏などの在地勢力であつたらうとする(一三五頁)。○北ノ四箇寺二隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南四箇寺二昌隆寺、護国寺、松谷寺、蓮花寺〈盛〉の独自本文。中宮八院を指す。『白山之記』「中宮八院、護国寺、昌隆寺、松谷寺、蓮花寺、善興寺、長寛寺、涌泉寺、隆明寺〈隆明寺外七院軽海郷内也〉」(日本思想大系『寺社縁起』三六七頁)。白山比咩神社叢書第一輯『白山記攷証』によれば、隆明寺は、「今鶴川村の隣邑に立明寺と云ありて遊泉寺村と並たり、是そ寺跡」(七〇頁)、涌泉寺は、「今能美郡軽海村の近邑に遊泉寺村あり是そ寺跡也。…さて此村の隣邑を鶴川村と云、此地より一里ばかり隔て国府村あり。是いにしへ国衙の遺跡にてそのかみ涌泉寺の寺地鶴川の村地なるを以て鶴川寺とも呼たるなるべし」(六八九頁)、長寛寺は、「宝永誌三州事蹟誌に「能美郡中村領に昔長観寺と云寺あり、其遺跡をちやうくはん寺と字し今田地に成たり」といへり。按ずるに中村は軽海村と正蓮寺村との間なる村邑にて軽海の郷内なれば長寛寺の廢跡なる事いちじるし」(六八九頁)、善興寺は、「堀枵庵の三州奇談に「古より八大寺とて今其寺もなく寺跡は皆村名となれり。所謂仏大寺金剛寺涌泉寺蓮台寺立明寺正蓮寺五国寺善光寺是也。其中善光寺は寺跡のみにて村名は岩淵と云」とあり。…岩淵村は能美郡軽海村の隣邑にて正蓮寺村五国寺村の近辺也」(六八八～六八九頁)、昌隆寺は、『白山莊嚴講中録』に「聖隆寺とあり、「此寺地未詳ならず。三州志「昌隆寺今不存若くは今の正蓮寺村古の寺跡にて昌隆寺の誤歟」といへり」(六七～六八頁)、護国寺は、「今能美郡五国寺村その廢跡なり」(六七頁)、松谷寺は、「松谷は能美郡正蓮寺辺の村名なり。三州志に「今有

「松谷」土人相伝松谷寺道跡」とも見え、能美名蹟誌に「松谷村に寺跡あり、昔松谷寺と云寺ありたるよし云伝ふ」とあり(六八八頁)、蓮花寺は、石川郡や能美郡に蓮花寺村あれど、地理齟齬し該当しがた。『白山之記』に軽海郷内と記す(六八八頁)。由谷裕哉によれば、松谷寺・護国寺・昌隆寺の三つは比較的近接しており、いずれも梯川が滓上川と合流する手前の東南岸に面した、ゆるやかな丘陵地に位置していたようです(五三三頁)という。また、浅香年木②が紹介する元徳二年(一三三〇)閏六月の中宮八院衆徒申状に、「護国四天王院者、正四位下行皇后宮兼守藤原朝臣敦家任国之時、去延久之建立、承保元年九月七日堺四至、同寄進敷地」昌隆寺者、□保二年三月十四日、願主散位橋朝臣任国堺四至之申文、当任守并在庁等加奥書連署裁断」松谷寺者、泰澄和尚草創之古跡也、仍心保三年正月日、為聖朝安穩・国吏泰平御祈禱、目代・在庁等堺敷地之四至寄進之」長寛寺院内者、去長寛二年八月日、殺生禁断・在家役停止之時、在庁等任寺中之現形一定四至畢」連華寺者、本願主中宮院主兼長吏寛祥、久安五年十月十一日、寄進御山末寺、仁安元年九月日、散位中原頼貞贖而令建立、当年申請国衙外題并在庁連署於解状之奥書、同十一月日、目代等堺敷地之四至、与奉免状□」涌泉寺者、法棟勝田房捧申状、建久六年十月日、目代并在庁官人等、限敷地之勝示寄進之間、各任良吏代々之□券、不亂任伯管領之」末寺岩藏寺者、大治四年四月十八日夜、目代散位藤原朝臣依蒙靈夢、同十九日、乞請在庁□□証判、堺四至寄敷山林」(一三二頁)とある。○使者ヲ中宮へ立タリケリ。別宮、左羅、中宮、三社ノ衆徒、急ギ下テ一ニナル 浅香年木②が指摘するように、『平家物語』

諸本の記載は必ずしも一致しないが、鬪争の主体となった勢力が、手取川河谷上流域を拠点とする中宮三社（中宮・別宮・佐羅宮）と中宮末寺八院の衆徒・堂衆・神人集団であったと説く点では一致している（二二七―二二八頁）。三社は中宮三社とよばれる中宮、佐羅、別宮の三社で、白山から流れ出る手取川の上流に位置する。黒田俊雄は、山頂近くの禪頂（奥宮）から尾添川にかけての「山」と、里宮（白山本宮）との中間に位置し、「この第一の地域は、いわば聖界と俗界との「中」つまり境界を意味した：本来は聖と俗の「中」＝境という厳肅な地点に立つ宮であったのであろう」（二二五頁）とする。『白山之記』「加賀下山七社、白山、金剣、岩本、三宮（此号三本宮四社）、中宮、佐羅、別宮、此号中宮三社也、惣云七社」（日本思想大系『寺社縁起』三六七頁）。『白山記攷証』に、中宮は「本宮に對したる中宮にて山嶺と本社との間に更に此一社を造立して嶺上三峰の神靈を鎮祭し佐羅別宮の両社は其屬社なりし故に中宮等の三社を合して中宮三社と号するなるべし。故にいにしへは中宮の衆徒とて神官社僧多き事本宮にひとしといへり」（五九頁）とあり。○岩本、金剣、下白山、三宮、奈谷寺、栄谷寺、宇谷寺、三寺四社ノ大衆モ馳集テ同意シケリ 前項に引用した『白山之記』に見るように、岩本・金剣・下白山・三宮は、本宮四社。このように、白山事件に、本宮の四社が同調したとするのは〈盛〉のみ。しかしながら、この後、動座させた神輿については、〈盛も佐羅の早松の御輿のみであり、黒田俊雄は「安元三年（一一七七）の涌泉寺焼討をめぐる目代と中宮三社八院大衆との抗争のとき、白山宮がいわば中立的な態度をみせた」（二六〇頁）と指摘し、山岸共は「これはやはり中宮勢力のひき起した事件であり、本宮が参加したとする

のは後の潤色ではなかるうか」（六四頁）、浅香年木②「この鬪争に、本宮四社が動いた形跡は、甚だ乏しいといわねばならない」（二二九頁）など、事実としては本宮四社の加担はなかったとみられる。竹森靖が指摘するように、中宮と延暦寺との本末関係は白山宮とは独自になされたものであり、「白山宮と中宮が本来的に別個の勢力として叡山と関係を結んでいた」（二二頁）ことから、本宮側の加担は考えづらい。また、三寺については、『白山之記』に、「三ヶ寺 那谷寺（合岩屋寺）、温谷、栄谷」（日本思想大系『寺社縁起』三三七頁）とある。『白山記攷証』は、「三ヶ寺は白山本宮の末寺なるべし」（七〇頁）として、那谷寺について、「今江沼郡那谷村に存す。境内奇石怪巖峙て巖窟中に觀音堂あり。故に自生山岩屋寺と号す、宇（温）谷寺については、今那谷より一里許を隔宇谷村あり。是其寺地なり。此地にいにしへ有たるにより地名を以て寺号とし、那谷寺と同じく数字の仏閣ありて衆徒多く居たりしかど、天文天正頃の御乱に兵火に罹り悉く断絶して遺址のみ残りといへり」（七二頁）、栄谷寺については、「今那谷の隣邑に栄谷村あり。是其寺地にていにしへ此地に数字の仏閣ありしかど是も諍乱の頃悉く断絶して、今其寺跡のみ残り」（七二頁）と記す。○七月一日、數百人ノ大衆喚テ庁ヘソ押寄ケル 日付を記すのは、他に〈南・屋・覚・中〉「七月九日」。いずれも安元二年のことと考えられる。率いられた大衆の数は、〈延・長〉「五百（余）騎」、〈南・屋・覚・中〉「二千余人」。本宮も荷担したと記す〈盛〉の場合、「數百人」は少なすぎよう。但し、この後、国分寺に衆会して評定があった時は「二千余騎」と記す。

## 【引用研究文献】

- \* 浅香年木①「中世の衆徒・神人と領主」(『石川県尾口村史 三〇通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一・12)
- \* 浅香年木②『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版局一九八一・12)
- \* 網野善彦『日本中世の百姓と職能民』(平凡社一九九八・2。のち平凡社ライブラリー、再録。引用は後者による)
- \* 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面―白山事件の場合―」(国語と国文学一九八三・4)
- \* 梶原正昭『平家物語』の一考察―「鹿の谷」と白山事件(早稲田大学教育学部学術研究一〇、一九六一・11。『軍記文学の位相』汲古書院一九九八・3再録。引用は後者による)
- \* 黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史 三 通史編』一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10所収。『黒田俊雄著作集 第三卷 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による)
- \* 小林美和『平家物語』の構想力―卷一・滅亡への序曲―(青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- \* 米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文藝社一九九三・7)
- \* 佐々木紀一『平家物語』「鶴川合戦」・「御輿振」の史的問題若干(山形県立米沢女子短期大学紀要四八、二〇二二・12)
- \* 鈴木彰『平家物語』における〈白山事件〉―文書の活用と事件像の創出―(文学隔月刊三一、二〇〇二・1―2。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による)
- \* 武久堅『平家物語は何を語るか―平家物語の全体像(PART II)』(和泉書院二〇一〇・10)
- \* 竹森靖「中世白山宮の成立と支配関係」(北陸史学三一、一九八二・11)
- \* 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(日本史研究三五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6再録。引用は後者による)
- \* 早川厚一「延慶本」『四部本』平家物語をめぐる本文批判の問題点(名古屋大学軍記物語研究会会報一、一九七三・5)
- \* 水原一『平家物語』における漢詩文関連の問題(渡辺三男博士七十忌記念論文集『日中語文交渉史』桜楓社一九八二・10。『中世古文学像の探求』新典社一九九五・5再録。引用は後者による)
- \* 山岸共「白山信仰の変遷」(『石川郷土史学会誌』二、一九六九)
- \* 由谷裕哉「白山をめぐる南加賀の宗教施設(上)」(石川自治と教育四八九、一九九五)

師経ハ「涌泉寺<sup>2</sup>焼失ノ後、僻事シツト思ツ、忍テ京へ逃上<sup>1</sup>タリケレバ、<sup>4</sup>庁ニハ人コソナカリケレ。八院三社ノ<sup>3</sup>衆徒ノ張本ニ、智積、覚明、法台、金台、学円、<sup>4</sup>仏光寺ノ宗人ノ大衆三十余人、三寺四社ノ衆徒等相具シテ、其勢<sup>5</sup>二千余騎、国分寺ニ衆会シテ評定アリ。「目代逃上ヌル上ニハ、国ニシテ<sup>6</sup>左右スベキニ非ズ。本山ニ訴テ、師高・師経ヲ<sup>7</sup>可断罪也」トテ、子細ヲ録シテ寺官八人ヲ差上テ、山門ニ訴詔シケリ。大衆此事ヲ聞、「本社白山ノ事ナ<sup>10</sup>ラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。許容ニ<sup>8</sup>及ズ」トテ其沙汰ナシ。<sup>9</sup>寺官等<sup>10</sup>力ナクシテ、十一月ノ比国ニ下ル。衆徒会合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテコソ火ニモ水ニモ成ベケレ」トテ、重テ又追上ス。寺官山上ニ越年シテ谷々坊々ニ訴レドモ、不<sup>11</sup>事行<sup>12</sup>。

【校異】 1 〈近〉「せんゆじ」。2 〈近〉「せうしつ」の、〈蓬〉「焼失の」、〈静〉「焼失の」。3 〈蓬〉「衆の」。4 〈蓬〉「仏光等の宗徒の」、〈静〉「断罪すへき也」とて、〈蓬〉「断罪すへき也」とて、〈静〉「断罪すへき也」とて、〈蓬〉「断罪すへき也」とて、〈蓬〉「及はすとて」。9 〈近〉「じくはん等」、〈蓬〉「寺官等」。10 〈近〉「ちかく」として「く」の右に「ら」を傍書。

【注解】 ○師経ハ涌泉寺焼失ノ後、僻事シツト思ツ、忍テ京へ逃上タリケレバ、<sup>4</sup>庁ニハ人コソナカリケレ。師経は（怒りにまかせて在庁の国人を率いて）涌泉寺を焼払ってはみたが、さすがに焼失までさせてしまったことは具合が悪いことをしたと思って、密かに京へ逃げ上っていたので、（大衆が押し寄せてきた七月一日には）国庁には目代をはじめとしてしかるべき立場の者は誰もいなかったの意。『玉葉』治承元年四月十七日条の後白河法皇の院宣にも、「雖非寺領、焼払之条、所為之旨不穩便」と、寺領ではなく国領ではあるものの、寺を焼失させた罪を問われていることから明らか。涌泉寺の敷地国免は元徳二年（一二三〇）閏六月、白山中宮八院衆徒申状（武藏金沢称名寺文書、『加能古文書』一二四号）によれば、建久六年（一一九五）のこと（浅香年木①一四一頁）。なお、大衆が国庁に押し寄せる前に、師経が遁走したとするのは〈盛〉のみ。このあたりの展開は諸本で若

干異なる。〈延・長〉は、国府近くに押し寄せた大衆が、講堂に立てこもって使いを国庁に差し向けたことを受けて、師経が「僻事」をしたと思ったのか、即座に逃げ上ったと記す。〈四・闘〉は加賀国内における事件展開の詳細を記さない。〈南・屋・覚・中〉では、目代師経が宇川（鶴川）を焼払ったことに怒った白山の大衆が、二千余人で目代の館に押し寄せてきた（七月九日）のを見て、「カナハジ」（南上一一九頁）と思ったのか、合戦を翌日に控えた夜のうちに京へ逃げ上ったとする。○八院三社ノ衆徒ノ張本ニ、智積、覚明、法台、金台、学円、仏光寺ノ宗人ノ大衆三十余人「八院三社ノ衆徒」とは、中宮三社と中宮の末寺である「中宮八院」の衆徒を指す。また、ここで「衆徒ノ張本」としてあげられる名前については諸本に異同がある。〈延・長〉では、目代の狼藉に対して馬の尾を切った人物として「白山ノ中宮、八院三社ノ惣長史智積、覚明」（〈延〉卷一一七二オ）を挙

げた後、〈延〉は国府に寄せた軍勢の大將軍として「宇河白山八院ノ大衆金大房」(〈延〉巻一七七二)の名を挙げ、一方で〈長〉は、「八院の大しゆの中に、秀衡がまごに金台ぼうを大しやうぐんとして、明だいぼう、しつ大房、のと房、かこぼう、ゑち前房」(二七七六頁)の名を挙げる。また〈四〉「伊豆房淨智」(四一左)、〈南〉「智釈、学明、法台坊性智、学願、土佐ノ阿闍梨」(上一二〇頁)、〈覓〉「智釈、学明、宝台坊、正智、学音、土佐阿闍梨」(上一五〇頁)、〈中〉「ちしやく、がくめい、ほうたい房、しやうち、かくい、とさのあじやり」(上一五二頁)など、微妙な異同が見られる。いずれも伝未詳であるが、〈延・長〉が智積(釈)を中宮八院三社の惣長吏とすることに就いては、「惣長吏は、「白山七社惣長吏」であり、各社の長吏の上に立つものであった」が、「惣長吏になるのは白山宮の長吏に限られていたらしく、しかも、白山宮長吏は『白山記』に「長吏ハ藤氏末流」とあるように世襲」(黒田俊雄二七四〜二七五頁)との指摘もあり、疑問が残る。「惣長吏」ではなく、『白山之記』「中宮長吏隆嚴之注云々」(思想大系三六七頁)などに見られる「中宮長吏」のことだろうか。覚明については、これが義仲の手書として知られる大夫房覚明(信救)である可能性を、武久堅が指摘する(二二頁)。しかし、〈鬪・延・長・盛・南・屋・覚・中〉によれば大夫房覚明(西〔最〕乗房信救)は、治承四年(一一八〇)の以仁王挙兵に際し、南都から三井寺への返牒を書いた人物とされており、その後清盛の追求を逃れて東国に下った行家に合流、義仲に仕えて覚明と改名とあるので、ここに挙げられた覚明と同一人物とするには疑問が残る。金台は〈長〉では「八院の大しゆ」の中で大將軍を務めたとされる人物で、「秀衡がまご」と記さ

れるが、その理由も含めて未詳。ただ、『白山之記』は白山本宮の禪頂の御躰が、「南嚴房/勸進」奥州秀衡五尺金銅像奉治鑄之」(三六七頁)と、南嚴房の勸進によって秀衡が寄進したとするが、浅香年木①は「秀衡寄進の主張は、『白山之記』成立の時点における白山信仰の広汎なひろがりを示して注目される」(一一八頁)と指摘する。なお、黒田俊雄は、「白山衆徒はみずから「衆徒」と称したが、その主力をなすものは修験者、いわゆる山伏であったとみられる。しかし、彼らは坊号・院号や僧名をもち、その点で、同じく神仏に奉仕するにしても承仕・神人・公人など、より下層の者や俗人の道者と異なっていた。いわば衆徒には、顕密仏教のより高級な研修と仏神事の勤修が期待されており、みずからもそれを自負していた」(二七八頁)と述べるが、その一方で「白山信仰の性格からしても『白山記』が強調するように山林抖擻や山籠をする行人であり夏衆であるのが本質的な特色であったから、上位の者でも深遠な学解・講説や煩瑣な儀軌の研修などに専心していたはずはなく、学と行とを兼ねたいわば、行人的学侶であったとみるのが適当であろう。：信仰の本旨から、宗教活動上で中央大寺院のように学侶・学生と行人・堂衆との区別が截然としていなかったとみるべき」(二七九頁)とも指摘する。同様に、浅香年木②も「衆徒という言葉は、本来は、僧侶のなかでも比較的身分の高い学侶(学生)をさす場合も多いが、中世成立期には、必ずしも厳密な使い分けがなされておらず、武装して堂衆・神人を指揮したものが多く、堂衆などを含めて衆徒と総称する例も少なくない」(八二頁)と指摘する。列挙される名前も、こうした実態を踏まえているのであろう。なお、〈盛〉ではこの後「中宮ノ衆徒ノ中ニ、智積・覚明・仏光等ノ

骨張ノ輩八人（二二〇頁）として再度名が挙げられる（後掲注参照）。なお、「仏光寺」については、校異4に「蓬」「仏光この宗徒の」、「静」「仏光等の宗徒の」とあったように、本来は人名「仏光」とあるべきところだろう。この後に、「中宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・仏光等ノ骨張ノ輩六人」（盛）1―二二〇頁）、「仏光以下ノ輩」（盛）1―二二三頁）とある。「宗人」は、〈蓬・静」「宗徒の」とあるように、「むねとの」で主立った者の意。○三寺四社ノ衆徒等相具シテ三寺四社は本宮を構成する寺社。前節に「岩本、金剣、下白山、三宮、奈谷寺、栄谷寺、宇谷寺、三寺四社」（1―二〇八―二〇九頁）とあった。同注解参照。中宮三社八院に加えて白山本宮四社三寺が加担したとするのは〈盛〉のみ。〈盛〉の記述は、この行動が白山全体の意味として行われたことを強調しようとしたものか。この後においても、「八院三社ノ大衆、三寺四社ノ衆徒」（1―二二〇頁）の記述を繰り返す。〈延・長・南・屋・覚・中〉は、いずれも騒動の主体として三社八院、あるいは八院のみを記す。浅香年木①は「この闘争に、本宮四社が動いた形跡は、甚だ乏しいといわねばならない」（二三九頁）と指摘する。山岸共も「中宮勢力のひき起した事件であり、本宮が参加したとするのは後の潤色」（六四頁）とする。〈盛〉にあっても留守所からの牒状の宛先は「白山中宮ノ衆徒之衙」（1―二二二頁）となっており、返牒も「白山中宮大衆」（1―二二三頁）によってなされている（牒状・返牒を載せる〈延・長〉も同）。実際に行動したのは、中宮三社とその末寺のみであった可能性が高い。黒田俊雄は、代々加賀の国衙に代々介の地位を占めた斎藤一族の富樫介信家について、〈尊卑〉が「白山惣長吏」（2―三二〇頁）と記していることなど

を踏まえて、「目代と中宮三社八院大衆との抗争のとき、白山宮がいわば中立的な態度をみせたことには、国衙勢力とのこのような身近な関係が微妙に働いていたかと考えられ、この点でも能美・江沼の平野に勢力を展開していた中宮と異なり、白山宮が新興の勢力の好意的な支持を必要としていたものようにおもわれる」（二六〇頁）と指摘する。なお、黒田俊雄は「七社」というのが叡山坂本の日吉七社にならっていい出されたものとみられ、「白山記」の記載によれば、加賀では、これを現地の状況に合わせてさらに本宮四社と中宮三社に区分していた（二六八頁）としながらも、「本宮」という名称や「本宮四社」「中宮三社」という区分は、『白山記』だけにみられる例外的なものであり、「白山七社」の語が中世を通じてひろくいわれていたことはわかるが、どの社とどの社が七社であるかは、必ずしも確定的でない」とする（二六九頁）。『白山之記』の成立が不確定ではあるが（本文中の一節から長寛元年（一一六三）とする説が有力か）、〈延〉成立時点においては、「白山七社」の概念がどの程度確立していたのか、微妙なところであった可能性はあろう。対して〈盛〉では、本宮四社と中宮三社を合わせて白山七社とする言説が確認され、次段に「白山七所」の用語があり（次節注参照）、卷二十九砺波山合戦にも「金剣宮ト申ハ白山七社ノ内：」（4―三〇六頁）とあるように、白山七社が明確に意識されている。○其勢二千余騎 加賀国府に押し寄せるべく参集した大衆の人数については、〈延・長〉が金大房大將軍とした五百（余）騎、〈盛・南・屋・覚・中〉が二千余人とする。〈盛〉の場合、七月一日に庁に押し寄せた八院三社、三寺四社の大衆を「数百人」（二〇九頁）と記しながら、庁に目代等が不在と判明して国分寺

に集まった時点では二十人にまでふくれあがっていたとしていることになる。○国分寺二衆会シテ評定アリ 大衆が参集した場所について、〈延・長〉は「講堂」(〈延〉巻一七二オ)と記し、これが国分寺内の施設である可能性を示唆するが、他本には記載がない。加賀国の国分寺は承和八年(八四一)に既存の勝興寺を転ずる形で設置された。「以加賀国勝興寺為国分寺」(『続日本後紀』承和八年九月十日条)。その所在地については、加賀市宮地廢寺説(三森定男)、津波倉廢寺説あるいは片山津町弓波廢寺説(上野与一、二七〇頁)など諸説があるが、江戸時代後期の富田景周が唱え、吉岡康暢が考証する小松市古府廢寺説が有力視されている。当初の位置や途中の変遷があったにせよ、少なくとも「十一〜十二世紀には、加賀国府一符南社一國分寺一中宮八院が相互に近接して所在したことが知られる」(吉岡康暢二六四頁)。なお、所領をめぐる白山衆徒対国衙という対立構図で捉えられている事件であるが、これに対して由谷裕哉は「涌泉寺をはじめとする八院の衆徒が本来、古代からの加賀国分寺と近い関係にあったのではないか」(二四頁)とする見方を提示している。○目代逃上又ル上ニハ、国ニシテ左右スベキニ非ズ…以下、白山の神輿出立までの展開は〈盛〉の独自本文。再度国府襲撃から神輿振までの諸本の編年記事を表にすると次のようになる。白山大衆らによる国府襲撃事件から実際に神輿が白山中宮を出立し比叡山に到着、神輿振が行なわれるまでの日時について、諸本においてかなりの混乱・異同が見られる。諸本ともh神輿振を安元三年(一一七七)八月四日に治承(改元)四月十三日とする点では一致する。そのため、〈四・闘・延〉の場合、a国府襲撃の安元三年八月との時間的矛盾が生じている(こ

	〈四〉	〈闘〉	〈延〉	〈長〉	〈盛〉	〈南〉	〈屋・覚〉	〈中〉
a 国府襲撃	安元三年八月	安元三年8・13	安元三年八月	安元二年八月	安元二年7・1	安元二年7・9	安元二年7・9	安元二年7・9
b 神輿鶴川を出立	/	/	安元三年2・5	安元二年8・5	安元三年1・30	日付記	日付記	日付記
c 金剣宮到着	/	/	安元三年2・6	安元二年8・6	安元三年2・6	/	載なし	載なし
d 留守所よりの牒状	/	/	安元三年2・9	安元三年2・9	安元三年2・9	/	/	/
e 叡山よりの牒状	/	/	/	安元三年2月	安元三年2月	/	/	/
f 白衆徒叡山に牒状	/	/	安元三年3・20	安元三年3・20	安元三年2・20	/	/	/
g 神輿、叡山到着	/	/	安元三年2・21以降	安元三年2・21以降	安元三年3・14	安元二年8・12	安元二年8・12	安元二年8・11
h 神輿振	安元三年4・13	治承元年4・13	治承元年4・13	治承元年4・13	治承元年4・13	安元三年4・13	安元三年4・13	安元三年4・13

これは師高の除目を安元二年十二月と誤ったことから生じた矛盾か。前節の注解「安元々年十一月廿九日ニ、追儼ノ除目ニ加賀守ニナル」「目代師経在国ノ間」参照。〈延〉の場合、aの安元三年八月が安元二年の誤記とすれば、aとbの間に半年間の時間的空白が生じていることになる。〈長〉はaの直後にb神輿が鶴川を出立していることになるが、c金剣宮到着とd留守所よりの牒状の文書の日付に半年間の空白があり(本文では安元二年八月九日に牒状ありとしながらも、牒状の日付を安元三年二月九日とする)、以後この文書の日付を基準にして事件が語られている。〈南・屋・覚・中〉の場合は、a国府襲撃からg神輿の叡山到着までの経過は速やかであるが、そこからh神輿振までの間、神輿が八ヶ月も叡山に留められていたことになってしまふ。つま

り、〈盛〉以外の諸本では、いずれにせよ a 国府襲撃から h 神輿振までの間に、半年以上の空白が生じていることになっている。これに対し、〈盛〉の場合は、a と b の間の出来事として、寺官の派遣、山門との交渉とその不調という経緯を記すことで、不自然な時間的空白を生じさせていない。この増補が、何らかの史料に基づくのか、物語としての配慮に基づくのかについては不明。

○本山 白山が延暦寺の末寺・末社となったのは、十二世紀中頃。『百練抄』久安三年（一一四七）四月七日条「天台僧綱以越前白山可為延暦寺末寺之由訴申（無裁許）」、五月四日条「覺宗入滅之後、以白山可為延暦寺末寺之由被仰下事」、『台記』久安三年四月七日条「衆徒欲領白山（年來、権僧正覺宗、依院宣領之。今夕、彼寺僧綱十二人（座主以下）参院請領之。依所請無理、不許之云々）」とあり、加賀白山側の記録である『白山本宮神主職次第』にも、「久安三年四月廿八日ニ白山始成ル山内別院」〔白山比咩神社叢書四〕国幣中社白山比咩神社一九二八・九と記されている。これを踏まえて、黒田俊雄は「十二世紀中ごろは、比叡山延暦寺との本末関係に置かれるようになった時期でもある。：白山の「加賀下山七社」なる形式が整えられるようになったのも、山門の日吉七社になぞらえて、このころになされたことであろう。さらに白山宮が加賀一の宮としての地位を確立し「本宮」と称するようになるのも、このころかとおもわれる」（二四七頁）と指摘する。

○師高・師経ヲ可断罪也 前節では衆徒達が「目代師経ヲ誅罰スベシ」と庁へ押し寄せていたが、ここでは師経に加えて師高をも断罪すべしと主張する。この後、衆会した衆徒は「目代師経程ノ者ニ、末院ノ一院被焼亡テ、非可黙止」（一一二二〇～二二二頁）

と延暦寺に訴えることとなり、上洛途中の金剣宮では「速ニ師高・師経ヲ召捕給へ」（一一二二二頁）と呪詛する。これらは諸本にはなく、〈延・長〉では後出の白山衆徒から山門への返牒に「欲被裁許奉上下山神輿於山上目代師経罪科事」（〈延〉巻一七四ウ）とある程度である（謹請 延暦寺御寺牒……項参照）。〈盛〉は師経、さらに師高に対する衆徒の恨みが上洛の途次に繰り返し強調されることになる。○子細ヲ録シテ寺官六人ヲ差上テ… 神輿上洛に先立って、訴訟の使者を比叡山に派遣した経緯を記すのは〈盛〉のみ。これによって、安元二年（一一七六）七月一日の国庁襲撃から安元三年一月三十日の神輿発向までの半年間を、時間的空白としてではなく、必然的な展開として説明している。その経緯を辿れば、今回寺官六人を上洛させ、師高・師経の断罪を延暦寺に訴えたのは、この後に引かれる、安元三年二月二十日付の中宮から出された請文によれば、「去年十月之比」（一一二八頁）のことと分かる（『源平盛衰記年表』三弥井書店二〇一五・七、六〇頁）。この後の、「寺官等力ナクシテ、十一月ノ比国ニ下ル」とも整合する。その後、白山の寺官等は、再度延暦寺に登り訴えるも聞き入れられることなく越年。結局、業を煮やした白山衆徒は、安元三年一月三十日に神輿発向を決意したと記す。一方、他本ではいきなり神輿上洛へと展開しているため、襲撃から神輿振までのいずれかの期間に大幅な時間的空白ないしは齟齬が生じている。使者とされた「寺官」は「寺院の事務をつかさどる職員」（日国大）。黒田俊雄によれば、「白山寺家政所牒」では、署判に修理別当・上座・寺主・都維那・小寺□が揚げられており、寺家政所がいわば寺務機関であるのに対して、白山宮政所は社家も含んだ最高の管理機構であっ

たことを示している。：寺官とみられるものには、そのほかに在庁・執当・通目代などがあった」（二七六頁）。これに対して、社家も含んだ最高の管理機構としては白山宮政所があり、「白山宮政所牒」によれば、その署判は惣長吏・院主・大勸進・大先達・修理別当・上座・寺主・都維那・神主惣行事・大宮司であって、これが政所の構成員であったことがわかる（二七六頁）。ここで延暦寺に派遣されたのが「寺官」であることを記すのは、事件が直接的には涌泉寺に関わる問題であったため、訴訟の使者が八院を束ねる寺家政所から派遣されたことを示すためか。○本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。

許容ニ及ズ 白山本社が焼き払われたというのならば訴えて来るのももっともなことだが、今回の訴訟は、中宮の末寺涌泉寺焼失に関わることであり、叡山が取り上げるに及ばないという消極的なものであった。ここでの「許容」は「援護、助勢すること。強く保護すること」（日国大）。○寺官等力ナクシテ、十一月ノ比国三下ル 前々項の注解

#### 【引用研究文献】

- \* 浅香年木①『治承寿永の内乱譚序説』（法政大学出版局一九八一・12）
- \* 浅香年木②「第三章 古代・中世」『石川県尾口村史 第三卷通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一・12
- \* 上野与一「寺院址概説」附、荒木神社遺跡」『やましろ』山代公民館一九五八・8）
- \* 黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」『石川県尾口村史 第三卷通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10所収。『黒田俊雄著作集 第三卷 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による）
- \* 武久堅『平家物語はなにを語るか―平家物語の全体像（PART II）』（和泉書院二〇一〇・10）
- \* 三森定男「加賀国分寺」『国分寺の研究 上』考古学研究会一九三八・8）
- \* 山岸共「白山信仰の変遷」（石川郷土史学会会誌一、一九六九・12）
- \* 由谷裕哉「白山修験と国家仏教―加賀白山中宮八院の問題を中心に―」（行動と文化（行動と文化研究会）二〇、一九九六・7）

に見るように、寺官達が派遣されたのは「十月之比」（1―二八頁）であった。寺官らが何も成果無く戻ってきた結果、この後、白山の衆徒等は、再度寺官等を叡山に向かわせ交渉に当たらせることとなる。

○衆徒会合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテコソ火ニモ水ニモ成ベケレ」トテ、重テ又追上ス 「理訴」は「訴訟で、道理にかなっていると認められること」（日国大）。次段にも「若目代師経ニ被狂テ理訴非ニ被処者」とある。涌泉寺焼失の件は、白山の末寺の件だから、本社の延暦寺にとっては全く関係ないとして我々の訴えは退けられたが、「道理に適った訴えを聞き入れられずに下向するようなことはあってはならない。再び山門に赴いてどのようなことでもしてくるべきだ（我々の訴えを聞き入れられるまで手を尽くしてこい）」と、再度寺官等を上落させたとする。他本はそうした経緯を一切記すことなく、目代師経が上落した後、即座に神輿上落を決議したかのように記す。

\* 吉岡康暢「平安前期の地方政治と国分寺（上）―加賀国分寺をめぐる問題―」（日本海域研究所報告八、一九七六・12。『新修国分寺の研究 第三巻 東山道と北陸道』吉川弘文館一九九一・8再録。引用は後者による）

此由カクト申下タリケレバ、又八院<sup>1</sup>三社ノ<sup>2</sup>大衆、三寺四社ノ衆徒、不日ニ衆会シテ僉議シテ云、「<sup>3</sup>謹デ白山妙理権現ノ垂跡ヲ尋奉レバ、<sup>4</sup>日本根子高瑞浄足姫御宇、養老年中ニ鎮護<sup>5</sup>国家ノ大徳神融禪師行出シ給テ、星霜既ニ五百歳ニ<sup>7</sup>及テ、効験于レ今新ナリ。<sup>8</sup>日本無双ノ靈峰トシテ、朝家唯一ノ神明也。而ヲ目代師経程ノ者ニ、「三末寺ノ一院ヲ<sup>10</sup>被<sup>11</sup>焼亡<sup>12</sup>テ、<sup>11</sup>非<sup>12</sup>可<sup>13</sup>黙止<sup>14</sup>。此条モシ無沙汰ナラバ、向後ノ朝<sup>15</sup>不可<sup>16</sup>断絶<sup>17</sup>。糾断<sup>18</sup>遅タノ上ハ、神輿ヲ本山延曆寺ニ<sup>19</sup>奉<sup>20</sup>振上<sup>21</sup>テ、訴<sup>22</sup>申サンニ、大衆定<sup>23</sup>最負セラレバ、訴詔争カ不<sup>24</sup>達。若目代師経ニ<sup>25</sup>被<sup>26</sup>狂テ<sup>27</sup>理訴非<sup>28</sup>二被<sup>29</sup>処<sup>30</sup>者、我寺々ニ跡ヲトゾムベカラズ」ト<sup>31</sup>儀定シテ、各白山権現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書、灰ニ焼テ、<sup>32</sup>神水ニ<sup>33</sup>浮テ吞<sup>34</sup>之<sup>35</sup>身ノ毛豎テゾ覚ケル。「サラバ何ヲカ期スベキ。奉<sup>36</sup>出<sup>37</sup>」トテ、白山七所ノ其中ニ、佐羅ノ早松ノ御輿ヲ<sup>38</sup>奉<sup>39</sup>飾<sup>40</sup>。本地ハ不動明王、悪魔<sup>41</sup>降伏ノ忿怒形、賞罰<sup>42</sup>嚴重ノ大明神也。

【校異】 1 〈近〉「三じやの」、〈逢・静〉「三社の」。 2 〈逢・静〉「大衆」なし。 3 〈近〉「つゝしんで」、〈逢・静〉「謹で」。 4 〈逢〉「日本」、〈静〉「日本」。 なお、左に「之正」を傍書。「之正」は、「元正」の誤り。 5 〈近〉「こつかの」、〈逢〉「国家の」、〈静〉「国家の」。 6 〈近〉「大とこじん」、〈逢〉「大徳神」、〈静〉「大徳神」。 7 〈近〉「をよんで」、〈逢〉「及て」、〈静〉「をよひて」。 8 〈近〉「につほん」、〈逢〉「日本」。 9 〈近〉「てらけ」とし、「ら」に見せ消ち。右に「う」を傍書。 10 〈近〉「やきはりほされて」とし、「り」字に縦線。右に「ろ」を傍書。 11 〈近〉「もくしすへきにあらず」、〈逢・静〉「黙止へきにあらず」。 12 〈近〉合点あり。行の冒頭に「白山神輿登山」を傍書。 13 〈近〉「ふりあけたてまつり」、〈逢〉「ふりのほせ奉りて」、〈静〉「ふりのほせたてまつりて」。 14 〈近〉「うたへ申さんに」。「申」をミセケチとし、その右に「申」を傍書。 15 〈逢・静〉「衆大さためて」。 16 〈近〉「ひいきせられは」、〈逢・静〉「最負せられは」。 17 〈近〉「まけられて」、〈逢・静〉「まかせられて」。 18 〈逢〉「議定して」。 19 〈近〉「じんずに」、〈逢〉「神水に」。 20 〈近〉「うけて」。 21 〈近〉「なにをか」、〈逢・静〉「いつをか」。 22 〈近〉「かさりたてまつり」。 23 〈近〉「ほんぢは」、〈逢〉「本地は」。 24 〈近・静〉「がうぶくの」、〈逢〉「かうぶくの」。 25 〈近〉「げんでうの」、〈逢〉「嚴重の」、〈静〉「嚴重の」。

【注解】 ○此由カクト申下タリケレバ「此由」とは、前節に記された を、白山に申し送ったということ。 ○八院三社ノ大衆、三寺四社ノ「寺官山上ニ越年シテ谷々坊々ニ訴レドモ、不<sup>三</sup>事行」という状況。 衆徒 他の諸本が訴訟を担ったのが中宮三社とその末寺八院であること 白山衆徒の叱責を受けて再度叡山に登山した寺官たちが、年を跨いで するのに対し、〈盛〉ではこれに白山本宮三寺四社を加えた白山七社 八方手を尽したにもかかわらず、訴えが叡山に聞き入れられない状況 が、こぞって訴訟に臨んだとする言説を繰り返す。 ○謹デ白山妙理

権現ノ垂跡ヲ尋奉レバ：以下白山妙理権現の縁起が略述される。白山の縁起については白山宮周辺で長寛頃成立とみられる『白山之記』の他、『元亨釈書』の「白山明神」（巻十八「神仙」）「越知山泰澄」（巻十五「方応」）、『本朝統文粹』の「白山上人縁起」（巻十一、敦光朝臣）、『加州石川郡白山縁起』（続群書三下）他、数多く知られている。〈盛〉巻二十九では白山への願書を記した後ろに「白山権現垂跡」（4—1—211頁）が挿入されている。この「白山権現垂跡」の本文との近さが辻本恭子によって指摘されているのが、『泰澄和尚伝記』である。「この縁起に関しては、直接の依拠関係を断じるわけには行かないものの、盛衰記には明らかに元亨釈書よりも泰澄和尚伝記と強い関連があることが伺える」（辻本恭子五九頁）。本節の部分でも、〈盛〉の「日本根子高瑞浄足姫御宇、養老年中」に対して『泰澄和尚伝記』では「日本根子高瑞浄足姫元正天皇御在位、養老元年丁巳歳、和尚年卅六也。彼年四月一日、和尚来宿<sup>テ</sup>白山麓、大野隈<sup>ヲ</sup>答川東伊野原<sup>ニ</sup>」（神道大系神社編『若狭・越前・加賀・能登国』三頁）の傍線部のように、特徴的な表現の共通性が認められる。なお、白山妙理権現は、白山禪定に座す白山社の祭神の贈号。伊弉諾尊（伊弉冉尊とする説もある）の化身で、本地は十一面観音。『白山之記』「加賀国石川郡味智郷有<sup>一ノ</sup>名山<sup>一</sup>、号<sup>ニ</sup>白山<sup>一</sup>、其山頂<sup>ヲ</sup>名<sup>ニ</sup>禪定<sup>一</sup>、住<sup>ス</sup>有<sup>テ</sup>徳<sup>ト</sup>大明神<sup>一</sup>、即号<sup>正一</sup>一位<sup>一</sup>白山妙理大菩薩<sup>一</sup>、其本地<sup>ニ</sup>十一面観自在菩薩<sup>一</sup>」（思想大系三六四頁）。また、この神が泰澄の前に貴女として顕現した時には、自らを伊弉諾尊であると名乗っている。『泰澄和尚伝記』「吾身乃伊弉諾<sup>ト</sup>尊<sup>也</sup>、今号<sup>ニ</sup>妙理大菩薩<sup>一</sup>、此神岳<sup>カク</sup>白嶺<sup>、乃</sup>吾<sup>ヲ</sup>神務<sup>ヲ</sup>国政<sup>ト</sup>時<sup>ニ</sup>都<sup>（城）</sup>也、吾乃日域<sup>ノ</sup>男女<sup>ノ</sup>元神<sup>也</sup>、天照大神<sup>、乃</sup>吾<sup>ヲ</sup>伊弉諾<sup>尊</sup>子<sup>也</sup>、…乃又<sup>ニ</sup>十一面

観自在尊<sup>ノ</sup>慈悲<sup>ノ</sup>玉体<sup>ヲ</sup>忽<sup>ク</sup>現<sup>ル</sup>（矣）」（神道大系三頁）。『元亨釈書』「白山明神」にもほぼ同内容が見える。○日本根子高瑞浄足姫ノ御宇、養老年中 第四十四代元正天皇のこと。天武天皇九年（六八〇）〜天平二十年（七四八）。在位は靈龜元年（七一五）〜養老八年（七二四）。父は、天武天皇と持統天皇の子である草壁皇子、母は元明天皇（文武天皇の姉）。養老年中は七一七年から七二四年まで。前項に引用した『泰澄和尚伝記』や『元亨釈書』では、託宣を受けて泰澄が白山を開いたのは養老元年（七一一）四月一日とされ、『泰澄和尚伝記』「日本根子高瑞浄足姫元正天皇御在位、養老元年丁巳歳、和尚三十六歳也、彼年四月一日、和尚来宿<sup>テ</sup>白山麓<sup>ニ</sup>」、『白山之記』では養老三年七月三日とされる（機感時至、養老三年「己未」七月三日御宅宣成始、至此長寛元年（癸未）四百四十五年也」思想大系三六四頁）。○鎮護国家ノ大徳神融禪師 『泰澄和尚伝記』によれば、「白山行人泰澄和尚<sup>ノ</sup>者、本<sup>（名）</sup>越<sup>ノ</sup>大徳<sup>、（号）</sup>神融禪師<sup>也</sup>、俗姓<sup>三</sup>神氏<sup>、越前</sup>国麻生津<sup>三</sup>神安角<sup>二</sup>男<sup>也</sup>、母<sup>ハ</sup>伊野氏<sup>」（神道大系神社編『若狭・越前・加賀・能登国』一頁）。夢に白玉の水精を受けて懐妊、白鳳廿二年壬午歳（白鳳）は私年号、『中歴』によれば六八二年）六月十一日誕生。十四歳の時に霊夢を被り、後に出家。文武天皇の大宝二年（七〇二）に鎮護国家法師の勅を受け、養老元年（七一一）に貴女と化した伊弉諾尊（妙理大菩薩）の託宣を受けて白山を開く。養老六年（七二二）には不<sup>レ</sup>予<sup>ト</sup>とな<sup>リ</sup>た元正天皇を白山権現の靈威によって癒<sup>レ</sup>やした<sup>コト</sup>に<sup>よ</sup>つて、天皇の帰依を受け、禪師位を授けられて神融禪師と号した。神護景雲元年（七六七）三月十八日、「結跏趺坐、結<sup>ニ</sup>大日定印<sup>一</sup>、奄然入定遷化、春秋八十六也」（神道大系八頁）という。『元亨釈書』「越</sup>

知山泰澄には「初大宝二年。文武帝勅伴安。以澄為鎮護国家法師。養老之法効。擢為供奉。賜号神融禪師。授以禪師位。」(国史大系二二三頁)とある。また『泰澄和尚伝記』には、「文武天皇御在位大宝二年壬寅(歳)、和尚生年廿一也、綸言忽降、以越大德為鎮護国家法師、勅使伴安麻呂也」(二頁)、「養老六年壬戌歳、和尚生年四十一也、七月八月兩月間、氷高天皇御不預…天皇即位為護持僧、授以禪師位、和尚諱号神融禪師矣」(四頁)と記される。○星霜既二百歳ニ及テ 泰澄が白山を開いた養老元年(七一七)から数えると、安元三年(一一七七)は四六〇年。前々項に引いたように、『白山之記』では養老三年から長寛元年までが四百四十五ヶ年とされている。○朝家唯一ノ神明也 「日本無双ノ靈峰」と対し、白山大衆が自らの祭神を称賛したのでろうが、白山妙理権現を「朝家唯一ノ神明」とする理由は不明。この後の白山から延暦寺への返牒、また巻二十九「白山権現垂迹」に述べられる白山権現の縁起では、化現した貴女が自らを天神の始めである国常立尊の裔であると語り、本地が十二面観音であると明かされる。『泰澄和尚伝』

「前貴女現告曰ク、我雖有天嶺、恒遊此林中。以此処為中居、上護上皇下撫下民。大德諦聽、日本秋津嶋、本是神国也。国常立尊乃神代最初国主也。次国狭槌尊、次豊斟淳尊。…次伊弉諾尊、伊弉諾尊。謂之神世七代。吾身乃伊弉諾尊是也。今号妙理大菩薩。此神岳白嶺、乃吾神務国政時都也。吾乃日域男女元神也。天照大神乃吾伊弉諾尊子也。そのような本朝の神の始原と結びつける意識に基づく文句であろうか。『白山禪頂私記』(永正五年奥書を持つ本がある)「吾朝日域根本仏国、白山明神大菩薩最初鎮守、

天地起々也」(『白山比咩神社文献集』一二四頁、『白山史料集』上一五四頁)。○非可黙止 「もだすべきに非ず」とよむか。校異11参照。鰻頭屋本『節用集』に「難黙止」(モ言語門・一六九)。「黙止」を「もだす」とするのは、『節用集』類には多く見られる。○此条モシ無沙汰ナラバ、向後ノ嘲不可断絶。糺断遅々ノ上ハ、神輿ヲ本山延暦寺ニ奉振上訴申サン (盛)の文脈に従うならば、白山衆徒は山門大衆の煮え切らない態度に、白山衆徒が、山門に協力を強く要請するために白山の神輿を持ち出したことになる。つまり白山神輿の上洛は、直接的には腰の重い山門を動かすためのものであり、山門の力を借りて師高・師経の処分を朝廷に訴えることを意図したものであった。田中文英は、(盛)の当該記事を、「まず師高・師経の断罪要求を本寺の山門に訴え、山門をつうじて朝廷へ訴訟しようとしたが、山門が消極的姿勢をとり裁許が遅延したため、ついに神輿を振りあげる強硬手段にでて山門大衆をうごかし、その権威をかりて朝廷への嗾訴におよんだと記す」(一九二頁)とまとめる。○大衆定鼻負セラレバ、訴訟争力不達 「鼻負」は「盛んに力を出すこと。また、そのさま」(日国大)。「鼻負」の表記は「室町時代の「下学集」などに見られる比較的新しい形」のようであり、あるいは「負ふ」への類推などによってわが国で中世以降一般化していったものかとも思われる(蜂谷清人八一頁)。「訴訟」は「訴訟」に同じ。山門の大衆が大いに力を発揮したならば、(師高・師経処分を求める)訴訟が成就しないことがあろうか、の意。今回の「嗾訴は訴訟の所定の手続きを経ないで朝廷に強圧をかけて要求を押しとおそうとするものであるから、「濫訴」であり、一種の非合法手段であったといえる。しかし、この嗾訴は、あくまで朝廷およびその実権掌握

者たる院・摂関らの権門による国政運営と王法仏法相依の国家体制を前提として、師高・師経の処分という具体的な裁断を要求しているのであって、朝廷の統治や権門の政治権力そのものの攻撃・改廃を意図するものではなかった」(田中文英一九三頁)。

○被狂テ 校異17に見るように「被狂テ」は、〈近〉「まげられて」か、〈逢・静〉「まかせられて」が良い。〈近〉の場合、「枉げられて(強い訴えに道理を枉げられて)」の意となり、〈新定〉(1—196頁)はこれを採用。〈逢・静〉の場合、「任せられて(自由にゆだねられて)」の意となり、意味としては矛盾はない。

○理訴非ニ被処者 我々の道理に叶った訴えが、もし道理に合わないというように判断されればの意。

○我寺々ニ跡ヲトムムベカラズ もし師経によって訴えが認められないことがあるならば、我々はこの寺々に住み長らえているわけにはいかない、の意。そこで決意を固めて神輿を動かす行動に出る。

○儀定シテ こうした場合の意思決定について、黒田俊雄は「講衆の集団としての意志は、このような結束を基礎に「衆議」「評定」で決められた。衆議による決定は、きわめて嚴重なものとされ、「結衆一致之評定」について、たとい「坊主ニ親等制誡」があろうとも衆議に背けば敵対者とみなすという起請の署判が、別に要求された」(二八二頁)と説く。次項のような行為も、こうした制度を背景としたものと考えられよう。

○各白山権現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書、灰ニ焼テ、神水ニ浮テ吞之 参集した衆徒が、各自この衆議をまもる旨の起請文を書き、それを焼いた灰を神水に浮かべて飲み干した、の意。〈延〉「神水ヲ吞ミ一同シテ」(巻一—七七二頁)、〈長〉「一同にせんぎして、しんすい、仏水をのみ」(1—177頁)。横井孝は、「神水ヲ吞ム」とは誓約の所

作であり、塩水、麗水、酒などの聖なる水に起請文を焼いた灰を浮かべたものが「神水」である」として、一番簡略な〈延〉の表現を、「古代から中世にかけての時代の常識として説明を要しない立場での最小限の表記」(二二七頁)とみる。しかし千々和至は、「神水とは、起請文を焼いた灰を水に混ぜたものを言うのではなく、神水は塩水、麗水、酒などの場合があるが、灰を混ぜなくとも、すでに聖なる水なのであり、その神水に、灰を浮かべるのである」(三〇〇頁)と、必ずしも灰を浮かべることが「神水」の条件になっていないことを指摘する。また、「誓約の場」において起請文を焼いて灰にする行為について、「焼けて立ちのぼる煙を見ることが、自分の意思が天に届きつつあることの確認」(二九二頁)であり、「生成した灰をのむことによって、はじめて、中世の人々は、自分と神との意志が同一化したことを確信」(二九二頁)したと指摘する。

○身ノ毛豎テソ覚ケル 『書言字考節用集』に身毛豎シゲケル(言辞・二四七頁)、易林本『節用集』に「身毛豎」(言辞・五五九頁)とある。「よだつ」は「もっぱら」「身毛よだつ」の形で用い、「みのけたつ」と同様に、神秘的な現象や厳肅な雰囲気、また、恐怖・寒さなどに接した場合の異常な緊張の比喩的表現として、全身の毛が逆立つことをいう(角川古語)。たとえば〈延〉では、「カ、ル間、大衆神人ノヲメキ叫ブ声、梵天マデモ及ブラムト、ヲビタ、シクゾ聞エケル。貴賤上下悉ク身毛豎ツ」(巻一—九八〇「山門衆徒内裏へ神輿振奉事」)、「住吉大明神ノ御影嚮有ケルニヤ。諸人身ノ毛豎ケルホドニ」(巻一—一五四〇「成親卿流罪事付鳥羽殿ニテ御遊事」)のような強い畏怖・恐怖の感情の場合だけでなく、「何モ〜誠ニサコソハ」ト覚テ貴キ中ニ、法皇ノ御声ノ出タリケルコソ、今一キハ事代

リテ、皆人身毛豎テ涙ヲ流ケル」（卷三—三三ウ）「中宮御産有事付諸  
 増加持事」のように、強い感動を表す場合にも用いられている。同  
 様に〈盛〉でも、卷十一・灯炬大臣「：或ハ説法化行シ、或妓樂歌詠  
 シテ、仏ノ化儀ヲ助ランモ、角ヤト思知レタリ。余所迄モ哀ニ貴ク覺  
 ツ、身ノ毛豎バカリナリ」（2—一七九頁）、卷十二・師長熱田社  
 琵琶「：必復本位給ベシト御託宣有テ、明神上ラセ給タリシカバ、諸  
 人身毛豎テ奇異ノ信心ヲ発ス」（2—二四三頁）など、神秘体験に際  
 しての強い感動についても用いられている。千々和至は、「中世にお  
 ける「誓約の場」とは：神の意思と人の意思が通じたことを、ま  
 た、神がその場に臨んだことを、目で見、耳で聞き、鼻でかぎ、口で  
 味わうことよって確認する」場であり、「中世の人々は、まさにそ  
 こに神とともにいる、という臨場感に、身のひきしまる思いを覚えた  
 であろう。これこそ、神水をのんだあとに「身ノ毛豎テゾ覚ケル」と  
 表現された理由なのである」（二九五頁）と指摘する。○白山七所  
 中宮三社と白山本宮四社を併せた総称。〈盛〉は、この企てが白山  
 全体の総意として行なわれたことを繰り返して主張する。なお、黒田俊  
 雄は、白山諸社が叡山の末寺になったことにより、単に信仰や教義に  
 特定の方向を与えただけでなく、「白山七社」あるいは「加賀下山七社」  
 のように、教理上の名目による作爲的な編成が起こったとする。つま  
 り、「七社」というのは叡山坂本の日吉七社にならっていい出された  
 ものとする（二六八頁）。さらに、「本宮四社」「中宮三社」という区  
 分は、『白山記』のみに見られる例外的なものであること、「白山七社」  
 の語は中世を通じて広く言われてきたが、どの社とどの社が七社であ  
 るかは、現存の諸種の文献を見ても必ずしも確定的ではなく、「とも

かくも「七社」さらには「二十一社」があるべきだとして、適当に付  
 会する傾向があったとみるべきでなからうか」とする（二六九頁）。  
 ○佐羅ノ早松ノ御輿ヲ奉飾 動座した神輿を具体的に記すのは、他  
 に〈長〉「白山の早松の御こし」（一—七七頁）、〈南〉屋「白山ノ神輿」（南  
 上—二二二頁）、〈覺〉「白山中宮の神輿」（上—一五〇頁）、〈中〉「めう  
 りごんげんのしんよ」（上—一五二頁）。佐羅は中宮三社の一つ。石川県  
 白山市佐良にあった（現在の佐羅早松神社は佐羅神社の跡地に立つと  
 いわれる）。本地は不動明王。早松はその末社で本地は普賢・文殊。『白  
 山之記』には「又有二宝社、名佐羅大明神宮、本地不動明王、天  
 元五年（壬午）造始宝殿、小社（文殊普賢）早松・並松、米持金剛童子台子滝六  
 所御子、本仏大日如来、長保元年（己亥）二字、五間二面、講堂一  
 宇造始之」（思想大系三三六頁）とあり、「佐羅宮（本地不動明王、  
 垂迹如金劍宮、早松普賢・文殊也、二童子本地歟）」（三三八頁）と  
 もある。『白山記攷証』を記した森田平次は、「垂迹如金劍宮」とある  
 に據れば是も男神にて殊に武神なるが故に本地を不動明王となしたる  
 なるべし。上文「佐羅大明神宮本地不動明王小社、早松文殊普賢並松、  
 米持金剛童子」と載たれば早松は其御子神ならんか（八四頁）とする。  
 また、佐羅の祭神については、「白山七社本地垂迹事」の注解に引く『大  
 永神書』に、「佐羅宮 本地不動 彦波瀲武鸚鵡草葺不合尊」、『白山  
 比咩神社文献集』一三三頁）とあること（八二頁）、『白山禪頂私記』  
 に「第六佐良宮、鸚鵡草葺不合尊、越前ノ国荒地中山ヲ誕生シ玉」（『白  
 山比咩神社文献集』一三三頁）とあることを指摘する（八二—八五頁）。  
 『義経記』卷七「愛初山の事」には、「この山をあら血の山と申す事は、  
 加賀国に下白山と申すに、女体後の、龍宮の宮とておはしましけるが、

志賀の都にして、唐崎の明神に見えそめられ参らせ給ひて、年月を送り給ひける程に、懐妊既その月近くなり給ひしかば、おなじくは我國にて誕生あるべしとて、加賀国へ下り給ひける程に、この山の禪定にて、俄に御腹の氣付き給ひけるを、明神「御産近づきたるにこそ」とて、御腰を抱き参らせ給ひたりければ、即ち御産なりてんげり。その時産のあら血をこぼさせ給ひけるによりて、あら血の山とは申し候へ」（旧大系三二九頁）とあり、白山の女神が唐崎明神に見初められ、白山に帰る途中に荒地山で出産したとの伝説が記される。『禪頂私記』は、その時の子供を佐羅宮であると解釈していることになる。このことは、〈寛〉で白山中宮の神輿を日吉の客人社に入れた際に、「神輿をば、客人の宮へ入れたてまつる。客人と申すは、白山妙理権現にておはします。申せば父子の御中なり」（五一頁）とあるように、白山本宮と中宮を父子の仲とする説との関わりも考えられるが、このような本宮・中宮あるいは本宮・佐羅の親子説の発生期、両者の前後関係については明らかでない。○本地ハ不動明王、悪魔降伏ノ忿怒形、賞罰厳重ノ大明神也 文脈では早松の本地が不動明王のようにも読めるが、前項で述べたように、これは佐羅の説明である。この後同じく不

## 【引用研究文献】

- \* 黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」（『石川県尾口村史 第三卷通史編』一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10所収。『黒田俊雄著作集 第三卷 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による）
- \* 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（『日本史研究』二五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6再録。引用は後者による）

- \* 千々和至『誓約の場』の再発見―中世民衆意識の一断面―（『日本歴史』四二二、一九八三・7。『展望日本歴史』中世社会の成立』東京堂出版二〇〇一・5再録。引用は後者による）

動明王を本地とする金剣宮に神輿を入れるのであり、重要なのは師高・師経を罰するべく「悪魔降伏」「賞罰厳重」の不動明王を祀る社の神輿を動かすことにあるのだろう。しかし、何らかの事情により佐羅ではなく、末社である早松社の神輿を動かしたと理解される。不動明王は悪魔を降伏し忿怒の相であることが知られる。「太郎・劍・御前、御本地ハ不動明王也…此明王者、金剛手光明灌頂経、爾時金剛手菩薩文殊告言、此不動尊、大威忿怒明王也、第六天魔王降伏爲、魔醯首羅天之智所城、青黒童子形、顕給」（『神道集』卷六「白山権現事」、神道大系一八六頁）、「不動降三世等、赤目忿怒之身悪魔降伏之粧也」（『不動尺』納富常天一五頁）。「賞罰厳重」は、『八幡愚童訓乙』「当社の御剣も靈威掲焉にして、賞罰厳重にましますば、きつさを隣敵にあて、降伏し、王城にはあからさまにもむけ奉事なし」（思想大系『寺社縁起』二三二頁）などと用いられるが、特に不動明王を説明する定型として用いられるわけではない。なお「賞罰厳重」は「賞罰厳重知人之堪否、理非分明糺物之奸直、者万民之所帰也」（『文明十四年鈔庭訓往来』『時代別国語大辞典・室町時代編』）など、広く用いられる。

\* 辻本恭子「『源平盛衰記』の白山関係記事」（日本文芸研究五五―四、二〇〇四・3）

\* 納富常天「湛香の唱導資料について（四）」（鶴見大学紀要三三、一九九五・3）。

\* 蜂谷清人「『鼠貞（ひいき）』とその周辺」（日本語学七―七、一九八八・7）

\* 森田平次『白山記攷証』（白山比咩神社叢書 第一輯）国幣中社白山比咩神社一九二七・4）

\* 横井孝「文覚と香煙―紙を焼き上げるといふこと」（『延慶本平家物語考証三』新興社一九九四・5）。

### 白山神輿登山

安元三年正月卅日<sup>1</sup>（辛未）日、<sup>2</sup>吉日也トテ<sup>3</sup>御門出アリ。同二月五日丙子ヲ吉日トシテ、早松ノ社<sup>4</sup>ヨリ願成寺ヘツカセ給フ。御共ノ大衆一千余人、皆甲冑ヲ帶シテ、是ヲ晴トゾ出立タル。六日ハ仏ガ原、<sup>5</sup>金劍宮ヘ奉レ入。此明神ト申ハ、<sup>6</sup>嵯峨天皇御宇弘仁十四年ニ、此所ニ奉レ祝テ三百五十余年也。<sup>7</sup>本地ハ俱梨伽羅不動明王也。魔王ト威勢ヲ諍テ、邪見ノ劍ヲ吞給フ。当社ニ兩三日<sup>8</sup>ノ逗留アリ。衆徒モ、神人モ念珠ヲ揉、手ヲ扣テ、「帰命頂礼、早松<sup>12</sup>金劍両所権現、本地垂跡力ヲ合せ、思ヲ<sup>13</sup>ニシテ速ニ師高・師経ヲ召捕給ヘ」ト、口々ニ咒咀シケルコソ恐シケレ。同九日<sup>14</sup>留守所ヨリ牒状アリ。使ニハ<sup>15</sup>橘次大夫則次、田次大夫忠俊也。<sup>17</sup>披レ<sup>18</sup>状ニ云、

<sup>18</sup>留守所牒白山中宮ノ衆徒之衙ヘマラウトイ

「<sup>19</sup>欲<sup>20</sup>早<sup>21</sup>被<sup>22</sup>停<sup>23</sup>止衆徒<sup>24</sup>之參洛一事

牒衆徒<sup>25</sup>載<sup>26</sup>神輿<sup>27</sup>企<sup>28</sup>參洛<sup>29</sup>、擬<sup>30</sup>致<sup>31</sup>訴詔<sup>32</sup>之<sup>33</sup>条、非<sup>34</sup>無<sup>35</sup>不<sup>36</sup>審<sup>37</sup>。依<sup>38</sup>之<sup>39</sup>差<sup>40</sup>遣<sup>41</sup>在<sup>42</sup>庁<sup>43</sup>忠<sup>44</sup>俊<sup>45</sup>、尋<sup>46</sup>申<sup>47</sup>子<sup>48</sup>細<sup>49</sup>之<sup>50</sup>處、就<sup>51</sup>石<sup>52</sup>井<sup>53</sup>法<sup>54</sup>橋<sup>55</sup>之<sup>56</sup>訴詔<sup>57</sup>、<sup>58</sup>令<sup>59</sup>參<sup>60</sup>洛<sup>61</sup>之<sup>62</sup>由、返<sup>63</sup>答<sup>64</sup>之<sup>65</sup>趣、理<sup>66</sup>豈<sup>67</sup>可<sup>68</sup>然<sup>69</sup>。争<sup>70</sup>依<sup>71</sup>小<sup>72</sup>事<sup>73</sup>可<sup>74</sup>奉<sup>75</sup>動<sup>76</sup>大<sup>77</sup>神<sup>78</sup>哉<sup>79</sup>。若<sup>80</sup>為<sup>81</sup>二<sup>82</sup>国<sup>83</sup>司<sup>84</sup>之<sup>85</sup>御<sup>86</sup>沙<sup>87</sup>汰<sup>88</sup>、<sup>89</sup>可<sup>90</sup>レ<sup>91</sup>被<sup>92</sup>裁<sup>93</sup>許<sup>94</sup>者<sup>95</sup>、速<sup>96</sup>賜<sup>97</sup>解<sup>98</sup>状<sup>99</sup>可<sup>100</sup>申<sup>101</sup>上<sup>102</sup>也。仍<sup>103</sup>察<sup>104</sup>状<sup>105</sup>以<sup>106</sup>牒<sup>107</sup>。

安元三年二月九日 散位<sup>31</sup>財朝臣

散位<sup>32</sup>大江朝臣

散位<sup>33</sup>源朝臣<sup>34</sup>〈各在判〉

トゾ書タリケル。衆徒ノ<sup>35</sup>返<sup>36</sup>牒<sup>37</sup>状<sup>38</sup>ニ云、

<sup>36</sup>白山中宮大衆政所<sup>37</sup>返<sup>38</sup>牒<sup>39</sup>留守所<sup>40</sup>衙

「<sup>41</sup>三四<sup>42</sup>來<sup>43</sup>牒<sup>44</sup>一<sup>45</sup>紙、被<sup>46</sup>載<sup>47</sup>送<sup>48</sup>神輿<sup>49</sup>御上<sup>50</sup>洛<sup>51</sup>事

牒、<sup>40</sup>今月九日牒状、<sup>41</sup>同日到来。依<sup>42</sup>状<sup>43</sup>案<sup>44</sup>二<sup>45</sup>事情<sup>46</sup>、<sup>43</sup>人<sup>44</sup>成<sup>45</sup>恨<sup>46</sup>神<sup>47</sup>起<sup>48</sup>嘖<sup>49</sup>。神<sup>50</sup>明<sup>51</sup>与<sup>52</sup>衆<sup>53</sup>徒<sup>54</sup>、鬱<sup>55</sup>憤<sup>56</sup>和<sup>57</sup>合<sup>58</sup>、而<sup>59</sup>既<sup>60</sup>点<sup>61</sup>定<sup>62</sup>吉<sup>63</sup>日<sup>64</sup>、早<sup>65</sup>進<sup>66</sup>発<sup>67</sup>旅<sup>68</sup>宿<sup>69</sup>。

45 人力不<sup>ズ</sup>可<sup>ズ</sup>成<sup>ズ</sup>敗<sup>ズ</sup>、冥<sup>ミヤ</sup>慮<sup>リ</sup>輒<sup>ズ</sup>不<sup>ズ</sup>可<sup>ズ</sup>測<sup>ズ</sup>、<sup>46</sup>仍<sup>ト</sup>返<sup>テ</sup>牒<sup>ル</sup>之<sup>レ</sup>状<sup>ニ</sup>如<sup>シ</sup>レ件<sup>ト</sup>。

安元三年二月九日 <sup>48</sup> 中宮大衆等

ト書ステ、<sup>49</sup> 同十日金劍宮ヲ出シ奉テ、アハツヘ著セ給フ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「辛未」を割書にせず。 2 〈蓬〉「吉日也とて」。 3 〈近〉「御かどいで、〈蓬〉「御門出」。 4 〈蓬・静〉「御供の」。 5 〈近〉「つるきのみやへ」、蓬・静「金劍宮へ」。 6 〈近〉「御かてんわうの」とし、「御」の右に「さ」を傍書。 7 〈近〉「ほんぢは、〈蓬〉「本地は」。 8 〈近〉「ノ」なし。 9 〈近〉「しんにんも、〈蓬〉「神人も、〈静〉「神人も」。 10 〈近〉「すり、〈蓬・静〉「もみ」。 11 〈近〉「たゝいて、〈蓬・静〉「たゝきて」。 12 〈近〉「つるき」、〈蓬〉「金劍」、〈静〉「金劍」。 13 〈近〉「ひとつに」。 14 〈近〉「るすしよゝり」、〈蓬〉「留守所より」。 15 〈近〉「きちじたゆふのりつぐ」、〈蓬〉「橋次大夫則次」、〈静〉「橋次大夫則次」とし、右に「紀ノ次郎大夫為俊イ」を傍書。 16 〈近〉「次大夫たゞとしなり」、〈静〉「田次大夫忠俊也」とし、右に「安二郎大夫イ」を傍書。 17 〈蓬〉「状を啓にいはく」。 18 〈近〉「マラウトイ」なし。なお、「るすしよてうすはくさんちうぐうのしゆとか、〈蓬〉「留守所牒ニ白山中宮衆徒衛」」、〈静〉「留守所牒ニ白山中宮衆徒衛」」。 19 〈近〉「ほつする」、〈蓬〉「欲」、〈静〉「欲三」。 20 〈蓬・静〉「之」なし。 21 〈近〉「くはたて、〈蓬〉「企」、〈静〉「企」。 22 〈近〉「ふしんなをにあらす」とし、「を」に訂正符。右に「き」を傍書。 23 〈近〉「ところに」、〈蓬〉「托」。 24 〈近〉「いし井のほつけうの」、〈蓬〉「石井法橋之」、〈静〉「石井法橋之」。 25 〈近〉「さんらくせしむるのよし」、〈蓬〉「令ニ参洛之由」、〈静〉「令ニ参洛之由」。 26 〈近〉「ことはりにしかるへけんや」、〈蓬・静〉「理豈可<sup>レ</sup>然<sup>ル</sup>」。 27 〈近〉「大しんをうこかしたてまつるへけんや」、〈蓬〉「可<sup>レ</sup>奉<sup>ル</sup>動<sup>ク</sup>大神<sup>ノ</sup>哉」、〈静〉「可<sup>レ</sup>奉<sup>ル</sup>動<sup>ク</sup>大神<sup>ノ</sup>哉」。 28 〈近〉「さいきよせらるへくは、〈蓬〉「可<sup>レ</sup>被<sup>ル</sup>裁<sup>ス</sup>許<sup>ス</sup>者」、〈静〉「可<sup>レ</sup>被<sup>ル</sup>裁<sup>ス</sup>許<sup>ス</sup>者」。 29 〈近〉「けじやうをたまはり申あくへき也」、〈蓬〉「賜ニ解<sup>ス</sup>状<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>ス</sup>上<sup>ニ</sup>也」、〈静〉「賜ニ解<sup>ス</sup>状<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>ス</sup>上<sup>ニ</sup>也」。 30 〈近〉「しやうをさつして、〈蓬〉「察<sup>ス</sup>状<sup>ニ</sup>、〈静〉「察<sup>ス</sup>状」。 31 〈近〉「たからあそん」、〈蓬〉「財<sup>ニ</sup>朝<sup>ス</sup>臣<sup>ト</sup>、〈静〉「財<sup>ニ</sup>朝<sup>ス</sup>臣」。 32 〈近〉「おほえあそん」、〈蓬〉「大江朝臣」、〈静〉「大江朝臣」。 33 〈近〉「みなもとあそん」、〈蓬〉「源<sup>ニ</sup>朝<sup>ス</sup>臣<sup>ト</sup>、〈静〉「源<sup>ニ</sup>朝<sup>ス</sup>臣」。 34 〈近〉「各在判」なし。 35 〈近〉「へんでうのしやうに」、〈蓬〉「返<sup>テ</sup>牒<sup>ル</sup>状<sup>ニ</sup>に」、〈静〉「返<sup>テ</sup>牒<sup>ル</sup>状」。 36 〈近〉「はくさんちうぐうの大しゆ」、〈蓬〉「白山中宮大衆」。 37 〈近〉「るすしよが」、〈蓬〉「留守所衛」、〈静〉「留守所衛」。 38 〈近〉「らいてう一しにのせをくらるしんよ御しやうらくの事」、〈蓬〉「来<sup>テ</sup>牒<sup>ル</sup>紙<sup>ニ</sup>被<sup>ル</sup>載<sup>ス</sup>送<sup>ス</sup>神<sup>ノ</sup>輿<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>洛<sup>ス</sup>事」、〈静〉「来<sup>テ</sup>牒<sup>ル</sup>紙<sup>ニ</sup>被<sup>ル</sup>載<sup>ス</sup>送<sup>ス</sup>神<sup>ノ</sup>輿<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>洛<sup>ス</sup>事」。 39 〈近〉「てうす」、〈蓬〉「牒<sup>ニ</sup>、〈静〉「牒」。 40 〈近〉「今月九日てうしやう」とし、「日」の右下に「の」を傍書。〈蓬〉「今月九日牒<sup>ル</sup>状」。 41 〈近〉「おなしき日」、〈静〉「同日」。 42 〈近〉「このころを」、〈蓬・静〉「事情」。 43 〈近〉「人のうらみをなすにしんいかりをおこす」、〈蓬〉「人成<sup>レ</sup>恨<sup>ル</sup>神<sup>ノ</sup>起<sup>ル</sup>レ<sup>ノ</sup>嗔<sup>ル</sup>」、〈静〉「人成<sup>レ</sup>恨<sup>ル</sup>神<sup>ノ</sup>起<sup>ル</sup>レ<sup>ノ</sup>嗔<sup>ル</sup>」。 44 〈近〉「吉日をてんじやうして吉日」とし、後の「吉日」に上から縦線を施す。〈蓬〉「点<sup>ニ</sup>定<sup>ス</sup>吉日<sup>ト</sup>」、〈静〉「点<sup>ニ</sup>定<sup>ス</sup>吉日<sup>ト</sup>」。 45 〈近〉「にんりき」、〈蓬〉「人<sup>ニ</sup>力<sup>ニ</sup>、〈静〉「人<sup>ニ</sup>力」。 46 〈近〉「矣」なし。 47 〈近〉「くたんのことし」、〈蓬〉「如<sup>ク</sup>件<sup>ト</sup>」。 48 〈近〉「ちうぐうの大しゆ等と」、〈蓬〉「中<sup>ニ</sup>宮<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>衆<sup>ト</sup>等<sup>ト</sup>」、〈静〉

「中宮大衆等」<sup>トウ</sup>。49〈近〉「おなしき」、〈蓬〉<sup>フナシツ</sup>「同」。50〈近〉「いたしたてまつて」、〈蓬・静〉「出し奉りて」。

【注解】○安元三年正月卅日〈辛未〉日、吉日也トテ御門出アリ 『日本曆日便覧 上』（湯浅吉美編、汲古書院一九八八・10）によれば、安元三年正月は小の月で二十九日庚午まで。辛未は翌二月一日にあたる。このことは『玉葉』等でも確認できる。『参考源平盛衰記』は、「正月晦日」（一―一九七頁）とする。「晦日」を大の月と考え「卅日」と表記したか。また、佐羅早松から願成寺までの距離を考えると、移動に五日もかかったとするのは不自然。〈延・長〉では、鶴川を出立したその日のうちに願成寺に着いたとする。○同二月五日丙子ヲ吉日トシテ、早松ノ社ヨリ願成寺ヘツカセ給フ 二月五日は「丙子」ではなく、「乙亥」が正しい。「丙子」となるのは六日。本来二月一日であるべき「辛未」を、一月三十日としたために生じた誤りか。〈延〉「神輿ヲガテ振上奉ル間、安元三年二月五日宇河ヲ立テ、願成寺ニ着給フ」（巻一一七二ウ）、〈長〉「同年八月に、白山の早松の御こしをかざり奉、む（ね）」との大衆三百余人、御こしをさゝげ奉て、上洛す」（一―七七頁）、「八月五日、宇河を立て、ぐはんしやう寺につき給」（一―七七頁）。〈長〉の場合、日付を安元二年八月五日としているため、後ろの文書類の日付（安元三年二月九日）との間に、不自然な時間的空白が生じている。また、〈延・長〉ともに神輿が宇川から出発して願成寺に着いたとするが、〈延全注釈〉が記すように、「この後、神輿が仏原に向かったとの記述から見て、宇河から出たのでは地理に合わない」（四二―四三三頁）。また、当初から白山中宮の大衆が関わっていたと記すにもかかわらず、宇河の事件として矮小化して記すのは不整合と言えよう（安藤淑江四一頁）。〈延〉の場合、宇河涌泉寺焼亡、

国府襲撃（安元三年八月）と神輿発向（安元三年二月）が、時間的なズレを無視して直結されているため、神輿がそのまま宇河から出発したとされているのであろう。〈長〉の場合、安元二年八月の国府襲撃直後に、大衆が早松の神輿を捧げて発向したことが先ず記される。ところが、この記事と安元二年八月五日の宇河から願成寺に向けての発向を記すまでに、明雲による制止の使者の派遣、叡山大衆による早松神輿の奪取・金ヶ崎観音堂への安置が記され、白山衆徒は比叡山からのこれらの措置を受けて、あらためて神水を呑んで決起し、宇河を出発したと記される。したがって、八月五日の時点では早松の神輿は叡山大衆によって金ヶ崎に押さえられていることになる。〈長〉の叙述では、宇河を出発した白山衆徒はこの神輿を捧げていたというか不明となり、留守所はその一行に対して神輿上洛を止めるよう牒を送ったことになる。そもそも、比叡山と白山との距離と必要とされる移動時間を考えれば、八月初頭から五日までの間に、これだけの事件が展開するのは不可能である。しかもこの後で、白山大衆から山門へ安元三年二月二十日付の牒状が送られた翌二十一日に、白山衆徒が早松の神輿を盗み取って叡山に登るとなっている。本来、先に前年の八月のこととして記された明雲の制止、神輿の奪取記事は、ここにあるべきものであり、それを八月に記したために生じた混乱と見られる。但し、〈長〉は二月二十日付の牒の直前にも「めいいうむそう正かさねて奉留」（一―一八〇頁）とあり、最初の制止を織込んで事件展開を解そうとしている点には注意を要する。〈盛〉の場合は、佐羅早松から出発して願成寺に向かったとし、矛盾はない。願成寺は、「勅使町の

集落中央にあり狹生園願成寺と号し、浄土真宗本願寺派。本尊阿弥陀如来。もと狹生にあった願成寺が本願寺の東西分立によって二分したもので、一は大聖寺鍛冶町の龍谷山願成寺であるが、それぞれ由緒を異にする。当寺の寺伝では古く手取川上流域にあった天台宗花山千坊の一つ（平凡社地名・石川県）であるという。佐羅宮から仏が原の金剣宮に至るルート上のいづれかの地点にあったものと見るのが自然であろう。○御共ノ大衆一千余人、皆甲冑ヲ帶シテ、是ヲ晴トゾ出立タル。〈延〉「御共ノ大衆一千余人也」（卷一七七二ウ）、〈長〉「御供の大衆、すでに一千よ人なり」（一七七七頁）。「昔甲冑ヲ帶シテ」とするのは〈盛〉のみ。○六日ハ仏ガ原、金剣宮へ奉入 仏原は現小松市原町。滓上川流域（かすみ）の山間谷間、涌泉寺上流に位置し、白山市佐良から小松市にいたる国道三六〇号線に沿ったルート上に位置する。謡曲『仏原』で知られ、〈延全注釈〉は『廻国雜記』「ほとけの原といへる所を過侍るとて」（群書十八一六八二頁）をあげる。〈延〉「願成寺ヨリ、同六日仏ガ原、金剣宮へ入給フ」（卷一七七二ウ）、〈長〉「くはん成寺よりおなじき六日、仏が原、金剣宮へいらせ給ふ」（一七七七頁）。〈延・長〉では、この後に、「同日、仏ガ原ヲ出テ椎津へ着給フ」（〈延〉卷一七四オ）とあることからすれば、ここは「仏ガ原にある、金剣宮」の意と解される（鈴木彰二九三〇頁）。高橋良雄は、『廻国雜記』の著者道興が尋ねた仏の原について、仏の原は、仏御前の旧蹟があるとされる地でもあるが、涌泉寺もその一つである中宮八院がある能美郡に位置すると考証する。但し、仏が原を金剣宮の所在地と考えるならば、それは鶴来であり、石川郡となる。もし原町にあるとすれば、原町にある白山社が〈盛〉に記された金剣宮なの

であろうかとする（五二一六二頁）。また、〈平凡社地名・石川県〉は、「原村」の項で、「白山神社はもと金剣宮と称し、安元三年（一一七七）二月に白山衆徒の拠った社と伝え」と指摘する。いづれにせよ、『廻国雜記』では白山禪定を目指す道興がここで一首を詠じ、謡曲『仏原』では、ワキ僧が白山禪定を目指す途上、この地の草堂に宿を取っている。仏の原が、「都から白山に参詣する途中にある地としての認識の存在を知ることができる」（鈴木彰四二頁）。○此明神ト申ハ、嵯峨天皇御宇弘仁十四年ニ、此所ニ奉祝テ三百五十余年也。本地ハ俱梨伽羅不動明王也 以下、「邪見ノ劍ヲ吞給フ」まで、〈盛〉の独自本文。金剣宮は、本宮四社の一つで、石川県白山市鶴来日詰町にある。「現在の金剣宮南西に位置する清沢町の真宗大谷派鶴来別院からは、天文二四年（一五五五）二月日の「金剣宮行所方」と記された墨書銘をもつ仏供箱残欠（鶴来町立博物館蔵）が出土したことから、中世金剣宮は現在の境内付近一帯を上院、鶴来別院一帯を下院としていたとする説がある」（平凡社地名・石川県）二七四頁。『白山之記』には、「白田一寺金剣宮（本地俱利伽羅明王、垂迹男神、御冠着上着一、帯銀弓金箭一、金作御大刀ハカセ給）（思想大系三六八頁）とあるように、本地を俱利伽羅明王とする。俱利伽羅明王は俱利伽羅竜王ともいい、龍王の一つ、また不動明王の意にも用いる。ここでも先の佐羅宮と同じく、本地を不動明王とする社に神輿を入れたとする。森田平次は「諸神記に「賀州石河郡河内庄金剣宮神亀」云「丑行基葺窟薩神体顕現給也」と見えれば、そのかみ行基の拝したる御姿を模したるならむか」（『白山記攷証』八三頁）とし、また『大永神書』にも「金剣宮」「正武天皇御宇 神亀二年（乙丑）月日（七神大将神也）天忍穗耳太子」（『白山史

料集』上一三二頁）とあることを指摘し、神龜二年創建とする。神龜二年（七二五）は、『白山之記』『元亨釈書』で、行基菩薩が白山禪定妙理大菩薩に参詣したとされる年である。一方、〈盛〉は卷二十九「砺波山合戦」でも、俱利伽羅合戦において金劍宮の靈験が現じたとして、「金劍宮ト申ハ、白山七社ノ内、妙理権現ノ第一ノ王子ニ御座。本地ハ俱利伽羅不動明王也。守ノ国土ヲ為降魔民トテ、弘仁十四年ニ此砌ニ跡ヲ垂」（4—三〇六頁）と、弘仁十四年創建とする。但し、金劍宮の創建を弘仁十四年（八二四）とする資料は未見。『白山資料集』に収められた『白山禪頂私記』の追記部分には、「伝記曰、…金劍宮明神ハ本地俱利伽羅不動尊云、石川郡鶴来村仁鎮座、神融之開基、白山第一之王子、弘仁十四年建此宮云々」（上一五九頁）とあるが時代が下るか。弘仁十四年は、越前の二郡を割いて加賀国が建てられた年であり、これをもって創建としたか。弘仁十四年（八二四）から、神興が動座した安元三年（一一七七）までに「三百五十年」が経過したとの認識に間違いは無い。なお、浅香年木①は、中世成立期の加賀側において、金劍宮の存在がきわめて重視されていることに注目、「加賀側の縁起にいう金劍宮は、下白山の本宮四社の一つとなつてゐる里宮としての金劍宮（いまの鶴来町日詰町の金劍宮）のみをさすのではなく、むしろ、白山禪頂と中宮の間にあつた奥宮としての金劍宮が、本来の姿であつたと見るべきであらう」（七二—七三頁）と指摘する。仏ヶ原の金劍宮も、本宮四社の一つである金劍宮の末社というのではなく、奥宮としての金劍宮の末社と理解するべきだろう。○魔王ト威勢ヲ諍テ、邪見ノ劍ヲ吞給フ 出典未詳。不動明王が悪魔を降伏させることは前段のとおり。金劍宮については、『神道集』「白山

権現事」には、「凡白山権現と者、大御前、十一面観音也…五人ノ王子御座、太郎ハ劍ノ御前、御本地ハ不動明王也…此不動尊、大威怒怒明王也、第八天魔王ヲ降伏<sup>センガ</sup>為<sup>シ</sup>、魔醯首羅天智所城<sup>シテ</sup>、青黒童子ノ形ト顯<sup>シ</sup>給」（神道大系一八六頁）とある。魔王を降伏することは、前項で引用したように卷二十九にも「本地ハ俱利伽羅不動明王也。守ノ国土ヲ為降魔民トテ…」とある。また、邪見はしばしば武器に喩えられ、「竜王は嗔恚の甲冑を帯し、邪見の鋒の刃先を揃え」（『一角仙人』旧大系・謡曲集下二五四頁）、「装束には、流転生死の鎧直垂に、…極大邪見の鎧に、誹謗三玉の裾金物をぞうちたりける」（『曾我物語』旧大系二四七頁）などとされる。不動明王は当然この邪見を破る力があり、「（不動明王）為伏邪見魔縁ヲ施内外無方用ヲ」（納富常天三三三頁）などとされるが、本句のように「邪見の劍を吞む」とする例は未詳。「劍を吞む」ことについては、金劍宮の本地とされる俱利伽羅不動明王すなわち俱利伽羅竜王の図像と関わるか。俱利伽羅竜王が劍に巻き付きそれを吞もうとする図像が知られている。『覚禅抄』「不動法上」裏書に「俱力迦名号…聖賢云、吞劍形、以四足被繞、高十万由旬、從口出氣…」（大正新脩大藏經図像五、二〇九頁）、『白宝抄』「不動法雜集三・劍印事」に「道云、印ハ左刀印、卽索也。龍也。鞘也。右刀ハ入<sup>ル</sup>此中、即俱力迦羅吞劍也」（大正新脩大藏經図像十九七三頁）などがある。しかしこれを「邪見の劍」とするものは見当たらない。なお、『白山禪頂私記』には「金劍大神宮夷敵征伐ノ大將軍今ニ至<sup>テ</sup>ハケ度云々」とある。○当社三西三日ノ逗留アリ 〈延〉「於茲一兩日逗留ス」（卷一一七二ウ）、〈長〉「こゝに一兩日と留す」（一—七七頁）。〈延・長・

『盛』は、二月六日に金剣宮に到着、九日に留守所より牒状をもった使者が到着という日程に合わせた記述か。但し、〈長〉の場合、到着が八月六日であるのに対して、牒状の日付は安元三年二月九日と矛盾する。なお鈴木彰は、六日から九日までの金剣宮逗留について、これが「留守所と牒状のやりとりをするためだけの滞在となっている」こと、この後に引かれる留守所からの牒状が本来は無関係な文書を転用したものである可能性が高いこと（当該注解参照）、それが「衆徒の上洛意志の堅さを表現する機能を果たしている」ことなどから、「衆徒のこの滞在は、文書を活用するという必要上、物語によって敢えて創られた設定ではなかったか。そこには、歴史の実態の忠実な再現ではなく、物語文脈の中での事件像を創り出していく姿勢が透かし見えてくるのである」（三二一頁）と指摘する。○衆徒毛神人毛念珠ヲ揉…「口々ニ咒詛シケルコソ恐シケレ」まで、〈盛〉の独自異文。なお、〈盛〉では、この後、今回の白山事件には、白山の衆徒の他、神人も関与していたことがくり返し記される。神輿が入洛するまでの場面に神人の姿を記すのは〈盛〉のみ。「国務ヲ取行フ間…」の項で先述したように、『顯広王記』等によれば、今回の強訴の基本的要因は加賀国による大津神人の雑物の「押取」にあったようであり、早い段階から強訴に大津神人が関わっていたことが確認できる。○帰命頂礼、早松金剣両所権現…ここで衆徒・神人による呪詛を描くのは〈盛〉のみ。繰り返して、具体的に師高・師経の処罰を示す点（前々節「師高・師経ヲ可断罪」項参照）など、〈盛〉の特徴が現れている。○同九日留守所ヨリ牒状アリ 留守所からの牒状を載せる〈延・長・盛〉は、いずれも

使者の到着を「同九日」と記す。但し、〈長〉では、その前の文脈をうければ八月九日を意味することになり、牒状の日付「安元三年二月九日」と矛盾する。○橋次大夫則次、田次大夫忠俊也 〈延〉「楠二郎大夫則次、但田ノ二郎大夫忠利」（卷一七七二ウ）、〈長〉「橋次郎大夫則次、但田次郎大夫忠利」（一七七七頁）。なお、〈静〉で傍書される異本注記「紀ノ次郎大夫為俊イ」「安二郎大夫イ」は、次節で衆徒の行動を阻止するために派遣される在庁の名。いずれの人物も未詳であるが、橋氏については、浅香年木②が「元徳二年（一三三〇）閏六月の白山中宮八院衆徒申状によれば、国衙を囲む白山宮加賀馬場中宮八院の一つ昌隆寺に対して、承保二年（一〇七五）に、「散位橋朝臣」が願主となって敷地を寄進しており、二三世紀末葉に、橋氏（埴田介、のちの八幡氏）が、なお在庁給の一部を伝領し、国衙近辺の能美郡能美庄の惣公文職と庄鎮守八幡宮神主職を継承していることから判断して、内乱前後に有勢在庁の一員であったことは確実といえる」、「大江氏・橋氏は、いずれも、その本姓から推定して、加賀斎藤氏の場合とほぼ同様に、王朝国家段階に加賀に來任し、留任・在庁化した任用国司の子孫であることは動かせないと思われるが、…中世前期に至っても在庁的立場を強く維持していた」（七三三頁）と指摘する。これに対して鈴木彰は、留守所からの文書が「本来この事件とは無関係な文書である可能性が高い。したがって、そうした素性の文書に現れるのと同じ人物と目される「大夫忠利」がこの時の使者とされたことについては、その信憑性に疑念を持たざるを得まい」（三一三頁）と指摘する。○留守所牒白山中宮ノ衆徒之衙へマラウトイ 留守所から白山中宮衆徒の衙宛のほぼ同文の牒状を載せるのは〈延・長・盛〉。三本の

牒状本文はほぼ同文で、安元三年二月九日の日付も共通する。「白山中宮ノ衆徒之衙」は、白山中宮の衙（役所）を宛先としていることを意味している。但し、〈延・長〉では宛先が「白山宮ノ衆徒衙」となっており、その点が〈盛〉と異なる。鈴木彰は、「衆徒が移動中であるにもかかわらず、「白山宮ノ衆徒衙」という宛先が記載されていることも、いささか実態に即さないように感じられる」とする（四一～四二頁）。なお、宛名書に付された「マラウトイ」は、本来「客を通す所。客間。客殿。いでい。まらひとい」（日国大）、転じて「客居。書簡の宛名の脇付の辞」〈校注盛〉（一七～一七頁）。この脇付を記すのは〈盛〉のみで、〈延・長〉にはない。ここに引かれる文書について、鈴木彰は、〈延〉の署名「日代源朝臣〈在判〉」に注目、『平家物語』が国司藤原師高の弟とする師経について、史料からも彼が国司の縁者であり（「加賀国日代、国司縁者也」『百練抄』治承元年三月二十八日条）、藤原姓と考えられること（「加賀守藤原朝臣師高」『玉葉』安元三年四月二十日条）、神輿上洛の目的が「為<sub>ニ</sub>石井法橋訴<sub>ヘ</sub>申<sub>一</sub>」（令<sub>テ</sub>参洛<sub>ト</sub>、有<sub>テ</sub>返答<sub>ト</sub>之）（〈延〉巻一七三オ）とされている点が、地の文の説明と齟齬していることから、「物語が地の文から続けて創作した文書ではなく、一連の事件叙述を組み立てる際に資料として用いられた既存の文書」であり、「本来別の事件に関する文書であった可能性を想定すべき」、「この前後一連の叙述を作り出す際の、依拠資料の性格、既存の文書の活用法」の問題と関連する（二七～二九頁）と指摘する。但し、「散位財朝臣、散位大江朝臣、散位源朝臣」の項に後述するように、涌泉寺焼討事件後に日代が交代させられていたことが、史料によって確認できるので、新日代が源姓であった可能性は否

定できない。なお、文書の様式から、〈近〉のように「留守所牒、白山中宮ノ衆徒之衙」と訓むのがよい。○欲早被停止衆徒之参洛事「早く衆徒の参洛を停止せられんと欲する事」。〈延・長〉も同文。

○牒、衆徒載神輿企参洛、擬致訴詔之条、非無不審「牒す、衆徒神輿を載き参洛を企て、訴訟を致さんと擬するの条、不審無きに非ず」。白山衆徒が神輿を載き、訴訟のため参洛しようとする事について、いぶかしく思われる点がないわけではない。の意。〈延〉「牒奉<sub>テ</sub>振<sub>テ</sub>神輿<sub>ヲ</sub>衆徒企<sub>テ</sub>参洛<sub>ヲ</sub>、令<sub>レ</sub>致<sub>テ</sub>訴訟<sub>ノ</sub>事<sub>ノ</sub>之趣<sub>ヲ</sub>、非<sub>ス</sub>無<sub>キ</sub>不<sub>レ</sub>重<sub>一</sub>」（卷一七三オ、〈長〉の異同箇所は傍記）。牒とは本来律令制の公文書の様式であり、『養老令』公式令の牒には、（A）移<sub>イ</sub>式<sub>イ</sub>条<sub>イ</sub>に定める牒と、（B）牒<sub>イ</sub>式<sub>イ</sub>条<sub>イ</sub>に定める牒との、二種のものがあり、「牒、云々、謹牒ノ年月日 其官位姓名牒」という形式は牒式条であり、「内外の主典以上の官人（個人）が諸司に上申する際に用いられるもの」であった（『国史大辞典』）。冒頭の「牒す」は、「牒の書出文言および書留文言」（日国大）。「擬す」は「ある行為をしようとする。事をなすべき態度をとりながら、いまだ十分になさぬ態にいう」（角川古語）こと。○依之差遣在庁忠俊、尋申子細之処「之に依りて在庁忠俊を差し遣し、子細を尋ね申すの処」。〈延・長〉は「依之」を「依茲」と表記。この文面からすると、これ以前に白山衆徒に対して上洛の趣旨を問うために、忠俊が派遣されており、そのときに次項のような回答を得ていたことになる。なお、鈴木彰は、本来この事件とは無関係な文書である可能性が高い文書に現れるのと同人物と目される「忠利」がこの時の使者として記されている事について、その信憑性に疑念を持たざるを得ないとする（三二頁）。○就石井法橋之訴詔、



越後国留守所返牒 東大寺〈衙〉

来牒一紙〈被載欲且守 宣旨、且依国判、任先例被奉免寺領石井・土井両庄替豊田庄状〉、

右、去二月十六日牒状同三月廿日到来：（中略）：

更非留守所進止也、乞也衙察状、牒到准状、以牒、

永治二年三月廿五日

官人散位商長宿禰（花押）

目代散位中原朝臣（花押）

散位清原真人

依頼の語が無い牒の例も『平安遺文』に四例存在はするが三例は平安初期（『平安遺文』四四六六・四五四七・補三）のものであり、唯一院政期の例「白河院庁牒 無量光院所司等〈衙〉」（『平安遺文』一七一四）は、白河院庁という特殊な機関の牒である。本文の加賀国留守所牒は「牒」としては文末形式が整っていないといつてよい。なお、「来牒一紙」以下は、「返牒」を発行するきっかけとなった受け取った文書の内容を要約したものである。 ○散位財朝臣、散位大江朝臣、散位源朝臣 いずれも伝未詳。〈延〉「散位朝臣、散位朝臣、散位朝臣、目代源朝臣在判、〈長〉「散位財部朝臣、散位大江朝臣、散位源朝臣、目代源朝臣」。三本に共通するのは「源朝臣」のみ（〈延〉はこれを「目代」とする）。これについての鈴木彰の指摘は前述。〈延全注釈〉は「師経は前年の紛争で逃げ上ったとされていたので（前段七二ウ一）、ここで「目代源朝臣」とあるのは、その代わりに補任された人物と推測することもできようが、そうした事実があったのか否か、未詳」（一四一九頁）とする。師経に替わる新たな派遣に

（五）

いては、『玉葉』の引く後白河上皇の院宣に「但雖非寺領、焼払之条、所為之旨不穩便」、仍国司改定目代了」（『玉葉』安元三年四月十七日条）とあり、国司師高側が焼き払った事については非を認めて目代を交代させたことが記されている。院宣の記述なので事実と見てよいものと思われる。「源朝臣」が新しい目代にあたる可能性はあるが、確認する史料はない。なお財（財部）氏、大江氏について、浅香年木②は、「内乱前後の加賀の留守所を構成した有勢在庁のなかに、国衙の所在する能美郡の律令期における郡司氏族であった財造とのつながりが推測される財氏と並んで、大江氏と橘氏が実在した可能性は極めて強く」、「大江氏の場合、一二世紀前半の加賀の在地に「前掾大江」が実在し、その一族が、江沼郡の惣郡司職のほか、郡内の郷司職のほとんどを手中にして」おり、「有勢在庁のなかに、江沼郡を拠点とする大江氏に加わっていたことは疑う余地がない」（七二一七三頁）と指摘する。但し、この文書が他の事件からの転用であるすれば、時期的な問題については再検討が必要となろう。 ○白山中宮大衆政所返牒 留守所衙 留守所衙の牒が「白山中宮ノ衆徒之衙」宛てであったことを受けて「政所」からの返牒となっている。黒田俊雄の指摘によれば、『三宮古記』（康永三年（一三四四）三月）所引の「白山宮政所牒」では、「署判は惣長吏・院主・大勸進・大先達・修理別当・上座・寺主・都維那・神主惣行事・大宮司であって、これが政所の構成員であった」（二七六頁）という。政所から発給された返牒であれば、当然、こうした人々の職・名が連署されるべきであるのに、文書末尾の署名が「中宮大衆等」となっていることは不審。浅香年木②は、留守所牒が在庁三名の連署形式をとり、延暦寺政所下文も寺家三綱の連署

形式であるのと対照的に、「その宛所が、「白山宮衆徒」「白山中宮衆徒」「加賀馬場先達神人等」であって、「白山宮加賀馬場」でも「白山中宮」でもなく、長吏・院主・三綱や神主でもないこと」が、「白山宮加賀馬場側からの牒が、「中宮大衆等」「中宮衆徒等」もしくは「大衆等」「衆徒等」を差出者としていふことも相通するのであって」（一四〇頁）、「安元事件にあたって、白山宮加賀馬場の中宮三社・八院が国衙や延暦寺に宛てて出したといわれている牒が、中宮三社の長吏などの、衆徒の頂上部をなす勢力の意思表示ではなかったことを示している。これらの牒は、もし実在したとすれば、百姓層に相当する堂衆・神人層が主導力を強めて行く動きのなかで、衆徒・堂衆・神人集団が幅広く結束し、「大衆」の名によって、その総体の意志を表現したものであったと推測してよいであろう」（一四一頁）と指摘する。しかしながら、鈴木彰の指摘のように、先の国衙からの牒が他の事件に関する牒の転用であるとするならば、この返牒自体が創作となるわけで、これをもって当時の状況を反映しているとするのには疑問が残る。○来牒一紙、被載送神輿御上落事 ある文書を受け取りそれに対しての返信として牒を発行する場合、受け取った最初の文書を「来牒一紙」とし、その内容をそのあとに示したものの。この場合は二月九日留守所牒がそれにあたり、その内容を「被載送神輿御上落事」として示している。

○牒、今月九日牒状、同日到来 「牒す、今月九日の牒状、同日に到来す」。〈延・長〉も同文。国衙から九日付の牒状が、白山中宮の一行が逗留していた金剣宮に、その日のうちに届いたことを意味する。

○依状案事情、人成恨神起嘯。神明与衆徒、鬱憤和合、而既定吉日、早進発旅宿 「状に依りて事の情を案するに、人恨みを成すに神嘯

を起す。神明と衆徒とは鬱憤和合して、既に吉日を点定し、早く旅宿に進発す。人の恨みが神の怒りを呼ぶことになる、だから、白山明神と衆徒が鬱憤を共にして、吉日を定めて速やかに旅宿に進発したのの意か。〈延〉「依状案事情、人成恨神起嘯、神明与衆徒、鬱憤和合、而既定吉日、早進発旅宿」（卷一七三ウ）、〈長〉「依状案事情、在神明和合。而既定吉日、進発旅路次」（一七九頁）。〈長〉の「黙」は「點」の誤写。○人力不可成敗、冥慮輒不可測〈矣〉 「人力にて成敗すべからず、冥慮輒く測るべからず」。人のなすことは止めることには推し量ることはできない、の意。今回の神輿動座は神の思し召しであり、もはや留めることはできないと主張する。〈延・長〉「次以人力不可成敗之。冥慮豈不恐之哉」（〈延〉卷一七三ウ）。〈長〉「冥慮」を「冥貴」。○仍返牒之状如件 「仍りて返牒の状、件のごとし」。したがって返牒の状は以上のとおりである、の意か。〈延・長〉「仍以後日任牒返之状子細状如件」（〈延〉卷一七三ウ）。〈延・長〉については、〈延全注釈〉は「詳細は後日さし上げる返牒で申し上げる旨、次第を述べた状」の意か（一四一九頁）とする。○中宮大衆等 前述のように、浅木年木②は、「中宮衆徒ノ衙」宛てに出された文書の返牒が「中宮大衆等」名で出されていることに注目する（一四〇～一四一頁）。「白山中宮大衆政所返牒」の項参照。○アハツへ著セ給フ 「アハツ」は「粟津」か。「現在の粟津町・津波倉町・林町・下粟津町辺りに比定される中世の保。上保、下保（下粟津）からなる。津波倉神社感の元亨二年（一三三二）八月日の獅子頭銘に「八幡宮粟津上保 右衛尉景久施入」とあり、当時すでに上保・下保

から構成されていた」（平凡社地名・石川県）二二二頁。原町の白山神社からは、約十八kmほどの距離（石野春夫四〇頁）。粟津保には、その総社として白山神社がある。〈延〉「権津へ着給フ」（巻一—七四オ）、〈長〉「推津へつかせ給ふ」（一—八〇頁）は、いずれも未詳の地名。

鈴木彰はこれが京都府敦賀市の水津である可能性を指摘するが（四四頁）、〈延全注釈〉は「粟津の近くあたりの地名で、そこに着いたとするのが妥当だろう」（四二—三頁）と指摘する。

【引用研究文献】

\* 浅香年木①「第三章 古代・中世」『石川県尾口村史 第三卷通史編』石川県石川郡尾口村役場一九七二・12

\* 浅香年木②『治承寿永の内乱論序説』（法政大学出版局一九八一・12）

\* 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の側面—白山事件の場合—」（国語と国文学、一九八三・4）

\* 石野春夫『京都へ行った白山の神輿』（光陽出版社二〇〇一・5）

\* 黒田俊雄「白山信仰—中世加賀馬場の構造—」（石川県尾口村史 第三卷通史編）一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店

一九九〇・10所収。『黒田俊雄著作集 第三卷 顕密仏教と社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による）

\* 鈴木彰「〈白山事件〉の創出—文書の活用—」（文学三二—二〇〇二・1。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による）

\* 高橋良雄「『廻国雑記』の地理的研究」（『廻国雑記の研究』武威野書院一九八七・5）

\* 納富常天「湛睿の唱導資料について（三）」（鶴見大学紀要三二、一九九四・3）。

\* 森田平次『白山記攷証』（白山比咩神社叢書 第一輯）国幣中社白山比咩神社一九二七・4）

十一日ニハ<sup>1</sup>須河社、十二日ニハ越前国細呂宜山ノ麓<sup>ふもと</sup> 福龍寺森ノ御堂<sup>みだう</sup>へ入セ給フ。今日<sup>2</sup> 神人<sup>3</sup> 宮任<sup>4</sup> 此彼ヨリ参集<sup>まゐりあつまつり</sup>テ、御伴ノ人数九千余人<sup>ざい</sup>、在所<sup>しよ</sup>々ニ<sup>みちみち</sup>充滿<sup>みちみち</sup>タリ。是<sup>7</sup>ニ<sup>8</sup> 留守所ヨリ神輿ヲ留メ奉ランタメニ、在<sup>三二五</sup>所ノ中ニ<sup>9</sup> 紘<sup>10</sup>二郎大夫為俊、安<sup>11</sup>二郎大夫忠俊二人、所従眷属五十余人相具シテ追ケル程ニ、野代山ニテ<sup>11</sup> 馳付タリケルガ、坂中ニテ馬ヲ<sup>12</sup> 倒テ足ヲ折<sup>をり</sup>、目クレ腰直ナドシケレバ、コレ直事ナラズトテ、八丈二<sup>13</sup> 御幣衣ニ進テ、<sup>14</sup> 岐行<sup>15</sup> 留主所へ<sup>16</sup> 帰<sup>かへり</sup>ニケリ。見<sup>17</sup>レ之大衆モ<sup>18</sup> 神人モ、冥慮憑<sup>たのもし</sup>ク思ケレバ、各勇テ<sup>18</sup> 進上<sup>すすみ</sup>。十三日ニハ木田河ノ耳<sup>はた</sup>、十四日ニハ小林ノ宮、十五日ニハカヘルノ堂、十六日ニハ水津ノ浦、十七日ニハ敦賀ノ津、北ノ端、金方崎ノ観音堂へ奉<sup>たてまつる</sup>レ入<sup>いれ</sup>。

【校異】 1 〈近〉「すかのやしろ」。 2 〈近〉「今日」。 3 〈近〉「じんにん」。 〈蓬・静〉「神人」。 4 〈近〉「きうし」。 〈蓬・静〉「宮任」。 5 〈近〉「これかれより」。 〈蓬・静〉「こゝかしこより」。 6 〈蓬〉「御供の」。 〈静〉「御共の」。 7 〈近〉「これに」。 〈蓬・静〉「こゝに」。 8 〈近〉「るすしよより」。

「蓬」留所より」。9〈近〉「たゝすの二郎大夫ためとし」、「蓬」紀二郎大夫為俊」。10〈近〉「やすの二郎大夫たゝとし」、「蓬」安二郎大夫忠俊」。11〈近〉「はせついたりけるに」、「蓬」馳付たりけるか」。12〈近〉「たふして」、「蓬・静」たをして」。13〈近〉「御へいきぬにまいらせて」、「蓬」御幣衣進て」。14〈近〉「はうく」、「蓬・静」岐行く」。15〈近〉「るすしよへ」、「蓬」留守所へ」。16〈近〉「これを見て大しゆも」、「蓬」是を見る大衆も、「静」是をみる大衆も」。17〈近〉「じんにも」、「蓬」神人も」。18〈近〉「すゝむうへ」、「蓬・静」すゝみ上る」。19〈近〉「つるかの津のきたのはし」。

【注解】〇十一日二八須河社 十日に仏原の金剣宮を立出して粟津へ到着しての後、十七日に敦賀の北、金ヶ崎の観音堂に着くまでの行程を詳細に記すのは〈盛〉の独自本文。当該記事では、「在々所々ニ充滿タリ」まで独自異文。浅香年木は、「日吉社大津神人群が、その本拠地の占める地理的条件を利用し、西近江路を經由して北陸道の南西部と頗る密接なつながりをもち」「北陸道南西部と京・畿内を結ぶ交通体系に対し、延暦寺日吉神社の富商神人群が深いかわりを有していた事実」(二〇九頁)を指摘する。〈盛〉の北陸道の詳細な行程の背景に、日吉社側の地理・交通についての情報があった可能性もある。須河社は、『延喜式』神明帳の加賀国「江沼郡十一座〈並小〉」の内に「菅生石部神社」とあり、〈平凡社地名・石川県〉は、「大聖寺川の北岸、敷地天神山の山麓に鎮座。祭神は菅生石部神で、「延喜式」神明帳の江沼郡「菅生石部神社」に比定される。旧国幣小社。中世には菅生天神と称され、戦国期以降は敷地天神ともよばれた」(九六頁)とする。粟津温泉から菅生神社までは、約十八kmほどの距離(石野春夫四〇頁)。『白山之記』「加賀国立時、白山加賀国尚一宮也、菅生越前為三宮之処、加賀国立時、為加賀二宮」(三六七頁)。〇十二日二八越前国細呂宜山ノ麓、福龍寺森ノ御堂 「細呂宜山」の地名はあまり見られないが、「越前坪江上郷公私納物注文」(鎌倉遺文二七三五五

号)に「御子田山四至」とする中に「東限細呂宜山」と見える。『為広越後下向記』(延徳三年(一四九一))では、敦賀を経た三日後に「ホソログ里」(冷泉家時雨亭叢書『為広下向記』八頁)を經由している。「福龍寺森ノ御堂」は〈新定盛〉に「細呂宜山麓」というが未詳。延喜式に見える福留郷、布久漏神社(所在不明)に当るか(一九八頁)とする。〈平凡社地名・福井県〉は「延喜式」神明帳に載せる「布久漏フクロノ神社」を現坂井郡丸岡町の西南部にある布久漏神社に比定する説があり、この説をとれば郷域は鎮座地北横地を中心とする地域に比定される(四二頁)とする。福龍寺森の御堂跡とされる、福井県あわら市橋屋の貴船神社説もある。菅生神社からは約十二kmの距離(石野春夫四一頁)。〇神人・宮仕 前節に見たように、〈盛〉では、今回の白山事件に白山衆徒の他、神人も加わっていたことが記されていた。「衆徒も神人も念珠ヲ揉」の注解参照。黒田俊雄①は、寺院大衆勢力の内部を三つに分類した上で、第一身分である「行人・禅衆・堂衆・承仕・神人など」について、「この身分層はそれぞれ所属する堂舎や奉仕する所役によって名称は多彩であるが、寺内に止住する者のほかに寺領の莊園などに住んで寺人・神人・公人・宮仕などと称する者や一定期間だけ寺中に住む者もあって、当然世俗的には百姓身分に匹敵するものであった。…末端には法師原・堂童子・犬神人

などがあって、叡山の当今世出世制法ではとくに下僧として堂衆と區別されている」（一九六頁）と説明する。また、白山の神人については、その奉仕の種類によって、水引神人、山内の神人、御油神人、競馬神人、師子神人などと呼ばれ、「神人とは、このように神社への奉仕という人格的従属関係を基本とする身分であって」、「強靱な人格的支配」に従属関係が貫いていた」（黒田俊雄②二九六頁）と指摘する。先に金剣宮に逗留したところで、「衆徒モ神人モ念珠ヲ揉」とあったように、今回の一行は白山周辺の衆徒とこのような神人とからなっている。なお、白山事件には、その発端から大津神人が深く関わっていたことについては、「国務ヲ取行フ間」の項で先述したとおり。神人と宮仕を並記する例としては、「山門御輿振」で〈盛〉「東北院ノ辺ヨリ神人宮仕多来副テ、手ヲ拍音ヲ調テヲメキ叫」（一―二四二頁）がある。「宮仕」は「掃除などの雑役に従事した下級の社僧」（〈日国大〉）。○御伴ノ人数九千余人 神輿に随う人数を九千余人と記すのは〈盛〉のみ。加賀国の弘原の金剣宮を出立したときが一千人であったものが、越前国に入って一気に増大したと誇張するのは、これを止めようと派遣される在庁勢五十人との対比を際立たせるためか。こう記す背景として、大津神人と越前国との関係が考えられるか。○在庁ノ中二糺ノ二郎大夫為俊、安二郎大夫忠俊二人 「糺ノ次郎大夫為俊」も「安二郎大夫忠俊」も、ともに伝未詳。後者は、先に留守所から弘原に派遣された使者の一人「田次大夫忠俊」と同一人物か。〈延・長〉「税所大夫成貞、橋二郎大夫則次」（〈延〉巻一―七四オ）。「橋次大夫則次、田次大夫忠俊也」の項参照。○所従眷属五十余人相具シテ追ケル程ニ 「所従」は「中世の隷属者身分。百姓身分が主をもた

ず、人格的拘束から自由であったのに対して、特定の主に人身的に隷属し召し仕われた。ふつう下人と同義とされ、下人・所従と併称されることが多い。平安時代において主従関係のもとにある従属身分の者は、一般に「従者」と呼ばれたが、上層の従者である郎従（国司や有力武士に直属し武装・騎乗する家臣）と區別された下士・隷属農民・僕婢らを、平安時代末ごろから所従と称するようになった」（『国史大辞典』）。〈盛〉巻三「重盛・盛盛左右大将」「子息所従ニ至マデ、飽マデ朝恩ニ誇タル人ノ」（一―一五〇頁）。「眷属」は、「①血のつながっているもの。親族。一族。うから。やから。②従者。家来。配下の者。家の子郎党」（〈日国大〉）の後者の意か。ともに、本来的には為俊・忠俊に私的に従属していた配下を意味するが、五十人という人数は為俊・忠俊クラスが私的に動員できる人数としてはやや過大であり、ここでは国衙に属する手勢を含んで考えるべきか。九千人にまでふくれあがった大衆に対して、わずかな私的手勢のみを率いて制止に向かった構図を強調している。○野代山 「野代」は、「小松東部丘陵の西端付近から木場瀉・旧今江瀉に囲まれた沖積平野部に位置し、近世の苗代郷を遺称地とするが、それよりやや狭く南方に偏る」（〈平凡社地名・石川県〉一八二頁）。〈延〉「野代山ニテ大衆ノ後陣ニ件ノ使追付タリ。即落馬シヌレバ馬足折タリ」（巻一―七四オ）。〈長〉も同。〈延全注釈〉は、「野代山」は未詳だが、この辺りをいうとすれば、〈盛〉で神輿が十日に到着したとする粟津の少し手前（北方）（一―四三三頁）とする。なお、〈盛〉の場合、神輿はすでに越前の細呂木まで進んでいたとされるので、「野代山ニテ馳付タリケル」との記述は整合せず、「〈延・長〉」的本文をもとに改訂した痕跡か」（一―四三三

頁」と指摘する。○八丈二疋御幣衣二進テ〈延・長〉は、前項で引用したように馬の足が折れたものの、その後「同十一日二人使推津ニ到来ス。敢テ無返牒」。以テ詞使者、神輿ヲ雖奉留事トモセズ上洛ス」(〈延〉巻一七四オ)とあるように、使者は大衆に再度追い付き、神輿を留めるべく詞を伝えている。対して〈盛〉では、使者は役目を果たすことなく、奉幣して退散するのであり、使者の無力と神威が一層強調される。「八丈」は「絹。一疋の長さが八丈あったことくらい」(〈校注盛〉一一八頁)。八丈の絹二疋を、献納の衣料として進上して、の意か。○蚊行 「はふはふ」と訓ませる。「這ふ這ふ」で「やつのこと」の意。元和古活字版『倭名類聚抄』には「蚊行 唐韻云蚊『音岐訓波布』虫行也」(巻一九虫彖体)とある。〈盛〉は他に「御力者共ハサスガ命ノ惜ケレバ跋々逃失ヌ」(巻三十四「明雲八条宮人々被討」。5—1—0二頁)と「跋々」も用いる。○十三日ニ八木田河ノ耳 〈新定盛〉「越前国呉羽郡木田(福井市南)辺を流れる川」(1—1—1九八頁)、〈校注盛〉「越前国足羽郡に木田の地名がある」(一一八頁)。福龍寺森の御堂跡かとも推定される貴船神社からだと、福井市木田町、西木田までは、約二十一km(石野春夫四二頁)の距離。「耳」は「端」の意。〈近〉「はた」〈蓬・静〉「耳」(ハタ) (仏中一)。〈盛〉巻六・西光父子「主従六人が頸、河ノ耳ニ切係タリ」(1—1—1三七〇頁)。○十四日ニハ小林ノ宮 〈新定盛〉「不詳。或は「小森」の誤で越前国丹生郡小森か。鴨神社あり」(一九八頁)、〈校注盛〉「未詳。「小森」の誤りかともいう。福井市の一乗城山山麓には小林谷がある」(一一八頁)。あるいは、武生市役所がある地にあったとされる総社大神宮(越前の総社)を小林の宮とする見解もある。福

井市木田町から十二kmほどの距離(石野春夫四三頁)。○十五日ニハカヘルノ堂 『延喜式』の神明帳の越前国「敦賀郡四十三座〈大七座小卅六座〉」の内に「加比留神社」「鹿蒜神社」「鹿蒜田口神社」とあり(国史大系二六四頁)、「カヘルノ堂」がどれに当るのかは不明。なお、「現南今庄に鹿蒜神社、西隣の新道に鹿蒜田口神社があるが」、「延喜式」の神社との関係は不明(平凡社地名・福井県 四四頁)。「カヘル」は次項に引く巻二十八「還山」や、『為広越後下向記』で敦賀を経った日に經由する「カイロ」(山) (冷泉家時雨亭叢書八頁)が関係するか。前項に見る武生市役所のある小林の宮から福井県南条郡南越前町南今庄の鹿蒜地区までは二十kmほどの距離(石野春夫四三頁)。鹿蒜神社の近くには、源義仲と平家が戦った燧城跡がある。○十六日ニハ水津ノ浦 現在の福井県敦賀市杉津。「東浦一〇カ浦の一。岡崎山(七九・六メートル)が西流する大毛矢川の沖積地と連結した地点の南側に位置し、南は阿曾浦。東北に田畑が開け、西は敦賀湾に臨む。古くは水津と記した。奈良時代以来の北陸道は敦賀湾沿いに五幡坂を経て当浦に至り、山中峠(三八九メートル)を越える路と、敦賀津から当地に至る間は海路をとる路とがあり、杉津は海陸交通の要地となっていた」(平凡社地名・福井県 五三五頁)。「吾妻鏡」養和元年(一一八二)九月四日条「木曾冠者為平家追討上洛、廻北陸道、而先陣根井太郎至越前国水津、与通盛朝臣従軍、已始合戰云々」。(〈盛〉巻二十八「燧城源平取陣」池田越二燧城二橋籠。抑此城ト云ハ、南ハ荒乳ノ中山ヲ境テ、虎杖崩能美山、近江ノ湖ノ北ノ端也。…東ハ還山ノ麓ヨリ、長山遙ニ重テ越ノ白峯ニ連タリ。西ハ海路新道水津浦、三国ノ湊ヲ境タル所也」(4—1—1三七頁)。鹿蒜神社から敦賀市杉津ま

では、十二kmほどの距離（石野春夫四四頁）。〇十七日二八敦賀ノ

津、北ノ端、金方崎ノ観音堂へ奉入（校注盛）は「敦賀の東北端の

崎。泰澄の創建と伝える金前寺がある。本尊は十一面観音（二一八頁）

と注する。「金方崎ノ観音堂」は、金前寺を言うか。「金ヶ崎の山麓、

敦賀港に面して、金ヶ崎神宮の登り口付近に建つ。山号誓法山。高野

山真言宗。泰澄の創建と伝え、本尊十一面観音。（平凡社地名・福井県

五二一三頁）。杉津からは十一kmほどの距離（石野春夫四五頁）。『今昔

物語集』巻十六「越前国敦賀女蒙観音利益語第七」ほか、『古本説話

【参考文献】

\* 浅香年木『治承寿永の内乱論序説』（法政大学出版局一九八一・12）

\* 石野春夫『京都へ行った白山の神輿』（光陽出版社二〇〇一・5）

\* 黒田俊雄①「中世寺社勢力論」（『岩波講座日本歴史六 中世』岩波書店一九七五・11、『黒田俊雄著作集三 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2に再録。引用は後者による）

\* 黒田俊雄②「白山信仰—中世加賀馬場の構造—」（『石川県尾口村史 第三巻通史編』一九八一・12、『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10所収。『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による）

路次ノ煩衆徒ノ憤、山上洛中ノ不斜。

当時ノ貫首明雲僧正ト申ハ、久我太政大臣雅実ノ御嫡子、六条源大納言顕通ノ御子也。〇三六白山ノ神輿登山ノ事、可奉御留之由、院

宣ヲ被下之間、貫首ノ御沙汰トシテ、門跡ノ大衆廿人ニ被下知之間、衆徒院宣并、寺牒ヲ帶シテ、本寺ノ専当千仁・金力、等ヲ先ト

シテ、同十九日敦賀津ニ下テ、寺牒ヲ披露シ奉留神輿。其状ニ云、

延暦寺政所下、加賀馬場先達神人等

可下早止上洛儀待御裁下上事

右近日住僧神官等、捧神輿企上道之旨、在其間。甚以不可然。相当仙洞熊野参詣之折節、訴詔奏聞無使。就中件訴、

貫首度々雖有沙汰、其後成敗自然遅引。重可有御沙汰也。而此間無左右企上洛者、雖有狼戾勘発、更無訴訟裁判歟。

集、『宝物集』『宇治拾遺物語』にこの観音の利生譚が記される。なお、

金ヶ崎観音堂に神輿を入れたのも白山大衆とするのは〈盛〉のみ。〈延〉

の場合は、延暦寺から派遣された大衆が敦賀の中山で白山神輿を留め、

金ヶ崎の観音堂に入れたとされる。〈延〉「門跡ノ大衆三十余人ヲ差下

シ敦賀ノ中山ニテ奉留神輿ヲ、敦賀金崎ノ観音堂へ奉入テ守護シケ

23 忽任「自由」者、24 定及「後悔」歟。25 云「先達」云「神人」、閑廻「随分之思案」、可「存」向後之安堵。26 宜「承知止」參洛之状、以下。  
 安元三年二月日

27 小寺主法師琳海

28 都維那大法師

29 寺主大法師

30 上座大法師

修理別当法眼和尚位

トゾ書タリケル。

【校異】1〈近〉「なのめならず」、〈逢〉「斜ならず」、〈静〉「斜ならず」。2〈近〉「このだいで政大じん」、〈逢〉「久我太政大臣」、〈静〉「久我太政大臣」。  
 3〈近〉「ふせきとゝめたてまつるへきのよし」、〈逢〉「禦とゝめ奉るへきよし」、〈静〉「禦とゝめ奉るへきのよし」。4〈静〉「下さるの」。5〈近〉「げぢせらるの」とし、後の「る」に見せ消ち。〈逢〉「下知せらるの」。6〈近〉「してうを」、〈逢〉「寺牒を」、〈静〉「寺牒を」。7〈近〉「せんたう」、〈逢〉「専当」、〈静〉「専当」。8〈近〉「せんんにん」、〈逢〉「千仁」、〈静〉「千仁」。9〈近〉「等」なし。10〈近〉「くだつて」。11〈近〉「かゞばどのせんたつじんになん等」、〈逢〉「加賀馬場先達神人等」、〈静〉「加賀馬場先達神人等」。12〈近〉「はやくしやうらくのきを」とゝめて御さいかをまつへきこと、〈逢〉「可下早止」上洛儀「待御裁下事」、〈静〉「可下早止」上洛儀「待御裁下事」。13〈近〉「しやうたうをくはたつるのむね」、〈逢〉「企」上道之旨、〈静〉「企」上道之旨。14〈逢・静〉「有」。15〈近〉「せせうそうもむびんなし」、〈逢・静〉「訴詔奏聞无使」。16〈近〉「なかんづく」、〈逢〉「就中」、〈静〉「就中」。17〈近〉「うったへ」、〈逢・静〉「訴」。18〈近〉「たびく」、〈逢・静〉「度々」。19〈近〉「そのさたありといへとも」。20〈近〉「しかも」、〈逢〉「而」、〈静〉「而」。21〈近〉「らうるいかんはつありといふとも」、〈逢〉「雖有狼戾勳発」、〈静〉「雖有狼戾勳発」。22〈近〉「さらにせせうさいはんからんか」、〈逢〉「更無」訴詔裁判歟、〈静〉「更無」訴詔裁判歟。23〈近〉「たちまち」、〈逢・静〉「忽」。24〈近〉「さためてこうくわいをよはんか」、〈逢・静〉「歟」なし。なお、〈逢〉「定及」後悔、「定及」後悔。25〈近〉「いはくせんだつのはくしんにん」。26〈近〉「よろしくうけたまはりしるべしさんらくをとゝむるのしやうもつてくたす」、〈逢〉「宜」承知止「參洛之状以下」、〈静〉「宜」承知止「參洛之状以下」。27〈近〉「せうじしゆほつし」、〈逢〉「小寺主法師」、〈静〉「小寺主法師」。28〈近〉「つうな大ほつし」とし、「う」の右下に「い」を傍書。〈逢〉「都維那大法師」。29〈近〉「じしゆ大ほつし」、〈逢〉「寺主大法師」、〈静〉「寺主大法師」。30〈近〉「しやうさ大ほつし」。

【注解】○路次ノ煩衆徒ノ憤、山上洛中不斜　ここで一旦〈盛〉の語　の使者と共に、あらためて敦賀の白山衆徒の元へと移動することになり手の視線は京都・叡山へと移動している。これがこのあと山門から　る。○当時ノ貫首明雲僧正ト申ハ、久我太政大臣雅実ノ御嫡子、六

条源大納言顯通ノ御子也 明雲は、第五十五代天台座主。『天台座主記』によれば、権大納言顯通卿二男で、師主は最雲親王、相実法印灌頂の弟子。仁安二年（一一六七）二月に五十三歳で座主に任ぜられた。同年十月権僧正に任ぜられ、安元二年（一一七六）五月に僧正に転じている。安元三年（一一七七）五月五日に神輿振事件の責めを負って被免、伊豆に配流させられるところを大衆に奪還されて後は大原に隠棲した。治承三年（一一七九）十一月に第五十七代座主として再任され、養和二年（一一八二）には六十八歳で大僧正に任ぜられた。寿永二年（一一八三）十一月に上落した義仲との合戦の最中に殺害された。六十九歳。祖父の久我太政大臣雅実は、白河天皇が寵愛した中宮藤原賢子の同母弟で堀河天皇の外叔父として朝廷で重きをなし、久我家を起こした。保安三年（一一二二）に太政大臣に昇り、源氏の太政大臣補任の初例となった。天治元年（一一二四）病のため出家、大治二年（一一二七）六十九歳で薨去。父である源顯通は、寛治五年（一〇九一）従五位下に叙爵、以後順調な昇進を続け、保安三年（一一二二）一月には権大納言に任ぜられたが、同年四月病により急薨。四十二歳。〈延〉「其時貫首ハ六条大納言源顯通ノ御子人我大政大臣御孫明雲僧正ニテ御ス」（卷一—七四オ）。〈延全注釈〉は「延・盛」が敬意を以て紹介する点に注意すべきか」（1—四二四頁）と指摘する。○白山ノ神輿登山ノ事、可奉禦留之由、院宣ヲ被下之間 白山の神輿の叡山登山を阻止するようにとの院宣を蒙ったとあるが、後ろに引かれる延暦寺からの牒によれば、この時後白河院は熊野参詣の途にあつたとされる。参詣の途次から院宣を発した可能性も考えられようか、不自然な観は否めない。また、院宣が下されているにもかかわらず、これが白山衆

徒に示されておらず、牒にもその内容の記載はない。但し、次節の返牒には昨年十月頃のこととして「被下宣命并御下文」とあり、その内容として「宣待、聖断、仰上載、於鬱訴相路者可言上子細」と記される。この宣命を院宣と捉えているのか。ちなみに、白山神輿の阻止を命じる院宣があつたとする〈盛〉に対して、〈延・長〉では座主の判断として神輿上落を阻止しており、その理由として、白山衆徒から山門への返牒に対する使者の言葉に「被上落ヲタリト云ドモ御裁許有ベカラズ。其故ハ院御熊野詣ナリ。御下向ノ後可被上落」（延卷一—七五ウ）と、院の熊野参詣による不在が述べられている。安藤淑江によれば、『玉葉』安元三年二月一日条に、「法皇自六日始精進、可下参詣熊野給云々」とあり、治承二年の熊野詣の日程から類推すると、今回の熊野詣の出立は二月十日頃、帰落は三月五日頃になるとする（四三三頁）。下文が発せられた日付は一月とあるばかりだが、これが届いた二月十九日には、後白河院は熊野御幸の途上にあつた。○貫首ノ御沙汰トシテ、門跡ノ大衆廿人ニ被下知之間 〈延〉「門跡ノ大衆三千余人ヲ差下シ」（卷一—七四オ、七四ウ）、〈長〉「門跡の大衆、四十よ人さしくだして」（七七頁）。いずれも門跡の大衆が派遣されたとするが、人数には若干の開きがある。○衆徒院宣并寺牒ヲ帶シテ 山門の使者が、寺牒に加えて院宣を携えてきたとするのは〈盛〉のみ。但し、この後に挙げられるのは寺牒のみで、院宣は引かれない。○本寺ノ専当干仁・金力等 〈盛〉の独自異文。「専当」は「社寺の職名。別当の下で雑事に従事した下級職員」（『国史大辞典』）。「干仁・金力」はその専当の名前であろうが未詳。○同十九日敦賀津二下テ、寺牒ヲ披露シ奉留神輿 十七日に白山の衆徒は、敦賀の津の金ガ崎の観音

堂に神輿を入れ、神輿登山の裁可を待っていたが、裁可の院宣が下されなかった。そのため、座主明雲の意を受けた叡山の大衆二十人は千仁・金力を先頭として、院宣と寺牒を帯して、神輿が留まる敦賀の津まで下り、寺牒を披露し、神輿の上洛を阻止した。○延暦寺政所下加賀馬場先達神人等 延暦寺の政所から末社末寺への下文の様式の文書。これを載せるのは〈盛〉のみ。〈延・長〉の場合、この文書がなく、すぐに白山衆徒から延暦寺への牒状を載せる。鈴木彰は、〈延〉所載の白山衆徒から山門に宛てた牒状が請文の様式であることから、本来は延暦寺からの牒を受けての返牒であるべき「既存の「請文」を「牒状」として物語の文脈に位置づけたために生じたものと解するのが最も妥当」（三四～三五頁）と指摘する。〈盛〉の場合、延暦寺政所からの牒が置かれることで、前記のような矛盾はなくなる（次段「謹請延暦寺御寺牒…」項参照）。しかしながら、鈴木彰は「この「寺牒」は『盛衰記』の文脈上齟齬をきたして」いて、「これを実在した「御寺牒」とはみなしがたいこと」（四三頁）を指摘する。なお、この下文は宛先が「加賀馬場先達神人等」となっている点に特徴がある。「加賀馬場」は、加賀方面に広がる登山路と練行の場の称。黒田俊雄によれば、「禪頂を目標とし中心とする登山路と練行の場は、加賀・越前・美濃の三方面に、おおよそ同時に並行して開拓されていったとみられる。中世では、この宗教的な空間を三方面別に「馬場」と称した。白山独特のこの呼称が起こった語源は、はっきりしないが、『白山記』は「三方馬場」「三ヶ馬場」といい、それが開かれたのが天長九年（八三三）であると記す。「なかでも「加賀馬場ハ本馬場也」と強調し、…「御山を進退し諸事の沙汰は加賀馬場が行なう」として

る」とする（二四九～二五〇頁）。加賀馬場は、本事件の中心である中宮三社、本宮四社とその末寺から構成されるが、『白山記』にかろうじて窺われるように、加賀馬場に展開する寺社の多くは本来それぞれ独立性をもち、あるいは複数の系列から成るもので、白山宮を唯一の中心として成立していたものではなかったようにおもわれる」（黒田俊雄二五〇頁）。「先達」は、「本来は技芸や学問の先覚者、指導者をさす語。平安時代末期ごろから信者を特定の社寺や霊山に導く修練の功を積んだ宗教者をさすようになった。特に熊野詣の隆盛もあって、鎌倉時代に入ると、御師のもとにあって熊野三山に檀那と呼ばれる信者を導いたり配札にあたった熊野先達がその代表的なものとされた」（『国史大辞典』）。加賀馬場についても、『白山之記』「三ヶ馬場参合之時、加賀馬場先達御戸開也」（三三七頁）と先達の存在が知られる。宛先を「加賀馬場先達神人等」としているのは、彼らが今回の強訴の主導者と見なされているからであろう。しかし次段の返牒は「中宮衆徒等」より出されている。なお、延暦寺から「加賀馬場」に出された文書としては延慶一（一三〇九）年七月 日「延暦寺牒」（『鎌倉遺文』二二七四〇）がある。宛所は「白山加賀馬場」となっており、本文のような「先達神人等」はない。日下の署名名はどちらも小寺主法師（〈盛〉は「琳海」、『鎌倉遺文』は「宗弁」であり、その他も都維那大律師、寺主大律師、上座大律師、修理別当法眼和尚など同じである。「牒」は組織体から組織体への文書形式であるため「加賀馬場」を宛所とし、制限のない下文形式の場合は「加賀馬場先達神人等」としたのであるうか。○可早上洛儀待御裁下事 「早く上洛の儀を止め御裁下を待つべき事」。下文の冒頭に示された命令内容。○右近日住僧神官等、

捧神輿企上道之旨、在其間「右、近日住僧神官等、神輿を捧げて上道を企つるの旨、其の聞こえ在り」。白山中宮及び周辺の寺社の大衆・神官が神輿を捧げて上落を企てていることを耳にしているとの意。この「住僧神官」が「先達神人」に対応するか。但し、神人を神官と捉えることには疑問が残る。なお、〈盛〉においては、白山事件の当事者をさす言葉として、「衆徒モ神人モ」「大衆モ神人モ」「先達神人」「云寺僧云氏人」などの表現が繰り返される点には注意を要する。○甚以不可然「甚だ以て然るべからず」。適切でないの意。白山衆徒らの行動に制止を加える。但し、神輿上落阻止を命じた院宣については触れられず、あくまでも貫首の御沙汰として停止が命じられている。

○相当仙洞熊野参詣之折節、詔奏聞無便「仙洞熊野参詣の折節に相当たり、訴訟奏聞は便り無し」。院が熊野参詣の途次にあるため、訴訟を奏聞するには都合が悪い（時期的に適していない）の意。○就中件訴、貫首度々雖有沙汰、其後成敗自然遅引。重可有御沙汰也なかんて。「就中件の訴へ、貫首度々沙汰有りと雖も、其の後成敗自然と遅引す。重ねて御沙汰有るべきなり」。今回の白山の訴えについては、貫首も度々どうすべきか取り計らっているが、決定が自然と遅れている。重ねて貫首が取り計らうはずだ、の意。「善処しています」という、当たり障りのない引き延ばしを意図した言葉と理解できよう。○而此間無左右企上落者、雖有狼戾勅発、更無訴訟裁判歟。「而るに此の間左右無く上落を企てば、狼戾勅発有りと雖も、更に訴訟裁判無からんか」。「狼戾（ろうれい・ろうるい）」は、「狼のように欲深く、道理にもとること。また、その行為」（日国大）。「勅発（かんぼつ・かんぱつ）」は、「おちどを責め立てること。あやまちを譴責すること」（日

国大）。訴訟が遅引している間に、安易に上落を企てることは、貪欲に相手の落ち度責を譴責することにはなっても、決して訴訟裁判ということにはならないだろう、の意か。○忽任自由者、定及後悔歟「忽ち自由に任せば、定めて後悔に及ばんか。いま思いのままに振舞えば、きつと後悔することになるのではないか、の意。○云先達云神人、閑廻随分之思案、可存向後之安堵「先達と云ひ神人と云ひ、閑かに随分の思案を廻らし、向後の安堵を存すべし」。先達も神人も、閑かに十分な思案を廻らして、この後の所領安堵を考えるべきである。「云先達云神人」は、この下文の宛先「加賀馬場先達神人等」に対応しているように、この下文では先達・神人が対象とされている。○宜承知止参洛之状以下「宜しく承知して参洛を止むべきの状、以て下す」。以上の事情を十分に承知して参洛を止むべきの旨、この状をもって申し渡す、の意。○安元三年二月日「これまでの文書にはいずれも年月日が記載されていたが、この文書のみ日付が空欄となっている点、注意が必要か。白山の神輿が金剣宮を出て粟津に到着したのが二月十日、叡山の専当等が金が崎の観音堂に下り、神輿を帯同していた白山大衆に寺牒を披露したのが二月十九日のこと。その間の日付が書かれてあるべきだろう。○小寺主法師琳海、都維那大法师、寺主大法师、上座大法师、修理别当法眼和尚位「延暦寺政所のしかるべき役職の僧が連署する、牒状として正統的な形式をとる。都維那・寺主・上座は三綱と呼ばれる寺院の役職で、「都維那」は「寺院内の諸事務をつかさどる役」、「寺主」は「寺中の庶務、雑事をつかさどる僧」、「上座」は「寺の法事などの事務を処理し、衆僧を統括した年長・上席の僧」、「修理别当」は「寺院、神社の修理・宮繕をつかさどる役職」（以上日

国大)。連署される役職の人物については、位階順に正しく並べられているが、ただ一人名前を記される琳海を含めて未詳。なお、延暦寺政所下文に琳海のみ名前が見えるのは、この文書の作成者である琳海が、日下に署名していたからである。たとえば仁安二年二月 日「延暦寺政所下文」(『平安遺文』三四二〇号)には「小寺主法師「良忠」

押) 寺主大法師(花押)」とあり、作成者良忠以外は署名ではなく花押を記している。本文文書も作成者琳海以外は花押を記していたはずだが、筆写されていく過程で、現在の古文書字では「花押」とか「在判」とすべき措置がなされなかったために、署名の「琳海」しか残らなかったであろう。

修理別当法橋上人位(花押) 都維那大法師(花押) 上座大法師(花

【参考文献】

\* 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の側面―白山事件の場合―」(国語と国文学、一九八三・4)

\* 黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」(石川県尾口村史 三 通史編一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10所収。

\* 黒田俊雄著作集 第三卷 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による)

\* 鈴木彰「白山事件」の創出―文書の活用―(文学三一、二〇〇二・1。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による)

1 中宮ノ衆徒僉議シテ云、「且ハ本山ノ大衆、上下三百余人下向アリ。3 且ハ制止ノ寺牒到来セリ。先<sup>5</sup>捧返<sup>6</sup>牒一且ク可<sup>7</sup>待<sup>8</sup>裁許<sup>9</sup>」トテ、注状云、

三二八<sup>7</sup> 謹請 延暦寺御寺牒。へマラウトイヤマト

9 被載下<sup>10</sup>可<sup>11</sup>止白山神輿上落事

右当山権現者、掛<sup>10</sup>忝天神<sup>11</sup>元初之、国常立尊之、為<sup>12</sup>守<sup>13</sup>宝祚、<sup>12</sup>垂<sup>13</sup>迹于我朝、<sup>14</sup>濫<sup>15</sup>觴于此砌也。依<sup>16</sup>之<sup>17</sup>代々聖主、<sup>18</sup>婦<sup>19</sup>妙理天菩薩之効験、世々臣公、仰<sup>20</sup>神融小禪師之德行。爰<sup>21</sup>為<sup>22</sup>目代師<sup>23</sup>経、<sup>24</sup>焼<sup>25</sup>倒<sup>26</sup>寺社料所之間、以<sup>27</sup>去年十月之比、<sup>28</sup>欲<sup>29</sup>下<sup>30</sup>企<sup>31</sup>推<sup>32</sup>参<sup>33</sup>。蒙<sup>34</sup>中裁<sup>35</sup>許<sup>36</sup>上<sup>37</sup>之<sup>38</sup>处、<sup>39</sup>被<sup>40</sup>下<sup>41</sup>宣命<sup>42</sup>并御下文云、<sup>43</sup>宜<sup>44</sup>待<sup>45</sup>聖断<sup>46</sup>仰<sup>47</sup>上<sup>48</sup>載<sup>49</sup>、<sup>50</sup>於<sup>51</sup>鬱<sup>52</sup>訴<sup>53</sup>相<sup>54</sup>略<sup>55</sup>者<sup>56</sup>可<sup>57</sup>言<sup>58</sup>上<sup>59</sup>子<sup>60</sup>細<sup>61</sup>云々。仍<sup>62</sup>

21 以<sup>22</sup>同十一月、<sup>23</sup>雖<sup>24</sup>差<sup>25</sup>専<sup>26</sup>使<sup>27</sup>致<sup>28</sup>訴<sup>29</sup>詔<sup>30</sup>、<sup>31</sup>于<sup>32</sup>今<sup>33</sup>無<sup>34</sup>御<sup>35</sup>裁<sup>36</sup>報<sup>37</sup>、<sup>38</sup>而<sup>39</sup>空<sup>40</sup>送<sup>41</sup>年<sup>42</sup>月<sup>43</sup>畢<sup>44</sup>。

【校異】1〈蓬〉「中宮衆徒」、〈静〉「中宮衆徒」。2〈近〉「かつうは」、〈蓬〉「且は」、〈静〉「且」。3〈近〉「かつうは」、〈蓬〉「且は」、〈静〉「且」。4〈蓬・静〉「セリ」なし。5〈近〉「さゝけ」、〈蓬・静〉「さゝけて」。6〈近〉「しるすじやうにいはいはく」、〈蓬〉「注状をいはいはく」、〈静〉「注状はいはいはく」。7〈蓬〉「謹請」、〈静〉「謹請」。なお、〈近〉は以下「仍返牒言上如件」まで白文で記す。8〈近〉「マラウトイヤマト」なし。9〈蓬〉「被載下可止」

白山神輿上洛一事、《静》「被載下可止」白山神輿上洛事也。10 《蓬》「忝」「忝」。11 《蓬》「元初之」「静」「元初之」。12 《蓬》「垂迹于我朝」、《静》「垂迹于我朝」。13 《蓬》「為弘二佛法」、《静》「為弘法」とし、「為」字右下に「弘」を傍書。14 《蓬》「濫觸于此砌一也」、《静》「濫觸于此砌一也」。15 《蓬》「目代」。16 《蓬》「焼弘涌泉一寺」。17 《蓬》「処」、《静》「処」。18 《蓬》「被下宣命并御下文云」。19 《近》「宜待聖断仰上載」、《蓬》「宜待聖断仰上載」。《底》「冥」を改める。なお、《蓬・静》「宜」の左訓「ヘシ」。20 《蓬》「於鬱訴相賂者」、《静》「於鬱訴相賂者」。21 《蓬》「以同十月」、《静》「以同十月」。22 《蓬》「雖下差專使致中訴詔」、《静》「雖下差專使致中訴詔」。23 《蓬》「空送年月一畢」、《静》「空送年月一畢」。

【注解】○中宮ノ衆徒僉議シテ云… 前段での白山神輿の叡山登山を阻もうとする山門からの牒状に対して、白山衆徒はまずは返牒を送り、後白河院の裁許を待つこととした。《延・長》では、山門から使者が到着し、敦賀の中山にて神輿を押し留めたといったのみで、山門からの牒状が示されないままに白山衆徒から山門への牒状が記されるため、繋がりが分かりにくくなっている。《延》は「白山衆徒等、山門へ牒状ヲ遣ス。其状云（七四ウ）、《長》は「神輿守護衆徒状云」（一七八〇頁）として牒状を引く。○且ハ本山ノ大衆、上下三百余人下向アリ。…「可待裁許トテ」まで、《盛》の独自異文。本山叡山の大衆、上下の者三百余人が白山神輿の叡山登山を阻むため、こちらに向かっているとの意。「上下三百余人」とは、先に貫主明雲が神輿登山を防ぐように命じた門跡の大衆二十人を含んだ数。「制止ノ寺牒」とは、前節の注解に引用した寺牒を指す。先ず寺牒に対する返牒を差し出し、暫く後白河院の裁許を待つべきだの意。○謹請 延曆寺御牒… 以下の返牒は、《延・長》にも一部類似するものが引かれている。冒頭部分、《延》「謹請 延曆寺御牒 欲被裁許奉上白山神輿於山上」目代師経罪科事 右、雖令言上子細、于今不蒙裁報之間、神輿御入洛之処、抑留之条、是一山之大訴也」（巻二一七四ウ）。

《長》「謹請 延曆寺御牒 欲被裁許奉上神輿於山上」目代師高罪科事 右、雖令言上子細、于今不蒙裁報之間、神輿入洛之処、抑留之条、是一山之大訴也」（一七八〇頁）。鈴木彰は《延》を検討する中で、この返牒が請文の形式を用いていることに注目する。すなわち、冒頭に「謹請 延曆寺御牒」とあるのは、謹んで延曆寺からの寺牒を請くとの意であり、請文の形式である。しかし、通常請文ではこれに続けて、事書で「何を受け取ったかが記されて然るべきである」（三三三頁）のに、《延》（あるいは《長》）では、「欲被裁許奉上白山神輿於山上」目代師経罪科事」として、「これを差し出す側の意志を表出している点で、「謹請」に続く文言としては不自然さを持つ」（三四頁）ことになる。これらから鈴木はこの文書について「既存の文書を部分的に改訂して利用しながら、白山衆徒の強い反発心を語る一連の叙述を練り上げたものと推考される」（三五頁）とする。この指摘をもとに《盛》の当該文書を見ると、「謹請」に続いて「延曆寺御牒」「被載下可止白山神輿上洛事」として、延曆寺側から受け取った寺牒の内容が示されている。請文として不自然な形式ではないと言えよう。また安藤淑江は、一連の白山関連の文書について「盛衰記所収の文書は、いずれも、延曆寺及びその周辺を出

どころとして想定できる」として、また「盛衰記所収の牒状では対句の構成がはっきりと認められるが、延慶本のものでは対句になっていない」、「延慶本所収の牒状が盛衰記に見えるような牒状の字句を用いつつ対句を崩して簡略化している」と考える（四六頁）。○マラウトイヤマト 〈新定盛〉に「まらうとゐ」に同じ。客殿。書簡の宛名の脇付の詞。語源は客人居弥真所かという（一〇〇頁）とある。〈延・長〉になし。先に留守所からの牒状にも「マラウトイ」とあった。卷十四「南都山門牒状等」に「園城寺牒 興福寺衙へマラウトキカマト」ト（二一三七六頁）、「園城寺牒 延暦寺衙へマラウトキカマト」ト（二七八頁）とある。○被載下可止白山神輿上洛事 慣習的読みでは「載下せられ止むべき白山神輿上洛の事」。前々項の注解に見るように、白山が延暦寺から受け取った寺牒の内容を示す事書。その寺牒には、白山神輿の上洛を止むべきと載せられていたの意。『平安遺文』二二〇六「江沼郡諸司等解申請留守所御下文事志紙（被載下可停止京上事）」など類似する表現がある。○右当山権現者、掛忝天神元初之、国常立尊之、為守宝祚、垂迹于我朝、為弘佛法、濫觴于此砌也 白山権現垂迹の由来を簡略に記す。天神の始めである国常立尊が宝位を守るために我朝に垂迹し、仏法を弘めるためにこの場所を始まりとした、の意。国常立尊は、中世の白山縁起にしばしば名前が見える。白山を開山したとされる泰澄の『泰澄和尚伝記』に、次のように見える。「前貴女現告曰、我雖有二天嶺、恒遊此林中。以此処為中居、上護上皇、下撫下民。大德諦聽、日本秋津嶋、本是神国也。国常立尊乃神代最初国主也。次国狭槌尊、次豊斟尊、……次伊弉諾尊、伊弉冉尊。謂之神世七代。吾身乃伊弉諾尊

是也。今号妙理大菩薩。此神岳白嶺、乃吾神務国政時、都也。吾乃日域男女元神也。天照大神、乃吾伊弉諾尊之子也。其子天津彦彦火瓊杵尊、……人代第一国主神武天皇、乃彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、第四子也。……自天祖降跡以来、逮于今、二百七十九万二千四百七十八歳也。抑吾本地真身在二天嶺。往而可礼。此言、未レ訖神女忍隠矣。」（神道大系、越前、三頁）。中世の白山の神（白山妙理権現）は女神で、伊弉諾（伊弉冉とする本もある）であり、本地を十一面観音としていた。したがって、天神七代は国常立尊から起こり、伊弉諾に至り、その子孫である天皇家へと繋がっていく、という論理が展開される。なお、〈盛〉卷二十九「白山権現垂迹」では『泰澄和尚伝記』に依拠したと覚しい白山縁起が語られる（辻本恭子五九頁）。「一人ノ貴女化現シテ云、日本秋津嶋ハ本是神国也。我天神最初ノ国常立尊ヨリ跡ヲ降シテコノカタ、百七十九万二千四百七十六歳、上々皇ヲ護、下々民ヲ撫。吾本地ノ真身ハ在山頂、往テ可礼ト云テ、化女即隠レ給ヌ」（四二八頁）。右に引いた『泰澄和尚伝記』の下線部とはぼ同文であり、これを略述したことは明らかだが、国常立尊以降の神々の系譜、特に波線部の「吾身乃伊弉諾尊是也」前後を省略してしまっているために、白山の神が国常立尊であるような誤解を招きかねない。本牒状が国常立の神名のみ挙げているのも、このような〈盛〉の理解と関わるのかもしれない。なお、「右当山権現者」から「而空寺」年月「畢」までは〈盛〉の独自本文。〈延・長〉の牒状には該当本文なし。何らかの資料に基づくというよりも、〈盛〉の白山理解に基づく創作である可能性も考えられよう。以下、牒状の本文については、〈延・長〉の本文を〈盛〉に対応する箇所については挙げつつ、すべて引用

する。ただし、対応する箇所がない場合は、その旨を示さない。○  
依之代々聖主、帰妙理大菩薩之効驗、世々臣公、仰神融小禪師之德行  
これまで皇室の白山権現への、また縉紳の泰澄和尚への信仰厚かった  
ことを示す。「妙理大菩薩」は「妙理大権現」に同じで白山本宮の神、  
白山妙理権現。先に白山衆徒の会合（白山神輿登山）で「謹デ白山  
妙理権現ノ垂迹ヲ尋奉レバ」（1121頁）とあった。『白山之記』  
「即号正一位白山妙理大菩薩、其本地十二面觀自在菩薩」（日本思想  
大系『神社縁起』三六四頁）。「神融小禪師」は白山を開いた泰澄のこと。  
先に白山衆徒の会合で「日本根子高瑞淨足姫御宇、養老年中ニ鎮護国  
家ノ大徳神融禪師行出シ給テ」（110頁）とあった。当該注解参照。

○爰為目代師経、焼払涌泉一寺、没倒寺社料所之間 今回の事件の  
顛末を簡略に示す。目代師経により涌泉寺が焼き払われ、寺社の料所  
（日国大）「特定の所用の料にあてるための所領」は没収され横領さ  
れたという。師経が涌泉寺を焼き払ったことの記載はあったが、寺社  
の料所を没収したとは書かれていなかった。これは、『前掲』顕広王記』  
安元三年四月十三日条に「其故焼払白山神領在家、兼押取大津神  
人貯物二千余石云々」とあったように（1120頁）「国務ヲ取行  
フ間：」項参照）、この時師高らが大津神人の貯物を押し取ったとす  
ることを示しているか。本牒状ではこの後にも寺領の窮状を訴える文  
面が続く。次節「倩案事情：」項参照。○以去年十月之比、欲企推  
参蒙裁許之処、被下宣命并御下文云、宜待聖断仰上載、於鬱詎相賂  
者可言上子細云々 去年（安元二年（1176））十月頃に本山に押  
しかけてご判断を仰ごうとしたが、宣命・御下文を下され、天子の裁

断を待つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述  
べよ、ということであった。本文には十月との記載はないが、涌泉寺  
焼失の一件の後に、白山の衆徒らが本山に訴えて師経らを断罪すべし  
として、寺官を山門に遣わす場面があった（1120頁）。

次項の注解にも見るように、本山叡山への訴え空しく白山の寺官等が  
帰国するのが十一月であることからすれば、十月の頃という設定に無  
理はない。しかし、この時点で宣命や下文が下されたとは記されてお  
らず、その内容についても確認できない。先の寺官等の訴えに対する  
本山の回答は、「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。許  
容ニ及ズ」（1109頁）とあるばかりであった。そうした経  
緯からすれば、その間に宣命や下文が下されたとするのは疑わしい。

○仍以同十一月、雖差專使致訴詔、于今無御裁報、而空送年月畢  
そこで翌十一月には使いを差し遣わして訴訟したが、今に至るまでご  
裁断がなく、空しく月日を送っていると訴える。本文には、十一月の  
頃に、白山の末寺のことであるとして延暦寺が訴訟を取り上げなかっ  
たことに対して、再び寺官を延暦寺に遣わしたが訴えも空しく帰った  
ため、白山衆徒が神輿を延暦寺に登らせることを議定したとあった。  
その記事によれば、「重テ又追上ス」（1121頁）とあるように、  
十一月の内に寺官等を再度上落させたのであろう。寺官等は山上に越  
年して「谷々坊々」に訴え続けたものの、聞き届けられることはなかっ  
たとあった。訴えた先からみても、訴えに対して動かなかったのは比  
叡山と解すべきであらう。

【引用研究文献】

\* 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面―白山事件の場合―」（国語と国文学、一九八三・4）

\* 鈴木彰『平家物語』における〈白山事件〉―文書の活用と事件像の創出―（文学3―1、二〇〇二・1）。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院、二〇〇六・2再録。引用は後者による

\* 辻本恭子『源平盛衰記』の白山関係記事」（日本文芸研究五五―四、二〇〇四・3）

倩<sup>1</sup>案事情、白山妙理権現者<sup>2</sup>雖<sup>3</sup>有<sup>4</sup>敷地、併<sup>5</sup>三九山門<sup>6</sup>三千之<sup>7</sup>聖供也。雖<sup>8</sup>有<sup>9</sup>免田<sup>10</sup>、又当任没倒<sup>11</sup>、非神物<sup>12</sup>。故只有名更無<sup>13</sup>実。是以恒例之神事<sup>14</sup>公事<sup>15</sup>此時既断絶<sup>16</sup>、以往之八講三十講<sup>17</sup>今正及<sup>18</sup>闕退<sup>19</sup>。随而近来<sup>20</sup>無<sup>21</sup>有<sup>22</sup>参詣再拜<sup>23</sup>之輩<sup>24</sup>、不見<sup>25</sup>扁敬奉<sup>26</sup>幣之類<sup>27</sup>。大悲和光之素意<sup>28</sup>難<sup>29</sup>測<sup>30</sup>、三所垂迹之玄心<sup>31</sup>失<sup>32</sup>憲<sup>33</sup>。云<sup>34</sup>寺僧<sup>35</sup>、云<sup>36</sup>氏人<sup>37</sup>、歎<sup>38</sup>冥威之陵意<sup>39</sup>、悲<sup>40</sup>権迹之衰微<sup>41</sup>、而<sup>42</sup>奉<sup>43</sup>戴<sup>44</sup>神輿<sup>45</sup>、所<sup>46</sup>企<sup>47</sup>推<sup>48</sup>参<sup>49</sup>一也。痛<sup>50</sup>哉神明<sup>51</sup>閉<sup>52</sup>扉<sup>53</sup>、不<sup>54</sup>見<sup>55</sup>星宿<sup>56</sup>之光<sup>57</sup>、哀<sup>58</sup>哉住侶<sup>59</sup>迷<sup>60</sup>道<sup>61</sup>、永<sup>62</sup>忘<sup>63</sup>後<sup>64</sup>榮<sup>65</sup>之思<sup>66</sup>。五尺之<sup>67</sup>供<sup>68</sup>鐘<sup>69</sup>、徒<sup>70</sup>待<sup>71</sup>響<sup>72</sup>於松柏<sup>73</sup>之風<sup>74</sup>、六時之行<sup>75</sup>法<sup>76</sup>、空<sup>77</sup>任<sup>78</sup>声<sup>79</sup>於紫蘭<sup>80</sup>之嵐<sup>81</sup>。但<sup>82</sup>慮<sup>83</sup>神明<sup>84</sup>之冥覽<sup>85</sup>、定<sup>86</sup>不<sup>87</sup>可<sup>88</sup>失<sup>89</sup>德<sup>90</sup>、人<sup>91</sup>倫<sup>92</sup>之迷<sup>93</sup>情<sup>94</sup>、争<sup>95</sup>可<sup>96</sup>知<sup>97</sup>靈<sup>98</sup>心<sup>99</sup>。早<sup>100</sup>示<sup>101</sup>現<sup>102</sup>將<sup>103</sup>来<sup>104</sup>之吉<sup>105</sup>凶<sup>106</sup>、託<sup>107</sup>宣<sup>108</sup>当时<sup>109</sup>之<sup>110</sup>眉<sup>111</sup>目<sup>112</sup>。社<sup>113</sup>僧<sup>114</sup>一<sup>115</sup>心<sup>116</sup>合<sup>117</sup>掌<sup>118</sup>、神<sup>119</sup>女<sup>120</sup>三<sup>121</sup>業<sup>122</sup>低<sup>123</sup>頭<sup>124</sup>而<sup>125</sup>致<sup>126</sup>祈<sup>127</sup>誓<sup>128</sup>之<sup>129</sup>处<sup>130</sup>、人<sup>131</sup>恨<sup>132</sup>融<sup>133</sup>于<sup>134</sup>神<sup>135</sup>、々<sup>136</sup>嗔<sup>137</sup>通<sup>138</sup>于<sup>139</sup>人<sup>140</sup>。依<sup>141</sup>有<sup>142</sup>夢<sup>143</sup>想<sup>144</sup>之<sup>145</sup>告<sup>146</sup>託<sup>147</sup>宣<sup>148</sup>之<sup>149</sup>聞<sup>150</sup>、憑<sup>151</sup>神<sup>152</sup>託<sup>153</sup>驚<sup>154</sup>示<sup>155</sup>現<sup>156</sup>。暫<sup>157</sup>不<sup>158</sup>顧<sup>159</sup>本<sup>160</sup>寺<sup>161</sup>之<sup>162</sup>嚴<sup>163</sup>制<sup>164</sup>、既<sup>165</sup>奉<sup>166</sup>動<sup>167</sup>末<sup>168</sup>社<sup>169</sup>之<sup>170</sup>神<sup>171</sup>輿<sup>172</sup>畢<sup>173</sup>。雖<sup>174</sup>然<sup>175</sup>任<sup>176</sup>御<sup>177</sup>寺<sup>178</sup>牒<sup>179</sup>之<sup>180</sup>趣<sup>181</sup>、奉<sup>182</sup>相<sup>183</sup>待<sup>184</sup>裁<sup>185</sup>報<sup>186</sup>之<sup>187</sup>左<sup>188</sup>右<sup>189</sup>、所<sup>190</sup>抑<sup>191</sup>留<sup>192</sup>神<sup>193</sup>明<sup>194</sup>之<sup>195</sup>上<sup>196</sup>洛<sup>197</sup>也。仍<sup>198</sup>返<sup>199</sup>牒<sup>200</sup>言<sup>201</sup>上<sup>202</sup>如<sup>203</sup>件<sup>204</sup>。

安元三年二月廿日 中宮衆徒等請文

トゾ書上タル。

【校異】 1 〈蓬〉「案二事情」<sup>1</sup>、〈静〉「安二事情」<sup>2</sup>。 2 〈蓬・静〉「聖供也」<sup>3</sup>。 3 〈蓬〉「非二神物」<sup>4</sup>。 4 〈蓬・静〉「更」なし。なお、〈蓬〉「故只有名無実」<sup>5</sup>、〈静〉「故只有名無実」<sup>6</sup>。 5 〈蓬〉「無有」<sup>7</sup>、〈静〉「無有」<sup>8</sup>。 6 〈蓬〉「云氏人」<sup>9</sup>、〈静〉「云氏人」<sup>10</sup>。 7 〈近〉「非」<sup>11</sup>。 8 〈蓬・静〉「権迹之」<sup>12</sup>。 9 〈蓬〉「奉」<sup>13</sup>。 10 〈蓬〉「閉」<sup>14</sup>、〈静〉「閉」<sup>15</sup>。 11 〈蓬〉「後榮之」<sup>16</sup>。 12 〈蓬〉「洪鐘」<sup>17</sup>、〈静〉「洪鐘」<sup>18</sup>。 13 〈静〉「小書きにせず」<sup>19</sup>。 14 〈蓬〉「慮 神明之冥覽」<sup>20</sup>、〈静〉「慮 神明之冥覽」<sup>21</sup>。 15 〈蓬・静〉「眉目」<sup>22</sup>。 16 〈蓬〉「一心合掌」<sup>23</sup>、〈静〉「一心合掌」<sup>24</sup>。 17 〈蓬〉「神女三業低頭而致二祈誓之」<sup>25</sup>、〈静〉「神女三業低頭而致二祈誓之」<sup>26</sup>。 18 〈蓬〉「融于神」<sup>27</sup>、〈静〉「融于神」<sup>28</sup>。 19 〈蓬〉「通于人」<sup>29</sup>、〈静〉「通于人」<sup>30</sup>。 20 〈蓬〉「依」<sup>31</sup>、有<sup>32</sup>「夢想之告託宣之聞」<sup>33</sup>、〈静〉「依」<sup>34</sup>、有<sup>35</sup>「夢想之告託宣之聞」<sup>36</sup>。 21 〈近〉「託」なし。 22 〈蓬〉「驚示現」<sup>37</sup>、〈静〉「驚示現」<sup>38</sup>。 23 〈蓬〉「既奉」<sup>39</sup>、動<sup>40</sup>「末社之神輿」<sup>41</sup>畢<sup>42</sup>、〈静〉「既奉」<sup>43</sup>、動<sup>44</sup>「末社之神輿」<sup>45</sup>畢<sup>46</sup>。 24 〈蓬〉「奉相待裁報之左右」<sup>47</sup>。 25 〈近〉「仰留」<sup>48</sup>。 26 〈近〉「ちうくうのしゆと等うけ文」<sup>49</sup>、〈蓬〉「中宮衆徒等」<sup>50</sup>、〈請文」<sup>51</sup>。

【注解】○倩案事情、白山妙理権現者、雖有敷地、併山門三千之聖供也。雖有免田、又当任没倒、非神物。故只有名更無実、白山宮は、敷地があるといつても比叡山の三千の衆徒の供料であり、免田があるといつても国司に没収されて神物ではない、したがってただ名があるだけで実がない、という。〈延・長〉「倩案事情、白山者、雖有敷地、是併三千聖供也。雖有免田、当任有名無実□」（〈延〉巻一七四ウ・七五オ。□は虫損。〈長〉「也」。「三千」は比叡山の衆徒の数を指す。『山家要略記』「山王院釈三千学侶事。三千学侶者、衆生之心数也」（『続天台宗全書』神道一・一六八頁）。『山王絵詞』巻十一第二段「叡山九院の霧の内にハ、僧侶三千の法味をかざり」（同前四五八頁）など類出。「当任」について、文治二（一一八六）年七月日「東大寺三綱等解案」に「国司触寺家、存理有紕定、是承前不易之例也、而当任檢非違所使去四月以後迄、昨今、…、連日無絶乱入寺領」『鎌倉遺文』一三三三とあるように、このような国衙を廻る紛争などの文書においては「当任」とは現任の国守を指す。以下、今回の焼き討ちの一件から離れ、白山の寺領の窮状を訴える内容が続く。梶原正昭は「この紛争の背後に、その所領をめぐっての争いが大きく絡まっていたことを推測させる」（二七二頁）とし、さらに『玉葉』安元三年四月十六日条が引く官符に「右白山僧侶、末寺焼失訴出来。被問子細之処、代々国領也。更非寺領、可有対決之由、頼所陳申也」とあることから、白山事件について「その本質においては本来国領であるべき土地の帰属をめぐっての国衙対衆徒の争い」であったと指摘する（二七三頁）。なお、田中文英によれば、当該記事は、史料の性格に問題があるとしても、白山大衆の行動の動機が、「大衆・神人・

寄人・荘民らの所領・田畠等の経済的權益を国衙権力の侵害から守り、かつ、中宮三社八院と教団組織の基礎を安泰ならしめることを目的とした、いわば経済的立場からの共同利益の擁護・追求にあった」（二九三頁）ことを示しているとする。これに対し、浅香年木は院の側近である西光に連なる師高・師経を権門勢力と捉え、「事件の本質は、あくまでも、権門勢力に対する衆徒・堂衆・神人集団の抵抗である」（二九三頁）と見る。○是以恒例之神事仏事、此時既断絶、以往之八講三十講、今正及闕退。随而近来無有参詣再拜之輩、不見帰敬奉幣之類、前文に記すように、経済的な事情により、儀礼も断絶して衰退し、参詣者も減少し崇敬されることもなくなったと歎く。〈延〉「依之、仏神事断絶顕然也。仍当年八講三十講、同以断絶。我山者是大悲権現、和光同塵之素意候。近来忝向拜之族、又以断絶。当此時深歎切也」（巻一七五オ、〈長〉「然者、仏神事断絶顕然也。仍当年八講、三十講、同以断絶。我山者大悲権現、和光同塵之素意候。近来参向拜社之族、又以断絶。当此時而深歎切也」（一八〇頁）。「八講」は法華八講。法華経を一日二座の四日間で講じる法云。「三十講」は法華経二十八品に開結二経を加え、三十日間で講じる法云。『白山之記』「新堂安置五部大乘経、十部法花経。安置純金三寸三所御体。於此堂夏衆等夏中勤不可勝計。六月不断法花経並八講等有之焉（思想大系『寺社縁起』三六五頁）。なお、黒田俊雄によれば、『三宮古記』などには、法華不断経田・大般若田・仁王講田など、仏神事田の名称や、三十講会の語が見出されることから、それらの仏神事事が、白山宮では恒常的に行われていたことが分かる（八四〇～八五頁）。○大悲和光之素意難測、三所垂迹之玄応失憲歟 〈延〉「我山者是大悲権現、和

光同塵之素意候(前項での引用部分に含まれる。卷一七五オ)、「**長**」**「我山者大悲権現、和光同塵之素意候」**(一八〇頁)。「**大悲**」(「**延・長**」では「**大悲権現**」は、**観音菩薩**のこと。白山本宮の本地は十二面観音とされた。『**白山之記**』「即号正一位白山妙理大菩薩、其本地十一面観自在菩薩」(日本思想大系『**神社縁起**』三六四頁)、「**白山七社本地垂迹事** 本宮(本地十一面観音、垂迹女神、御髻御装束如「**唐女**」(三三八頁)。「**和光**」は「**延・長**」と同様、**仏菩薩**が仮の姿となって衆生を救うこと。天台神道においてもしばしば用いられた。『**耀天記**』**山王事**「我彼国ニ光ヲ和、神ト現ジテ衆生ヲ利益センズルナリト」(『**神道大系**・**日吉**』七三頁)。「**三所**」は、本牒状が中宮衆徒の請文であることから中宮三社(中宮・佐羅・別宮。『**白山之記**』「**加賀下山七社、白山、金剣、岩本、三宮**(傍記「此号本宮四社」、中宮、佐羅、別宮、此号中宮三社也」三六七頁)と考えられなくもないが、すでに見たように、「**盛**」は本宮・中宮をあわせた**白山七社**の衆徒が事件に加わっており、ここでも**白山**の**三所権現**とみてよかろう。三所権現は、**妙理大権現・大己貴・別山大行事**の**白山三峰**に鎮座する神。『**白山之記**』「号白山：号高祖太明知：号別山大行事：此名白山三御山御在所」(三六四頁)。卷二十九「**白山権現垂迹**」においても、**泰澄**が**白山**の絶頂にて**妙理大権現**、左の嶺に登り**別山大行事**、右の峰に登り**大己貴**を拜し、「是ヲ白山三所権現ト申也」とする(四一八三頁)。白山観音菩薩の和光の御心は測りがたく、白山三所の垂迹の奥深いことは決まりがないのだろうか、の意。白山の衰退を歎いた後に、神の真意は測りたいとする。○**云寺僧云氏人、歎冥威之陵怠、悲権跡之衰微** 白山に仕える寺僧も氏人も、玄冥なる神の威信が衰えるこ

とを歎き、権現である神の験が衰えることを悲しんでいる。ここでの氏人は、寺僧に対して**白山諸社**に奉仕する人々を指す。「**陵怠**」は「**陵替**」と同じく、次第に衰える意。「**権跡**」は**権現**の顕す験であろう。嘉禄三年『**興福寺牒**』「**八幡大菩薩者、非尽非刻尊儀、来自鼈海之西、为仏為神、権跡顕于鳩岳之上**」(『**鎌倉遺文**』三六二五)。**○而奉戴神輿、所企推参也** (「**延**」)「**然者、奉振神輿、所企群参也**」(卷一七五オ)、「**長**」**「然者、奉振神輿、所啓参向也」**(一八〇頁)。右の**白山**の**所領・儀礼・信仰**の衰退を受けて、今回**神輿**を載き、**叡山**への**推参**を企てたのだと言う。○**痛哉神明閉扉、不見星宿之光、哀哉住侶迷道、永忘後榮之思** (「**延・長**」)「**永忘向後之榮**」(「**延**」卷一七五オ)。自分たちが行動を起こしたものの、神は扉を閉ざして**神威**を表さなくなり、星々の光も見えず**神の恩寵**を受けることもなくなった、**僧侶**は行くべき道も分からず、**向後の繁栄**への思いを忘れてしまっているという。「**神明閉扉**」は、『**春日権現験記**』卷二十一に「**今にあたりて垂迹のとぼそをとちて、本覚の城にかへらせ給に**」(神戶説話研究会『**春日権現験記絵注解**』二二八頁)とあるように、**垂迹神**としての**靈威**を示さなくなったことを言うのだろうか。○**五尺之供鐘、徒待響於松柏之風、六時之行法、空任声於紫蘭之風**(「**延・長**」)「**五尺之洪鐘、徒響黄昏之勤**」(「**延**」)卷一七五オ)。「**五尺之供鐘**」は大きな釣り鐘の意。故に、「**逢・静**」また「**延・長**」の「**洪鐘**」が正しい。『**白山之記**』「是号<sup>二</sup>筥笠中宮、本地如意輪也。…又七間<sup>二</sup>面講堂、本仏大日如来、五尺供鐘在<sup>レ</sup>之」(三六六頁)。「**六時**」は**昼夜**を六分した**念仏読経**の時刻。「**六時之行法**」は、**六時勤行・六時念仏**などのように、**昼夜**問わず**行**を繰り返すことを意味する。「**延**」

卷三「三百余歳ノ法灯挑グル人モナシ。六時不断ノ香煙モ絶ヤシヌラム」（二八ウ）。「松柏」と「紫蘭」を対で用いる例は未見だが、『和漢朗詠集』「菊」に「嵐陰欲暮 契松柏之後凋 秋景早移 嘲芝蘭之先敗」（旧大系一一五頁）と「松柏」と「芝蘭」の対句があり、ここでも「芝蘭」の可能性もあろう。五尺の洪鐘は、徒にその響きを松柏の風が吹く中待つばかりであり、六時の行法は、空しくその読経の声を紫蘭咲く秋の嵐に任せるだけである。儀礼の衰退している様を言う。

○但慮神明之冥覓、定不可失徳。人倫之迷情、争可知靈庇（延・長）

「誰明<sup>ニモ</sup>冥道之徳<sup>ヲ</sup>。在于人倫、迷癡之用深也」（延）卷一一七五オ）。

しかし思い測るに、神明は人々を御覧になっており、決してその徳を失っているはずはない、ただ人々に生じる迷いの心のために、神仏の靈心を知ることができないのだ、の意。だから、社僧らが一心に祈ったところ、天に通じたのだと続ける。○早示現将来之吉凶、託宣當時之眉目（給江登）。社僧一心合掌、神女三業低頭而致祈誓之処、人恨融于神、々噴通于人（延）「蓋<sup>ニ</sup>全現将来<sup>ノ</sup>吉凶<sup>ノ</sup>哉」（七五オ）、（長）「蓋<sup>ニ</sup>全示現将来<sup>ノ</sup>吉凶<sup>ノ</sup>哉」（一一八〇頁。赤間神宮本「蓋」の右に「蓋」と傍書。「蓋」は「蓋」の俗字）。「早く行く先の吉凶をお示しになり、今回の一件についての名譽を守る言葉をお告げ下さい」と、社僧は一心に合掌し、巫女は身口意をもって低頭し、祈誓したところ、人々の恨みが神に届き、神の怒りが人々に通じた、の意。「眉目」は、校異15の（蓬・静）に見るように「びぼく」か。『色葉字類抄』に「眉目ヒホク」（ヒ覺字・四四五頁）、『邦訳日葡辞書』に「Bibou:ヒボク（眉目） Membou（面目）に同じ。名聲、よい評判。」（五五頁）とある。面目の意。『公請表白』翌日仰源羽林並相（通親、藤左少丞（兼光））、

被召說法之草案、觀感殊深故云々、雖無恩賞、似有眉目」（安居院唱導資料纂輯（二六））調査研究報告一七（一九九六・3）一一三頁）。「神女」は、校異17の（蓬・静）に見るように「しんぢよ」か。『邦訳日葡辞書』に「Xingio. シンヂョ（神女） Cami, yonna.（神女）神（Cami）、あるいは、偶像の位に達した女」（七七〇頁）とある。「女性」の神。めぐみ。天女（（日国大））であるが、ここでは「社僧」と対になっているので、神に仕える女の意か。（盛）「禰宜友実ヲ八王子ノ拜殿ニ昇入テ、社官神女等手ヲ叩声ヲ挙テ、関白殿ヲ呪咀シケルコソ、聞モ身ノ毛豎ケレ」（一一三九頁）。「低頭」は、（蓬・静）が「ていづして」とする（校異17）。他、「ていとうして」や「頭を低れて」の可能性も考えられる。文明本『節用集』に「低頭<sup>テイトウ</sup> 稽首義也」（左訓「タル、ヒキシ・カウベ」、テ態云・七三三）、『落葉集』に「低<sup>テ</sup>ひきし（略）一頭」（「低」字左訓「うなたる」、）、「頭」字左訓「かしら」、七五頁）。○依有夢想之告託宣之間、憑神託驚示現（延・長）「權現之御示現、在之」（延）卷一一七五オ）。夢想や託宣によるお告げがあったので、神託を願ひ、神の示現を知るに至った、の意。これまで夢想や託宣の記述はなかったが、今回の御輿動座は神の意志によるものであることを示す。○暫不顧本寺之嚴制、既奉動末社之神輿畢（延・長）「然則、不<sup>シテ</sup>拘<sup>ル</sup>制法<sup>ニ</sup>、既<sup>ニ</sup>合附<sup>ル</sup>敦賀津<sup>ニ</sup>」（延）卷一一七五オ）。「本寺之嚴制」は、延暦寺が白山末寺の神輿の動座を控えるよう指示したこと。具体的には、安元二年七月に白山衆徒が寺官を延暦寺に遣わしたところ「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。許容ニ及ズ」（盛）一一二〇九〜一一二〇頁）と相手にされず、それでも神輿の動座に踏み切ったことを指す。この時衆徒は敦賀

に至っており、〈延・長〉も同じ内容を指すと見てよからう。○雖

然任御寺牒之趣、奉相待裁報之左右、所仰留神明之上洛也。仍返牒

言上如件 〈延・長〉「任御寺牒之状」、止神輿上洛之儀<sup>ヲ</sup>、可待御裁

報<sup>ノ</sup>之状、如件」(〈延〉卷一七五オ)。〈延・長〉も同意。本山の指

示に従わず神輿を動座し敦賀まで至ったが、この度の「上洛の儀を止

めて御裁下を待つべし」との牒状に従い、御裁報の結果を待ちし、

神輿の上洛を抑え留めますとの意。請文の前に記された〈盛〉の独自

異文「先捧返牒且ク可待裁許」にも合致する。鈴木彰は、こうし

た記述のあり方から、叡山からの寺牒には、「神輿上洛をとどめ、後

白河院の「御裁報」を待てという内容であったらう。加えて、この

頃後白河院は熊野参詣中であつたらしいことをも勘案すれば、後白河

#### 【引用研究文献】

\* 浅香年木『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版社一九八一・12)

\* 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面―白山事件の場合―」(国語と国文学、一九八三・4)

\* 梶原正昭『平家物語』の一考察(一)―「鹿の谷」と白山事件―」(『軍記文学の位相』汲古書院一九九八・3)

\* 黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史』第三卷、通史編一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10再録。

引用は後者による)

\* 鈴木彰『平家物語』における〈白山事件〉―文書の活用と事件像の創出―(『文学』3―1、二〇〇二・1)。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による)

\* 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(『日本史研究』三五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6再録。引用は後者による)

此上ハ山門ノ衆徒登山シヌ。其後神明ノ旅宿、訴訟ノ遲怠心元ナシトテ、中宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・1 仏光等ノ骨張ノ輩六人、同廿八日ニ坂本ニツキ、同廿九日ニ登山シテ、西塔院谷、千光院ノ助公貞寛ガモトヲ宿房トシテ、子細ヲ訴申間、貞寛<sup>三</sup>、満山三塔ニ披露シケレバ、

院の「御裁報」を鍵とするやりとりである以上、延慶本に載せられな

かった「御寺牒」は、当時院が洛中に不在であるという事情を踏まえ

ていて然るべきでもあらう」(三六頁)とする。○安元三年二月廿

日 中宮衆徒等請文 〈延・長〉「安元三年二月廿日 衆徒等」(〈延〉

卷一七五オ)。以上の牒状について安藤淑江は、「盛衰記所収の牒状

では対句の構成がはっきりと認められるが、延慶本のものでは対句に

なっていない」、「延慶本所収の牒状が盛衰記に見えるような牒状の字句

を用いつつ対句を崩して簡略化している」と考えるが(四六頁)、〈延

全注釈〉が指摘するように「〈延・長〉本文の問題は書写に伴う誤脱

というレベルではなく、わざわざこのように崩したとする理由も考え

にくい」(巻一四二八頁)とするべきだらう。

大衆<sup>3</sup>度々蜂起シテ<sup>4</sup>衆議スル処ニ、三月九日<sup>5</sup>被<sup>6</sup>下院宣ニ云、

加賀国<sup>6</sup>温河焼失事

右<sup>7</sup>非白山々門之末寺<sup>8</sup>之由、在<sup>8</sup>行雖令<sup>8</sup>申、大衆<sup>9</sup>強訴申由、依<sup>9</sup>令<sup>9</sup>申給、目代師<sup>10</sup>經可<sup>10</sup>被<sup>10</sup>行<sup>10</sup>罪科<sup>10</sup>。抑依<sup>11</sup>大衆之<sup>11</sup>語<sup>11</sup>号<sup>11</sup>末寺<sup>11</sup>、致<sup>12</sup>無道濫訴<sup>12</sup>、恣<sup>12</sup>動<sup>12</sup>神輿<sup>12</sup>欲<sup>12</sup>企<sup>12</sup>參洛<sup>12</sup>。惡僧張本<sup>13</sup>一人<sup>13</sup>南陽房明惠<sup>13</sup>、聖道房坐蓮<sup>13</sup>、慥令<sup>14</sup>召進<sup>14</sup>、可<sup>15</sup>被<sup>15</sup>尋<sup>15</sup>問子細<sup>15</sup>者也。依<sup>16</sup>御氣色<sup>16</sup>上啓<sup>16</sup>如<sup>16</sup>件。

三月九日

17 右京大夫泰経

謹上<sup>18</sup>山座主<sup>18</sup>僧正御房

トゾ<sup>19</sup>有<sup>19</sup>ケル。寺官依<sup>20</sup>貫首ノ<sup>20</sup>御下知、一山三院ニ披露シケレ共、是ヲ用<sup>20</sup>ズ。則其夜<sup>21</sup>大三講堂ノ庭ニ、三塔会合シテ僉議シテ云、「<sup>21</sup>上之<sup>21</sup>為<sup>21</sup>上依<sup>22</sup>下之崇敬<sup>22</sup>、下之為<sup>22</sup>下守<sup>22</sup>上之威応<sup>22</sup>。千里駒<sup>23</sup>非<sup>23</sup>母不<sup>23</sup>行、揚<sup>24</sup>宝雀離<sup>24</sup>母不<sup>24</sup>飛云事アリ。然者末社ノ訴詔<sup>25</sup>不<sup>25</sup>可<sup>25</sup>疎、末寺ノ僧侶不<sup>26</sup>可<sup>26</sup>苟<sup>26</sup>。末寺トシテ既ニ本山ヲ憑<sup>27</sup>、本山争<sup>27</sup>末寺ヲ棄<sup>27</sup>ン。就中神輿旅宿ニ御座<sup>28</sup>。空本社ニ還御アラバ、白山面目ヲ失、神慮尤難<sup>28</sup>測。早本末力ヲ<sup>29</sup>ニシテ、神輿ヲ迎エ奉<sup>30</sup>リ、仏神威ヲ垂給<sup>30</sup>ハ、豈無<sup>31</sup>裁許<sup>31</sup>哉<sup>31</sup>ト云ケレバ、尤々<sup>32</sup>ト同ジケリ。

【校異】 1 〈近〉「ぶつくはとうの」、「蓬」<sup>33</sup>「仏光等」の。 2 〈蓬〉「満山三塔に」。 3 〈近〉「どく」、「蓬」一度々。 4 〈近〉「しゆきする」、「蓬」衆儀する、〈静〉「衆儀する」。 5 〈蓬〉「被<sup>34</sup>下院宣ニ云」。 6 〈近〉「うかは」。 7 〈近〉「はくさんはさんまんのまつしにあらざるのよし」、「蓬」非<sup>35</sup>白山々門之末寺之由。 8 〈近〉「申せしむといへとも」、〈蓬〉「雖<sup>36</sup>令<sup>36</sup>申<sup>36</sup>」。 9 〈近〉「しるてうたへ申よし」、〈蓬〉「強訴申由」、〈静〉「強訴申由」。〈底〉「強許申由」を改める。 10 〈近〉「申せしめ給ふにて」、〈蓬〉「依<sup>37</sup>令<sup>37</sup>申給<sup>37</sup>」、〈静〉「依<sup>37</sup>令<sup>37</sup>申給<sup>37</sup>」。 11 〈近〉「こに」、〈蓬〉「語<sup>38</sup>」、〈静〉「語<sup>38</sup>」。 12 〈近〉「ぶたうの」、〈蓬〉「無道」。 13 〈近〉「あくそうのちやうばん」、〈蓬〉「惡僧張本」、〈静〉「惡僧張本」。 14 〈近〉「なんやうばうのみやうゑ」、〈静〉「南陽房明惠」。 15 〈近〉「しやうたうばうのぎ」、〈蓬〉「聖道房坐蓮」、〈静〉「聖道房坐蓮」。 16 〈近〉「しさいをたつねきかるへきものなり」、〈蓬〉「可<sup>39</sup>被<sup>39</sup>尋<sup>39</sup>問子細<sup>39</sup>者也」、〈静〉「可<sup>39</sup>被<sup>39</sup>尋<sup>39</sup>問子細<sup>39</sup>者也」。 17 〈近〉「うきやうのたいぶやすつね」、〈蓬〉「右京大夫泰経」。 18 〈近〉「そうしやうの御ばう」、〈蓬〉「僧正御房」。 19 〈静〉「ありけり」。 20 〈近〉「御げちに」、〈蓬〉「御下知に」、〈静〉「御下知」。 21 〈近〉「かみのかみたるはしものそうきやうによる」、〈蓬〉「上之<sup>40</sup>為<sup>40</sup>上<sup>40</sup>依<sup>40</sup>下之崇敬<sup>40</sup>」、〈静〉「上之<sup>40</sup>為<sup>40</sup>上<sup>40</sup>依<sup>40</sup>下之崇敬<sup>40</sup>」。 22 〈近〉「しものしもたるは」、〈蓬〉「下之<sup>41</sup>為<sup>41</sup>下<sup>41</sup>」、〈静〉「下之<sup>41</sup>為<sup>41</sup>下<sup>41</sup>」。 23 〈近〉「つねにゆかさるにあらす」、〈蓬〉「非<sup>42</sup>母不<sup>42</sup>行」、〈静〉「非<sup>42</sup>母不<sup>42</sup>行」。〈底〉「非每不行」については、当該注解参照。 24 〈近〉「ほうしやくのあかりは、をはなれてとはすと」。〈蓬〉「揚<sup>43</sup>宝雀離<sup>43</sup>不<sup>43</sup>飛<sup>43</sup>と」とし、「雀」の後に補入符あり。右に「母」を傍書。 25 〈近〉「うとかるへからす」、〈蓬〉「疎<sup>44</sup>すへからす」、〈静〉「疎<sup>44</sup>すへからす」。 26 〈蓬〉「僧侶」の後に「僧侶」が良い。 27 〈近〉「なかんつく」、〈蓬〉「就<sup>45</sup>中<sup>45</sup>」、〈静〉「就<sup>45</sup>中<sup>45</sup>」。 28 〈近〉「むなし」とし、「と」に二重縦線を施す。右に「く」を傍書。

29 〈近〉「ひとつに」。30 〈近〉「ぶつじん」、〈蓬〉「フナシ」。

【注解】○此上ハ山門ノ衆徒登山シヌ… 本節・次節は〈盛〉の独自記事。〈延・長〉とは大きく異なる。すなわち、〈盛〉では先の牒状にあったように、白山中宮の大衆等は、裁報を待ち神輿の上落を控える旨返答したため、本山の大衆達は、叡山に戻った。しかし、裁報を待ちきれずに白山中宮の大衆六名が登山し子細を訴えたところ、山門大衆が僉議する。そこに院宣が到来したものの、その内容を受け入れずに、山門は白山神輿を迎え入れることを決定する。対して〈延〉では、使者がこの白山衆徒の牒状を持って叡山に帰った後に重ねて使者が訪れ、熊野詣の院が帰洛後に上落すべしということで、神輿を奪取し金崎観音堂に入れたものの、白山衆徒がこれを盗み取り、進路を変えて東坂本に至ったとする。それを受けて山門で僉議があり、末社白山の神輿を受け入れることとなり、日吉社に早松の神輿を安置することとなったとする。なお、〈長〉も〈延〉に類似するが、重ねての山門の使者の件は記さず、白山衆徒は、山門からの返答が遅いため密かに山門衆徒により固められていた神輿を盗み出したとする。このように〈延・長〉では、山門は白山の神輿受け入れに消極的で、両者の間に速やかな合意がなく、白山衆徒によって強引に神輿が運び込まれているが、〈盛〉では白山衆徒の積極的な行動により、山門も院宣に靡くことなく、抵抗なく神輿を受け入れることとなっている。これは次節の神輿渡御の際の靈験を〈盛〉が描く一方、〈延・長〉が描かないことも関わるだろう。なお、〈延〉は神輿を金崎観音堂に押し籠めたとする記事を七四ウと七五ウに重複して記す。安藤淑江は、これを〈延〉が二つの資料を接合したために、接合部分に起こった記事の重複とする（四二

頁）。これに対して、鈴木彰は、最初に観音堂に神輿を入れた主体は、敦賀中山で進行を阻止された白山衆徒で、神輿を阻止した山門大衆はそのまま中山に滞在した。その白山衆徒のもとに「重テ」山門の使者が来て、熊野詣の院が帰洛後に上落せよと言って神輿を奪い取り、金崎観音堂に入れて守護したと解する。この後白山衆徒は、神輿を盗み取って叡山に向かうが、その際山門大衆のいる敦賀の中山を避けて別ルートから叡山に向かったと解せば、〈延〉が不整合をきたしているとはみながたいと考える（四二～四三頁）。一方、〈延全注釈〉は、本来一つの記事を、誤って二箇所記してしまったもので、後者の記事は前々段の位置にあるべき記事かとする。但しそうした問題点は、安藤の言うように、依拠資料の相違という視点では必ずしも説明できず、検討の余地があるとする（巻一―四三四～四三五頁）。いずれにせよ〈盛〉に比して、〈延〉の叙述はスムーズに理解しがたいものとなっている。○神明ノ旅宿、訴詔ノ遅怠心元ナシトテ 神輿が動座の途次であり、訴訟の返事が遅いために足止めを余儀なくされて、待ちきれないの意。後にも「神輿旅宿ニ御座」とある。返牒を送ったものの、待ちきれずに白山中宮大衆の代表が叡山に向かうこととなる。○中宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・仏光等ノ骨張ノ輩六人 各人の系譜等いずれも不明。先に「涌泉寺喧嘩」で「八院三社ノ衆徒ノ張本ニ、智積、覚明、法台、金台、学円、仏光寺ノ宗人ノ大衆三千余人」としてあげられていた六名に対応するだろう。当該注解参照。骨張は「もつとも強く主張すること。また、その人」（日国大）で「張本」に近い。

○西塔院谷、千光院ノ助公貞寛ガモトラ宿房トシテ 西塔には北谷・

南谷・東谷などがあつたが院谷については不明。九院の一つで西塔にあつた西塔院と混乱があるか。千光院は比叡山西塔の諸堂の一。『叡岳要記』下「千光院 仁和天皇御願。宇多天皇御灌頂之砌也。延最院主建之。阿闍梨五口。静観僧正奏」（群書一四一五四六頁）。『今昔物語集』卷十一第二十八「今昔 智証大師、比叡ノ山ノ僧トシテ、千光院ト云フ所ニナム住給ヒケル」（新大系3一七六頁）。『同』卷十三第三四「而レバ、西塔ノ千光院ニ浄観僧正ト云フ人有ケリ」（新大系3一二〇六頁）。ここに言う浄観は正しくは「静観」、千光院を建立した延最の弟子増命のことで、延喜六年（九〇六）に天台座主に任ぜられ、千光院座主と称した。助公貞寛は不明。助公は人名ではなく職名などの可能性もあるか。○三月九日被下院宣云 白山衆徒の要望を受けて叡山大衆が議論しているところに院宣が届く。この院宣は〈盛〉にしか確認されない。安元三年（一一七七）三月九日に院宣が出されたという史実も不明。安藤淑江は、『玉葉』安元三年二月一日条に、「法皇自六日始精進、可下参詣熊野給云々」とあり、治承二年の熊野詣の日程から類推すると、今回の熊野詣の出立は二月十一日頃、帰洛は三月五日頃になるとする。九日に院宣が出されたとする設定とは矛盾しない（四三〜四四頁）。『顯広王記』三月九日条に「内大臣院参」とあり、この時院が京にいたのは確かであり、熊野からの帰洛後、院宣が出されたということになる。対して諸本には院宣のことがなく、〈延〉では、院の帰洛を待つて白山衆徒の訴訟が奏聞されたことが示されている。この院宣では、目代師経を処罰するもの、大衆が語らって、末寺と号して神輿を動かしたとして、張本人二名の引き渡しを要求している。安藤淑江は「白山神輿の上洛を、山門大衆の

教唆によるもの」としていることに注目し、「後に、白山事件の責任を一人座主明雲に負わせ、白山衆徒に対してはその責めを問わない朝廷の姿勢と共通のものである」とする（四三三頁）。また、『玉葉』所収の白山事件に関連する座主宛院宣の奉行者も高階泰経であることなどから、擬作とすべき根拠はなく、他の文書と共に「いずれも、延暦寺及びその周辺を出どころとして想定できる」（四六頁）とする。しかし、この院宣で白山衆徒の責任に触れないのは、国衙・朝廷・院側は湧泉寺（あるいは白山中宮か。次々項参照）は山門の末寺に非ずという立場を取っているからであり、院にしてみれば、天台座主に向けての院宣で、白山についての責任を論じることがあり得ない。座主に向けて問うのは神輿の「参洛」を企てていることの責任である。この院宣を拡大解釈して、後の明雲への責任問題とは結びつけて論じることができない。○加賀国温河焼失事 発端となった湧泉寺の一件について、〈延〉などでは「宇河ト云山寺ニ」（卷一一七二オ）としていたが、〈盛〉では「涌泉寺」と寺名しかなかったため、ここで「温河」の地名が突然現れることになる。「温河」は諸本にいう「宇河」「鶴川」の「ウカハ」に該当するが、佐々木紀一が指摘するように、〈四〉に「湯河云々所有、出湯、米沢本に「温川ト云山寺アリ」のように「湯河」「温川」の表記もある（二六頁）。また訓みについても、大前神社本に「温河へ押寄テ」とある一方で（佐々木三三五頁）、両足院本に「湯河ニ押寄テ」とある（佐々木二六頁）。佐々木は「温」と「湯」と通用していたと判断できることから、「ユカハ」と訓じた可能性も指摘する。○右非白山々門之末寺之由、在庁雖令申 語順からすると、「涌泉寺が白山や山門の末寺ではない」とのことを、加賀国の官人が申し伝えた

のにも関わらず」の意。あるいは語順を無視して、「白山は山門の末寺ではないとのこと……」と取るべきか。寺社の本末関係については、正式には朝廷の裁許が必要とされた。たとえば越前白山(平泉寺)が延暦寺末寺となった経緯について、『百練抄』久安三年(一一四七)四月七日程「天台僧綱以越前白山可為延暦寺末寺之由訴申(無裁許)」、五月四日程「覺宗入滅之後、以白山可為延暦寺末寺之由被仰下」、『台記』久安三年四月七日程「衆徒欲領白山(年来、權僧正覺宗、依院宣領之)。今夕、彼寺僧綱十二人(座主以下)参院請領之。依所請無理、不許之云々」が知られるが、この頃加賀の白山も延暦寺と本末関係になったとされる(黒田俊雄二四七頁)。ただし、白山本宮・中宮はそれぞれ独自に延暦寺と本末関係を結んでいたであり、「加賀馬場の最高統轄者であった惣長吏を経ずに、中宮を中心とした勢力(中宮・別宮・佐羅宮のいわゆる中宮三社)は独自に叡山と交渉を行っていた」(竹森靖)と考えられている。本文を「白山は山門の末寺ではない」と読めば、この時点で国衙が白山と山門の本末関係を正式に認めていなかったことになり、「涌泉寺が白山や山門の末寺ではない」と読めば、この時点で涌泉寺と延暦寺あるいは白山中宮との本末関係は、仮に当事者間では了解済みでも、正式な裁許を受けていない関係であったということになるか。いずれにせよ、院宣ではこの後、本末関係が認められないのに、山門大衆の語らいにより道理に外れた訴えがなされたと指摘する。○大衆強訴申由、依令申給、目代師經可被行罪科「大衆強訴申すの由、申さしめ給ふにより、目代師經罪科行はるべし」。山門の大衆が強訴をすると言っているので、目代の罪科を行うことにしましたの意。本文にあるよう

に「骨張ノ輩」六人が登山したのは先月二十九日、おそらくすぐに「満山三塔」に披露し、大衆が「衆議」し、「参洛」が決定されたであろう。その状況が何らかの情報経路ですぐさま院に伝わり、院中で対策を議論し「去晦日、依山僧訴加賀目代師恒被配流備後国了」(玉葉)四月二日程)とあるように目代処分が決定されたのが「晦日」のこと、院宣は三月九日付けで発給されたという時間経過をたどることができ、辻褄はあう。○抑依大衆之語号末寺、致無道濫訴、恣動神輿欲企参洛 山門大衆の語らいにより、山門の末寺だと称して、道理に外れた訴えをし、勝手に神輿を動かし上洛を企てようとした、の意。なお、田中文英は、今回の大衆の嗾訴は、訴訟の所定の手続きを経ないで朝廷に強圧をかけて要求を押し通そうとするものであるから、「濫訴」であるが、院・撰関らの権門による国政運営と王法仏法相依の国家体制を前提として、師高・師經の処分という具体的な裁断を要求するものであったと考える(九二頁)。「無道」は「近」「ぶたうの」(蓬「無道」(校異12)。古本『節用集』類の多くが「ぶたう・ぶだう」の読みを載せるが、「むだう」を挙げるものもある。易林本『節用集』に「無礼」(フ言辭・五一〇頁)、「無辺」(略)、「道」(ム言辭・四六九頁)。○悪僧張本二人(南陽房明恵・聖道房坐蓮)二名ともに不明。白山の張本六名の中にも名前がなく、前述のとおり、この院宣では山門大衆の強訴を問題視しているところからすると、叡山側の悪僧とみなされるか。ただし、初出の両名が山門の悪僧の張本として挙げられるのは唐突の感がある。○右京大夫泰経 高階泰経は卷三「澄憲祈雨」に既出。本全釈一〇一七九頁「大藏卿泰経ニ仰ケルハ」項参照。後白河院の院司として活躍した。(補任)によれば、安元二

年（一一七〇）十一月五日「伊予守兼右京大夫」治承三年（一一七九）十二月十七日「解却右京大夫・大藏卿・伊予守」とあり（一一五〇四頁）、安元三年時点では右京大夫であった。安藤淑江が指摘するように、「養経は、『玉葉』所収の白山事件に關連して座主に宛てられた、四月十四日付け、同十六日付けの二通の院宣の奉行者でもあった」（四四四頁）。○山座主僧正御房 この時の座主は明雲。先に「当時ノ貫主明雲僧正」（一一二五頁）とあった。○是ヲ用ヌ 「一山三院」すなわち叡山三塔中の大衆に諮ったが、院宣を受け入れなかった。師経のみで師高が処分されないことか、あるいは張本二名を差し出すことか、院宣のどの文言に不満があったのかは不明。この後、次段で「山門大衆奏状ヲ捧テ、国司師高ヲ被流罪、日代師経ヲ可被禁獄ニ由度々奏聞ニ及ケレ共」（一二二四頁）と、師高・師経の処分を求める奏状を出すことになる。○則其夜大講堂ノ庭ニ、三塔会合シテ僉議シテ云… 大講堂は、天長元年（八二四）に初代座主義真によって創建された東塔の講堂。『叡岳要記』上「大講堂供養（天長元年九月三日）檀主尊太上天皇」（群書二四一五―一八頁）。「大講堂ノ庭」で、大衆による僉議などがしばしば行われたことは、巻五「山門落書」に「大講堂ノ庭ニ会合僉議シケルハ、前座主ヲ中途ニシテ奉取留事…」（一一三二―一頁）等、用例多数。〈盛〉はここで三塔の会合があり、白山神輿を迎え入れることが決議されるが、〈延・長〉では山門の許可なく白山衆徒が神輿を強引に日吉に持ち込んだため、そこで三塔による会合が開かれ、神輿を迎えることになる。次段参照。○上之為上依下之崇敬、下之為下守上之威庇 典拠不明。上の者が上にいられるのは、下の者がこれを崇敬しているからであり、下の者が下におさま

ているのは、上の者の威光が及ぶことを尊重しているからだ。本寺である叡山と、末社である白山の関係を説く。○千里駒非母不行、揚宝雀離母不飛 〈底〉「非每不行」とするが「非母不行」の誤り。〈近〉「つねにゆかさるにあらず」は〈底〉のような誤字を訓読したのでらう。〈名義抄〉に「毎 ツネニ」（二四〇頁）とある。遠藤光正が前項の句と共に、上句の出典も不明とし、下句は『続齊諧記』の「楊宝黄雀」を典拠としたものであるうか。また『蒙求』巻中の「楊宝黄雀」の項も、この『続齊諧記』を引いて採録している」（二五頁）とするように、『蒙求』「楊宝黄雀」の注に、「続齊諧記、楊宝年九歳時、至華陰山北、見一黄雀為鷓鴣所搏墜於樹下、為螻蟻所困。宝取之以歸。置巾箱中、唯食黄花、百余日毛羽成、乃飛去。…」（新釈漢文大系下―五六四頁）とある。漢籍にはしばしば引かれ、他に『搜神記』卷二十や、宋代では祝穆『古今事文類聚』別卷卷三十一などでも知られる。『蒙求和歌』第三「楊宝黄雀」によって故事を引く。「後漢ノ楊宝七歳ニシテ、花山ノ内ニ行テ、一ノ黄ナル雀キズヨカブリテ、アリニツカマレタルヲミル。楊宝アハレミテトリテ家ニカヘリヌ。ハコノナカニ入テカフ。五穀ヲ不食。黄花ノ藥ヲトリテカヒヤシナヒテ、十日ヲスギテキズイエニケリ。アシタニサリテ、ヨハニキタリテ、ハコノソコニトマルコトヤ、ヒサシ。後ニ変ジテ黄衣少年ノ人トナリテ、白環一雙ヲモチテキタリテ、楊宝ニアタヘテ云ク、コノタマヲタクハヘテ、ナムヂ子孫ヲカサネテ三公トナルベシト云テサリヌ。後ニタガフコトナシ」（統群書十五上―八九頁）。楊宝が、一羽の雀が梟に打たれて樹下に落ち螻や蟻に苦しめられているのを見て持ち帰り、菊花を食べさせると羽が整い飛び去った。その夜にこの雀が童子とな

て現れ、自分が西王母の使者で、楊玉の子孫は三公に登るであろうと言い、果たしてそのとおりになった。また遠藤も指摘するように、『十訓抄』一ノ四に「しかのみならず、楊玉は黄雀の病をたすけて、その報をうけ、孔愉は白亀の命を生けて、かの酬いを得たり」（新編日本古典文学大系三二頁）とある。他に、『金玉要集』「彼黄雀帰林含珠酬楊玉之恩、白亀赴波造印謝毛宝之徳」（『磯馴帖〈村雨篇〉』和泉書院二〇〇二・7、一四二頁）や、『三國伝記』巻八―十四「後漢楊玉黄雀ヲ飼助事」（中世の文学、下―九九頁）等に見られる。しかし、これらはすべて動物の報恩を説く説話として引かれているのに対

【引用研究文献】

- \* 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面―白山事件の場合―」（国語と国文学、一九八三・4）
- \* 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）（『東洋研究七七、一九八六・1』）
- \* 黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」（『石川県尾口村史 第三巻通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10所収。『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による）
- \* 佐々木紀一『平家物語』「鶴川合戦」・「御輿振」の史的問題若干（山形県立米沢女子短期大学紀要四八、二〇二二・12）
- \* 鈴木彰『平家物語』における〈白山事件〉―文書の活用と事件像の創出―（『文学』3―1、二〇〇二・1）。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による）
- \* 竹森靖「中世白山宮の成立と支配構造」（北陸史学三二、一九八二・11）
- \* 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（『日本史研究』三五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6再録。引用は後者による）

して、〈盛〉では山門と白山の本末関係の譬えとして、単に子供が母から離れられない例として引かれている点が異なる。○末社ノ詭詔不可疎、末寺ノ僧侶不可苟（延・長）では、強引に神輿を持ち込んできた白山衆徒に対して、山門衆徒が僉議する場面で、類似の表現がなされる。「末社ノ神輿不疎」、本社権現ノ如シ。末寺ノ僧不賤」、本山ノ大衆ニ同ジ」（『延』巻一―七六オ）。次節の注解「十四日ノ子時ニハ、客人ノ宮ノ拜殿へ奉入：」項参照。○就中神輿旅宿ニ御座白山の神輿は、敦賀の津の北端にある金崎の観音堂に納められていた（1―二五頁）。

仏光以下ノ輩悦テ、十一日ニ山ヲ立テ、十二日ニ敦賀津ニ著。僉議ノ趣披露シケレバ、白山ノ衆徒等勇悦テ、十三日ニ神輿ヲ奉レ出、<sup>1</sup>荒智ノ中山立越テ、<sup>2</sup>海津ノ浦ニ著給フ。是<sup>3</sup>ヨリ御舟ニ召テ海上ニ浮給ヘリ。或ハ浜路ヲ<sup>4</sup>歩大衆モアリ、或ハ波路ヲ<sup>5</sup>分ル。神人モアリ。比叡<sup>6</sup>トノ神主ガ夢ニ見タリケルハ、<sup>7</sup>戸津・比叡<sup>8</sup>トノ浦ニ、イミジク飾尋常ナル<sup>9</sup>船七艘有、日中ナルニ篝ヲ燃ス。<sup>10</sup>舟ゴトニ狩衣ニ玉櫛アゲタ

ル者<sup>9</sup>ノ、北へ<sup>10</sup>向テ<sup>11</sup>舟ヲ<sup>12</sup>漕。「イカナル人ノ<sup>12</sup>御物語ゾ」ト問バ、「白山権現ノ神輿ノ御上洛之間、御迎ニトテ山王ノ出サセ給御舟也」ト申。角云者ノ姿ヲミレバ、身ハ<sup>13</sup>人、面ハ猿ニテゾ有ケル。打驚タレバ汗身ニアマレリ。不思議ヤト思<sup>14</sup>立出テ四方ヲ見渡セバ、<sup>15</sup>此山ヨリ黒雲一叢引渡、<sup>16</sup>雷電<sup>17</sup>ヒビキテ<sup>18</sup>氷ノ雨フリ、能美ノ山ノ峰ツゞキ、塩津、海津、伊吹ノ山、<sup>19</sup>比良ノ裾野、和爾、片田、<sup>20</sup>三三三、<sup>21</sup>比叡山、唐崎、志賀、三井寺ニ至マデ、皆<sup>21</sup>白平ニ雪ゾ降。十四日ノ<sup>22</sup>子時ニハ、<sup>23</sup>客人ノ宮ノ<sup>24</sup>拝殿へ奉<sup>25</sup>入。客人ノ神明ハ<sup>25</sup>金ノ扉ヲ押開、早松ノ明神ハ錦ノ帳ヲ巻揚テ、御訴詔ノ有様御物語モヤ有ラント、身ノ毛<sup>26</sup>堅テゾ覚ケル。<sup>27</sup>三千ノ衆徒踵ヲ継、<sup>28</sup>礼拝袖ヲゾ列ケル。係リケレバ、<sup>29</sup>山門大衆奏状ヲ捧テ、<sup>30</sup>国司師高ヲ被<sup>31</sup>流罪、<sup>32</sup>目代師経ヲ<sup>31</sup>可<sup>32</sup>被<sup>32</sup>禁獄之由度々奏聞ニ及ケレ共、更ニ御裁許ナカリケリ。太政大臣<sup>33</sup>已下サモ<sup>34</sup>可<sup>35</sup>然公卿<sup>34</sup>殿上人、哀トク御裁許有ベキ物ヲ。<sup>35</sup>山門ノ訴訟ハ昔ヨリ<sup>36</sup>ニ異也。大藏卿<sup>36</sup>為<sup>37</sup>房、<sup>37</sup>大宰卿<sup>38</sup>仲卿ハ、<sup>38</sup>朝家ノ<sup>39</sup>重臣也シカ共、大衆ノ訴訟ニ<sup>40</sup>依テ被<sup>41</sup>流罪一キ。況<sup>42</sup>師高<sup>41</sup>師経等ガ事ハ、物ノ数ニヤ有ベキ。子細ニ及<sup>43</sup>事也」ト、<sup>42</sup>内々ハ私語申ケレ共、言ニ<sup>44</sup>顯テ奏聞ノ<sup>43</sup>人ナシ。理ヤ、<sup>44</sup>大臣重<sup>45</sup>禄不<sup>46</sup>諫、<sup>45</sup>小臣畏<sup>46</sup>罪不<sup>47</sup>言、<sup>46</sup>下ノ情不<sup>47</sup>通<sup>48</sup>上、此患之<sup>48</sup>大也ト云事アリ、去<sup>49</sup>バ各口ヲ閉タリケル。

【校異】 1 〈蓬〉「あらしの中山も」とし、「も」字に見せ消ち。 2 〈蓬〉「付給」。 3 〈蓬〉「御船に」。 4 〈近〉「あゆむ」、〈蓬・静〉「あゆふ」。 5 〈近〉「しんにんも」、〈蓬〉「神人も」。 6 〈近〉「どつ」、〈蓬〉「戸津」。 7 〈近〉「舟」。 8 〈蓬〉「船ことに」。 9 〈蓬・静〉「ノ」なし。 10 〈近〉「むかつて」、〈蓬・静〉「むけて」。 11 〈静〉「船を」。 12 〈近〉「御ふつけいそと」、〈蓬〉「御物語そと」。 13 〈蓬・静〉「人にて」。 14 〈近〉「この山より」、〈蓬〉「北の山より」、〈静〉「北山より」。 15 〈近〉「たなひきわたり」、〈蓬・静〉「引わたし」。 16 〈近〉「いかつち」、〈蓬・静〉「雷電」。 17 〈近〉「ひ、■て」とし、「■」に二重縦線を施す。右に「き」を傍書。■は難読。 18 〈近〉「こほりの」、〈蓬・静〉「氷の」。 19 〈蓬〉「伊吹山」、〈静〉「伊吹山」。 20 〈蓬〉「平裾野」、〈静〉「平裾野」。 21 〈近〉「しろたへに」、〈蓬〉「白妙に」、〈静〉「白平に」。 22 〈近〉「ねのこくには」、〈蓬〉「子時には」。 23 〈蓬〉「客人宮の」。 24 〈蓬〉「拝殿に」、〈静〉「拝殿に」。 25 〈近〉「かねの」、〈蓬〉「金」、〈静〉「金の」。 26 〈近〉「よだつてそ」、〈蓬・静〉「豎てそ」。 27 〈蓬〉「三千衆徒」、〈静〉「三千衆徒」。 28 〈近〉「らいはいのそでをそ」、〈蓬・静〉「礼拝袖をそ」。 29 〈近〉「さんもんの大しゆ」、〈蓬〉「山門大衆」。 30 〈近〉「こくしのもろたかを」、〈蓬・静〉「国司師高を」。 31 〈近〉「きんこくせらるへきのよし」、〈蓬〉「禁獄せらるへきよし」、〈静〉「禁獄せらるへきのよし」。 32 〈蓬〉「度々」。 33 〈蓬〉「以下」、〈静〉「以下」。 34 〈静〉「■上人」。■は「霞」のようだが難読。 35 〈蓬〉「山門訴訟は」。 36 〈近〉「ためふき」。 37 〈近〉「ださいのそつ」、〈蓬〉「太宰帥」、〈静〉「太宰帥」。 38 〈近〉「てうけの」、〈蓬〉「朝家の」、〈静〉「朝家の」。 39 〈近〉「てうしんなりしかとも」、〈蓬〉「重臣なりしかとも」。 40 〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よりて」。 41 〈蓬〉「師光等か」、〈静〉「師光等か」。 42 〈近〉「ないくは」。 43 〈静〉「人も」。 44 〈近〉「大しんはろくをおもんしていさめす」、〈蓬〉「大臣は重禄不諫」。 45 〈静〉「大臣は重禄不諫」とし、「大臣」の右に「帝範」を傍書。 46 〈近〉「せうしんはつみにおそれいはず」、〈蓬〉「小臣は畏<sup>レ</sup>罪不<sup>レ</sup>言、<sup>レ</sup>静」。「小臣は畏<sup>レ</sup>罪不<sup>レ</sup>言」。 46 〈近〉「しもの」、〈蓬〉「下」、〈静〉「下」。 47 〈蓬〉「不<sup>二</sup>上<sup>一</sup>通<sup>二</sup>」、〈静〉「不<sup>二</sup>上<sup>一</sup>通<sup>二</sup>」。 48 〈近〉「おほいなり」と。

【注解】〇十二日ニ敦賀津ニ著 先に「二月」十七日ニハ敦賀ノ津、北ノ端、金ガ崎ノ観音堂へ奉入」（一―二一五頁）とあったように、白山衆徒は敦賀に逗留していたところへ、翌三月十二日に仏光らが戻り結果を報告した。十一日に比叡山を出て、早くも翌日には敦賀に着いたとする。前節でも記したように、白山神輿の渡御の行程を詳細に記すのは〈盛〉の独自記事。〈延・長〉に比べて、白山神輿が日吉社まで渡御する様子を、奇瑞も交えて詳述するところに特色がある。

〇荒智ノ中山立越テ、海津ノ浦ニ 荒智ノ中山は、「西近江路の海津と越前敦賀を結ぶ沿道に所在した山塊で、歌枕としては有乳山で知られる。荒乳の中山・荒智の中山・荒発山などと表記される」（平凡社地名・滋賀県）一〇六五頁）。〈盛〉では後掲のとおり巻二十八に、海津から荒乳の中山を経て敦賀に至るルートが示されている。海津ノ浦は、琵琶湖北岸西方に位置する港、東に大浦、さらに東方に塩津がある。「琵琶湖舟運の北の拠点の一つで、近江から北陸への玄関口であった」（同前一〇六〇頁）。同書が指摘するように、『古今著聞集』巻十・三八一「近比、近江国かいづに、金といふ遊女ありけり」（旧大系三〇四頁）とあり、「すでに当時遊女が存在するほどの湊であった」。浅香年木によれば、敦賀から山地（愛発山）を越えて琵琶湖から畿内へ抜ける道は、琵琶湖北岸東より、それぞれ塩津（塩津街道）、大浦（大浦街道）・海津（西近江路）に出るルートがあった（一〇二頁）。これを踏まえて出口久徳は、中世における敦賀から京へのルートは、海津に出て琵琶湖を船で渡り京へ向かうのが一般的であったと推測している（八一頁）。〈盛〉に見える海津を取り上げると、巻二十八「源氏追討使」で、義仲追討軍が琵琶湖を東西に別れ北陸に向かうところで、

「西路ニハ大津、三井寺、片田浦、比良、高島、木津ノ宿、今津、海津ヲ打過テ、荒乳ノ中山ニ懸テ、天熊国境、疋壇、三口行越テ、敦賀津ニ著ニケリ」（4―三五頁）、これは陸路であるが、対する東路は塩津から山越えるルートを通っており、敦賀と琵琶湖西岸を結ぶ点に海津があった。なお、この時平経正は沖に竹生島を確認し、「郎等四五人相具シ、海津浦ヨリ小船ニ乗、忍テ参給ケリ」（二三九頁）と海津から竹生島に渡っている。また巻三十二「刈田丸討恵美大臣」では叛乱を起こした仲麻呂が北陸に落ちる際に「大臣此ヨリ引帰、北陸道ヲ下ニ、海津ノ浦、敦賀ノ中山打越テ越前国ニ逃下リ」（4―四六四頁）と、同様のルートを想定している。ただし同じ箇所が〈延・長〉では「高島へ向テ塩津、海津ヲ過テ、敦賀中山ヲ越テ、越前国ニ逃下テ」（〈延〉巻七一九二ウ）とあるように、一度塩津を経て海津に到ったかのように記すのは不審である。また、出口久徳は、『義経記』巻七の義経の北国落ちにおいて、一向が大津から船に乗り海津にて船を乗り捨て、そこから愛発山を越えていくことから、これも同様のルートとし、その他謡曲『安宅』、『太平記』巻十七「北国下向凍死の事」などの例から、「古代末から中世にかけては海津、愛発山、敦賀というルートが一般的であったようである」（七七頁）と指摘している。〈延・長〉の示すルートは次のとおり。〈延〉「白山ノ衆徒窃ニ神輿ヲ奉盗取テ、敦賀ノ中山道へハ係ラテ東路ニカ、リ、入ノ山ヲ越エ、柳瀬ヲ通り、近江国甲田ノ浜ニ着ク。其ヨリ船ニ御輿ヲ舁キ載セ奉テ、東坂本へ欲奉入。折節巽ノ風ハゲシク吹テ、海上不静ナラシテ、小松ガ浜へ被吹寄給ケリ。其ヨリ東坂本へ神輿ヲ奉振上」（巻一―七五ウ）。〈長〉「其間に早松の御こしをぬすみとり、東路にかゝりて、

丹生の御こしを、やなるがせをとほり、あふみの国、河内の浜にぞつきにけり。夫より小船に御こしをかきのせ奉て、東さかもとへをしわたらんとする所に、たつみの風あらくして、小松が浜にぞ吹つけたる。白山の大衆、手づからみづから御こしさくげ奉て、十ぜんじの御前にかきすへ奉る」（一八二頁）。出口久徳も指摘するように、〈延・長〉では白山衆徒が神輿を奪い取って坂本を目指すため、「敦賀ノ中山道へハ係ラデ」（延）迂回するルートとなっている（七九頁）。これに対して、叡山大衆の合意を得られた〈盛〉の場合は、当時多く用いられていた愛発山のルートを通ったとする（八二〜八四頁）。その道沿いには、日吉山王社が多く勧請されていたが、またそれは、白山の竜女神が唐崎（日吉）へ通う道筋にも当たっていた（福田晃五八頁、また本全釈「佐羅ノ早松ノ御輿ヲ奉飾」項参照）。その他諸本は行程の記述一切なし。○是ヨリ御舟ニ召テ海上ニ浮給ヘリ 敦賀から七里半越を越えた神輿は、海津から舟に乗せられて、次項の注解に見るように若宮港辺りまで運ばれたとする。これに対して、〈延〉の場合、神輿を盗み取って比叡山を目指したため、通常のルートとは異なり、琵琶湖の東側のルートを探り、甲田の浜から船に乗り東坂本を目指したが、風に煽られて小松が浜へ吹き寄せられたとする。甲田の浜は、現彦根市甲田町。同様に、〈長〉は、河内の浜から小松が浜に吹き寄せられたとする。河内の浜は、現長浜市南浜町の辺りを指すかという（出口久徳七七〜八一頁）。○比叡辻ノ神主 「比叡辻」は、「琵琶湖岸に位置した中世の水陸交通の要衝。三津浜に隣接し、延暦寺・日吉社への物資集積地として栄えた」（平凡社地名・滋賀県 一一二八頁）。現在では坂本から真つ直ぐ琵琶湖岸にいたる若宮港近くを指す。中世

にはしばしば次項の「戸津」と並んで引かれる（次項参照）。天正年間『日吉社神道秘密記』には山王縁起に見られる遷御において「尊神忽然トシテ去給、從唐崎比叡辻着給ヒ、石占井江登り給フ」（神道大系・日吉 三三二頁）とあり、また近世の『日吉社年中行事』には山王祭について「昔ハ唐崎宿院ニ奉<sub>レ</sub>担還御同前也。唐崎ヨリ還御、比叡辻マテ奉<sub>レ</sub>担也」（小峯和明一三三頁）とあるように、山王祭において重要な場所であったことが窺えるが（現在でも唐崎沖での献納祭の後、御座船は比叡辻の若宮港へ向かう）、中世における山王祭での位置づけは不明である。中世の日吉社参の様子を伝える『日吉山王参社次第 私用意』（中京大学蔵。橋本正俊参照）では、冒頭唐崎社にはじまり、「戸津若宮」を経て「比江辻若宮」とあり、その後「石占井明神」などを経て日吉社に向かうので、現代の比叡辻及び若宮港辺りを指すと見てよからう。「比叡辻ノ神主」とは、この若宮社の神主と考えられる。○戸津・比叡辻ノ浦 戸津は前項比叡辻近くの、琵琶湖岸の港。「三津浜の一つとも、その別称ともいう」（平凡社地名・滋賀県 二〇八頁）。同書が挙げるように、『明月記建仁二年（一一二〇）六月二十一日条に「船乗、自戸津騎馬」（翻刻明月記 一一三八五頁）とあり、「藤原定家は天津から水路で戸津に至り、騎馬で坂本日吉社に向かっている」。また同正治元年（一一九九）九月三十日条にも「即帰洛、山路嶮而、長途弥屈、仍出戸津浜、借乘小舟」（一八四頁）とあり、日吉社参詣の帰路に戸津より乗船している。日吉社から琵琶湖に出る場所と考えられる。『日吉山王利生記』巻九には「仲兼朝臣は材木おもひのごとく下しぬとき、扨悦きはまりなく、感涙をさへがたかりけり。則国々浦々をめぐらして、叡山の麓戸津といふ

所へつけて、木屋を造てぞつみおかせける」(統群書二下七〇二頁)とあり、講堂再建の木材を戸津に運び、木屋に集積している。戸津と比叡辻は隣接し、『太平記』卷二「山上・坂本ハ申ニ及バズ、大津・松本・戸津・比叡辻・仰木・絹河・和仁・堅田ノ者迄モ、我前ニト馳参」(旧大系一―八六頁)、同卷十四「二十一箇所ノ彼岸所、其外坂本・戸津・比叡辻ノ坊々・家々ニ札ヲ打テ」(二―八六頁)、同卷十五「戸津・比叡辻・和爾・堅田ノ者共ハ、小舟七百余艘ニ取乗テ、澳ニ浮テ明ルヲ待」(二―九四頁)のように並記される。『日吉山王参社次第私用意』に「戸津若宮」と見られることは前項参照。「戸津・比叡辻ノ浦」は、日吉社から直線距離で琵琶湖に至る場所であり、日吉社の神々が白山の神を迎えるべく、琵琶湖沖に出御している様子が示されている。○イミジク飾尋常ナル船七艘 山王七社(大宮・二宮・聖真子・客人・十禅師・三宮・八王子)が、琵琶湖沖にまで出御し、白山神を迎えていることを示す。○舟ゴトニ狩衣ニ玉襷アゲタル者ノ北へ向テ舟ヲ漕 山王七社が乗ったそれぞれの舟には、狩衣に玉襷をかけて、北に向かって舟を漕いでいたという。山王七社自らが舟を漕ぐため、狩衣に襷を掛けていたとするのであろう。○身ハ人面ハ猿ニテゾ有ケル 猿は山王の使いとして知られる。山王神自身が猿の姿で現れることはなく、「御迎ニトテ山王ノ出サセ給御舟也」と答えているように、これも出御する山王神に供する者が答えている。○打驚タレバ汗身ニアマレリ 夢を見ていた比叡辻(若宮社)の神主が目覚めると、汗をびっしょりかいていたの意。○此山ヨリ黒雲一叢引渡(底・近)の「此(一)の山より」では、「此(二)の」が何を指すか不明。ここは、(蓬・静)の、「北(一)の山より」が良い。とす

れば(蓬・静)「北(一)の山より」↓(底)「此の山より」↓(近)「この山より」と本文変化が起こったと考えられる。○能美ノ山ノ峰ツゞキ、塩津、海津、伊吹ノ山、比良ノ裾野、和爾、片田、比叡山、唐崎、志賀、三井寺ニ至マデ、皆白平ニ雪ゾ降ル「能美ノ山」は近江国北部の山。以下は、琵琶湖の東部に位置する伊吹山を除けば、琵琶湖の北部から西部にかけての地名が北から南に順にあげられている。(延・長)には降雪のことなし。(南・屋・覚・中)は、八月十二日(中)は「十一日」に神輿が東坂本に到着するとの報があったこと、そして降雪の奇瑞があったことを記す。(覚)「同八月十二日の午刻計、白山の神輿、既に比叡山東坂本につかせ給ふと云程こそあれ、北国の方より、雷緩く鳴って、都をさしてなりのぼる。白雪くだりて地をうづみ、山上・洛中おしなべて、常葉の山の梢まで、皆白妙になりにけり」(上一五〇頁)。水原一が指摘するように、三月十四日のこととする(盛)も含めて、「白山神輿入洛に当たっての降雪は事実ではなく、白山の信仰的性格からする説話的誇張であった」(四七四頁)と考えるべきだろう。水原は白山をめぐる、『泰澄和尚伝記』に見る泰澄誕生の際の「月満産生スル時、六月雪降リ下ル、厚一吋、只産ノ屋上庭園陸地ニ、素雪皚々トシテ碧氷凜々タリ」(『神道大系』越前一頁)や、『三国伝記』巻四第三話に見られる、白山社を長谷寺に勧請した際に降雪があったとする説話をあげ、白山の神威の顕現としての降雪とする。さらにはこれに『古事談』巻五第十八話などに見られる慶命の夢想説話も加えられよう。「日吉客人宮者、白山権現云云。依或人夢想、造小社所奉祝居也。而慶命座主之時、無指証拠者、無詮小社也。又可御坐者可被示不思議云云。件夜入座主之夢、有託宣之巨旨等。後朝

小社上許白雪一尺許積タリケリ。六月云云。其後靈驗掲焉云云（新大系四五七頁）。すなわち、客人社を疑う慶命座主の夢に託宣があり、六月にもかかわらず積雪の奇瑞があったという。本説話は小異があるものの、『耀天記』『溪嵐拾葉集』『山王絵詞』『日吉山王利正記』など、叡山・日吉関連の資料に広く見られる。また、『金剛秘密山王伝授大事』には、「次客人宮、如形、本地十一面観音御座也。故南方補陀落山」乘「白雲」白山権現頭、後我山為「円宗守護」頭「客人宮」給也。故二麗雪雨「天下穩国土安穩也。此天長地久常住心也」（神道大系「天台神道」下「四六五頁」などともあるように、降雪との結びつきは極めて強い。〈盛〉で遷御したのは、白山本宮ではなく、佐羅宮の末社早松明神であるが、それでも白山の神ということで同様の奇瑞が生じたと理解されよう。○十四日ノ子時二ハ、客人ノ宮ノ拜殿へ奉入。客人ノ神明ハ金ノ扉ヲ押開、早松ノ明神ハ錦ノ帳ヲ巻揚テ 三月十四日、日吉社に神輿が到着し、白山神を祀る客人宮と対面することとなった。十三日に敦賀を出たわけだから、神輿を担いだ大衆が十四日の子の時に日吉社に着いたというのは誇張があろう。山王七社の一つ客人宮は、日吉社の西本宮系に属し、西より大宮・聖真子・客人と並ぶ。白山姫神を祀り、現在は白山宮と称される。『山家要略記』巻二・客人大明神垂迹事「匡房宣奉勅進官神祇宣令文曰、客人権現〈唐女形〉桓武天皇即位延暦元年、天降「八王子籠」。白山妙理権現頭坐。已上」（『続天台宗全書』神道「三三五頁」）。ここでは、神々の直接的な対面を演出するべく、神殿の扉と神輿の御帳が開かれる。〈延・長〉では神輿を迎え入れる前に、三塔による会合が開かれる。これは前段で述べたように、〈盛〉と異なり〈延・長〉では山門の許可なしに白山衆徒が強

引に神輿を持ち込んだためである。〈延〉「山門ノ衆徒三塔会合シテ僉議シケルハ、「末社ノ神輿不疎」、本社権現ノ如シ。末寺ノ僧不賤」、本山ノ大衆ニ同ジ。争カ訴訟ヲ可キ不聞入」ト一同ニ僉議シテ」（卷一「七六オ」）。表現は異なるが、内容は前段の〈盛〉の三塔会合とまったく同じである。この後、神輿が拜殿に祀られる。「日吉社ニハ白山ヲバ客人ト奉祝」タレバ、早松ノ神輿ヲバ客人ノ宮ニ奉安」テ、山門ノ大衆等、院熊野詣ノ御帰洛ヲゾ相待ケル」（卷一「七六オ」）。〈南・屋・覚〉は、客人明神の説明をした上で、動座したのが中宮となっているため、本宮を祀る客人宮と白山中宮とが「父子の仲」であることから、その意義深さを語る。「神輿をば、客人の宮へいれたてまつる。客人と申は、白山妙理権現にておはします。申せば父子の御中なり。先沙汰の成否は知らず、生前の御悦、只此事にあり。浦島が子の、七世の孫にあへりにしにも過ぎ、胎内の者の、霊山の父を見しにも超えたり」（〈覚〉上「五一頁」）。〈盛〉では動座したのが、中宮ではなく早松宮であり、「父子」の対面とはならないため、このような表現は用いられない。なお〈南・屋・中〉はこの前に「山門ノ大衆、東坂本へオリ下リ、神輿ヲ拝シ奉ル」（〈南〉上「二二頁」）とある。○御訴訟ノ有様御物語モヤ有ラント、身ノ毛豎テゾ覚ケル 日吉の客人明神と、白山の早松明神との間で、今回の訴訟を巡る物語がなされたであろうということ。奇瑞に続き神威を強調する〈盛〉の独自表現。〈盛〉に「身ノ毛豎」として、「豎」を「ヨダツ」と訓ずる例、多数。「白山神輿登山」の冒頭にも「身ノ毛豎テゾ覚ケル」（「一」二「二頁」）とあった。「身ノ毛豎テゾ覚ケル」項参照。○三千ノ衆徒踵ヲ継、礼拝袖ヲゾ列ケル（四・闕・延・長）なし。〈南・屋・覚・中〉は、「三千の衆徒踵

を継ぎ、七社の神人袖をつらね、時々剋々の法施祈念、言語道断の事ども也」(《寛》上一五頁)。「三千ノ衆徒」については、前々節「情案事情、白山妙理権現者、雖有敷地…」項参照。「就中叡岳峯ノ上ニ三千衆徒繼踵」(《納》常天八八頁)。**○山門大衆奏狀ヲ捧テ：更ニ御裁許ナカリケリ** 白山の神輿を日吉に迎え入れてはじめて、山門による、師高・師経に対する処罰の要求が明示されることになる。諸本ほぼ同じ。ただし、《盛》では先に、白山大衆が山門に対し師高・師経の処分を朝廷に申し入れるよう要請していた。なお、《延・長》は《盛》と異なり、この時に院の熊野詣からの帰洛があつて、奏聞したとする。《延》「猿程ニ院御下向アリ。白山ノ衆徒等、訴訟如此。ゲニ此事黙止ガタク候哉。然者師高ヲ流罪ニ被行、師恒釋ヲ可被禁獄之由奏聞セシニ、御裁許遅カリシカバ」(卷一―七六オ、《長》も同)。**○太政大臣已下サモ可然公卿殿上人：**諸本ほぼ同じ。《四》「大政大臣、左右の大臣以下而可然公卿、哀レ早々ニ可レ有御裁許之物、山間の訴訟ハ、自レ昔于今ニ他ニ異ナる事ナリ。大蔵の卿為房、大宰の帥季仲の卿朝家の重臣ナリシ依テ被衆の訴訟ニ被流罪セ師高事ト可レ有物の数ニ可レ及子細ノ内々被申願シ詞無シ奏聞ス之人モ」(卷一―四二右―四二左)。**《延》**前項の引用に続いて「大政大臣、左右大臣已下サモ可然公卿達ハ、「哀レ、トク御裁許有ベキ者ヲ。山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異ナル事也。大蔵卿為房、大宰権師季仲ハ朝家ノ重臣ナリシカドモ、大衆ノ訴訟ニ依テ被流罪ニキ。マシテ、師高ナドガ事ハモノ、数ナラズ、子細ニヤ及ブベキ」ト内々ハ被申ケレドモ、詞ニ願レテ奏聞ノ人無シ」(卷一―七六オ―七六ウ)。**《長》**も同。**○大蔵卿為房、大宰師季仲卿ハ：**日吉社の訴えにより処罰された例として為房・季仲の二例が挙げられる。前項

で触れたように、諸本同じ。藤原為房は、生没、永承四年(一〇四九)〜永久三年(一一一五)。勤修寺流藤原為方の息。嘉祥二年(一一〇七)に蔵人頭、天永二年(一一一一)に参議となり、のち大蔵卿などに任じられている。『中右記』寛治六年(一一九二)九月十八日条に、為房仲実等の下人が日吉社庄の神人を殺害したため、日吉神人三十余人が兩人の流罪を訴えている。「日吉神民三十余人許、参関白殿御所高陽院御門、振梓柵立門前、令右衛門権佐知綱問レ由、諸神人等申云、依御社御庄事、神人令沙汰ニ処、左少将為房・宮内少輔仲実等下人已殺害神人ニ了。依件事、叡山大衆近日蜂起、彼兩人不レ被レ処流罪ニ者、台嶺之僧徒皆参宮門、不レ可レ帰レ禪室之由…」。二十日には「左少弁為房停止へ左少弁、加賀守、中宮大進共皆止」となり、二十八日には阿波権守に左遷、流罪となっている(『後一条師通記』にも。この強訴の経過については衣川仁二〇四―二〇六頁参照)。この一件については、次節で山門強訴の例をあげる中にも取り上げられる。「堀川院御宇、寛治四年ニ大蔵卿為房ヲ哀ミサ、ヘサセ給ケルニ、江中納言匡房被申ケルハ、『三千ノ衆徒、七社ノ神輿ヲ陣頭ニ奉振訴申サシ時、君ハイカ、可レ有御計』ト奏申レケレバ、『実ニ難黙止事也』トゾ仰ケル」(一一―三二六―三二七頁)。武久堅は、平家物語の編著過程に勤修寺流が関与していると捉え、その一例としてこの箇所を分析する。すなわち、「山門訴訟によって、事が重臣の左遷に及んだ実例はこの二度だけであるとは限らない。つまり故事の選択がなされている」とし、寛治六年の左遷は為房・仲実両者に下されたのに対して、寛治六年時点では左少弁だったが「大蔵卿という極官を記して為房のみを「朝家の重臣」として例示し、仲実は見事に切り捨てられる。」「一

介の受領の子にして後に太蔵卿にまで昇った為房の、子孫繁昌の実態」から、「平家物語の時代となって、彼等が堂々たる朝家の重臣でありえた事実を背景にして始めて、その事実をかく積極的に強調しえたと解釈される」と指摘する（三四一—三四三頁）。例えば巻四「後三条院ノ宮事」では、為房は仁寛流罪の際に縁者の無罪を申し入れた人物として描かれ、〈延〉「サレバ今、子孫ノ繁昌シ給モ理ナリ」（巻四一八五〇—八五ウ）としている（盛）も同様。武久三三七頁）。ただし後述のとおり、それでは為房・季仲が併記される説明にはならない。藤原季仲は、巻一「季仲黒帥」に既出（本全釈三一頁「太宰権帥季仲卿」項参照）。生没、永承元年（一〇四六）—元永二年（一一一九）。実頼流経季の次男。寛治八年（一一〇九）参議、康和四年（一一〇二）太宰権帥。『中右記』長治二年（一一〇五）十月二十八日条に「太宰権帥季仲卿、停任召返之由、被下宣旨云々。是依山大眾訴申事者、二十九日条に「聞山々大眾晚頭下京、或住祇園、或在祇多林寺、放声叫喚」、三十日条に「延曆寺大眾数千人先着祇園、荷輿群参陽明門下、訴申之旨、太宰帥卿并石清水別当光清、檢非違使左衛門尉範政共可被流罪之由、不<sub>レ</sub>論左右責申間」とあり、発端は、叡山末寺大山寺の竈戸宮別当をめぐる季仲・光清と悪僧との紛争で、矢が神輿に当たり日吉神人が殺害されたことにあることが記される。季仲は周防国に配流、のちに常陸国に移され配所で没した。以上の為房・季仲について、牧野淳司は、「応保二年叡山衆徒披陳状」に、覚忠の宣旨を召し返し、座主の次第から名前を削ることの是非を記す箇所、**「為房・季仲卿等、於朝臣家雖無<sub>（其カ）</sub>真過、依山門訴訟忽蒙遠流之罪。方今寛忠依延曆之訴訟削座主之次第」**（続群書

二七下—五二四頁）とある点に注目する。寛忠は覚忠の誤りと考えられるが、為房・季仲は朝臣として、たいした過失も無かったが、山門の訴訟によって忽ち流罪になったとする。こうした先例を持ち出して、覚忠を座主の次第から削ることに何の問題もないと主張する。このように山門は為房と季仲の事例を組み合わせて、事あるごとに持ち出していた可能性を指摘する（三六—三九頁）。さらに、『愚管抄』卷二に、「長治二年十月卅日、山大眾日吉神輿ヲグシマイラセテクダリケル事ノ始也。季仲帥ト八幡別当光清ト同意シテ竈門社神輿ヲ奉射。専当円徳法師殺害ノ訴也。先京極寺ニ下テ奉<sub>レ</sub>振<sub>（二）</sub>大内ノ待賢門ニ云々。季仲被<sub>レ</sub>流罪<sub>（一）</sub>了。光清ハ同一日解<sub>（一）</sub>却<sub>（二）</sub>見任<sub>（三）</sub>。又八幡宮ノ訴<sub>（四）</sub>申<sub>（五）</sub>之間、同三日還着<sub>（六）</sub>了。寛治六年始テ此風聞アリケレドモサモナシ。嘉保二年十二月ニ中堂マテ奉<sub>（七）</sub>振<sub>（八）</sub>立<sub>（九）</sub>云々。其モ下洛ハナシ。寛治ニハ為房ト訴、嘉保ニハ義綱ヲ訴ケリ」（旧大系一〇六—一〇七頁）とある点も同様に理解されよう。『愚管抄』が示すように、嘉保二年が日吉神輿動座の初例であるが入洛までに至らず（衣川仁二〇八頁）、寛治六年の事件では噂だけで入洛には至らず、長治二年の事件において神輿が入洛することとなった。寛治の為房、長治の季仲が大眾強訴の前例として、しばしば持ち出されていたことがうかがえる。そしてもう一例の嘉保の義綱の例はこの後詳述されることとなる。○師高・師経等ガ事ハ 校異39に見るように、〈蓬・静〉は、「師経」を「師光」とする。〈四・鬮・延・長・南・屋・覚〉「師高ナドガ事ハ」（〈延〉）巻一—七六ウ）、〈中〉「もろたか、もろつねなどは」（上—五三頁）。師光は、師高・師経の父西光のこと。ここは、〈底・近〉「師経」が良い。○大臣重祿不諫、小臣畏罪不言… 梶原正昭は、本質にある所領争

いにおいては、「非はむしろ衆徒の側にあったと思われる」ものの、『平家物語』の「作者の態度は衆徒側にきわめて好意的で」あり、こゝでも、院に意見をする事の出来ない公卿達を厳しく指弾する立場を取っているとする（二七七―二七八頁）。〈鬪〉は〈盛〉と同様に「大臣（重）<sup>シテ</sup>不諫<sup>（一）</sup>、少臣（恐）<sup>罪</sup>（二）不言<sup>（三）</sup>、事<sup>ナレ</sup>各閉<sup>（四）</sup>口<sup>（五）</sup>給<sup>（六）</sup>」（一上―三二ウ）。〈南・屋・覚・中〉も近く、〈覚〉「大臣は禄を重じて諫めず、小臣は罪に恐れて申さずと云事なれば、をのく口をど給へり」（上―五二頁）。他方、〈延〉「大臣ハ禄ヲ重シテ不被申、小臣ハ罪ヲ恐レテ不諫ニ云事ナレバ、各口ヲ閉給ヘリ」（卷一―七六ウ）と小異があり、〈四〉も同じ。〈長〉も〈延〉に類似し「『大臣はろくをおもんじて、ものいはず。少人は罪をおそれて、いさめず』といふ事なれば、をのく口をどておはしけり」（一―八三頁）。典拠として『本朝文粹』卷二・45「令上封事詔」の「対曰、大臣重<sup>レ</sup>禄不<sup>レ</sup>諫、小臣畏<sup>レ</sup>罪不<sup>レ</sup>言。下情不<sup>レ</sup>上通、此患之大者也」（新大系一三九頁）がある。遠藤光正は、出典として『後漢書』を引く『玉函秘抄』『明文抄』をあげる。『玉函秘抄』上「大臣ハ重<sup>レ</sup>禄不<sup>レ</sup>極諫<sup>（イサメゴト）</sup>」、小臣畏<sup>レ</sup>罪不<sup>レ</sup>敢言<sup>（マウ）</sup>。下情不<sup>レ</sup>上通、此患之大也（後漢書）」（山内洋一郎二二六頁）、『明文抄』二「帝道部下」「大臣重<sup>レ</sup>禄不<sup>レ</sup>極諫、小臣畏<sup>レ</sup>罪不<sup>レ</sup>敢言。下情不<sup>レ</sup>上通、此患之大者。〈同〉」（引用者注、後漢書）（同二四五頁）。さらに、「文字の同異を勘案すると、『後漢書』

#### 【引用研究文献】

- \* 浅香年木『古代地域史の研究 北陸の古代と中世Ⅰ』（法政大学出版局一九七八・3）
- \* 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（『東洋研究七七、一九八六・1』）
- \* 梶原正昭『平家物語』の一考察―鹿の谷と白山事件―（『早稲田大学学術研究一〇、一九六一・11』、『軍記文学の位相』汲古書院一九九八・

よりもむしろ『本朝文粹』卷二に見える慶滋保胤の「令上封事詔」から援用したものと考えられる」（一五頁）とする。この見解が妥当であろう。〈盛〉は、「下ノ情不<sup>レ</sup>通<sup>（上）</sup>」以下を新たに補うように、他の平家物語諸本に対して、改めて『本朝文粹』から引用し直したと考えられる。ところで、本段の後、〈四・鬪・延・長〉は、①兼美・師長・定房・隆季（〈延〉は「隆秀」とするが誤り）・重盛（〈四〉は宗盛を加える。〈鬪〉は重盛・宗盛のみ）への批判、②蕭荷の佳句、③白河院の三不如意「鴨川の水…」と続く。対して、〈南・屋・覚・中〉は③のみ引く。〈盛〉には①②はなく、③は続く後朱雀院の衆徒強訴の前例の中で引かれる。このうち①では、〈延〉に「其時ノ現任ノ公卿ニハ兼実師長ヲ始トシテ、定房隆秀ニ至ルマデ、身ヲ忘レテイサメ奉リ、力ヲ尽シテ国ヲ可助一人々ニテヲハシケル上、武威ヲ耀シテ天下ヲ鎮シ入道ノ子息重盛ナド、夙夜ノ勤勞ヲツ、ミテヲハセシニ、彼ト云此ト云ヒ、師高一人ニ憚テ、心ニ傾ナガラ詞ニハ諫申サレザリケル事、君ニ仕ル法、豈夫可然哉」（七六ウ―七七オ）とあるごとく公卿が個人名を挙げて批判される。武久堅が指摘するように、物語編著者による現任公卿への痛烈な批判であり（三四三頁）、読み本系諸本の特色と言えるが、〈盛〉はこれをすべて削除し、替わりにこの後山門の強訴の例を引くことに重点を置いている。

3 再録。引用は後者による）

- \* 衣川仁「強訴考」（史林八五―五、二〇〇二・5。『中世寺院勢力論』吉川弘文館二〇〇七・11に再録。引用は後者による）
- \* 小峯和明「早大図書館蔵教林文庫翻刻（六）―山王関係資料三種―」（国文学研究資料館調査研究報告二二、一九九一・3）
- \* 武久堅「平家物語における院政期中流貴族の位置―勸修寺為房とその子孫―」（中世文学一八、一九七三・5。『平家物語成立過程考』桜楓社一九八六・10再録。引用は後者による）
- \* 出口久徳「延慶本『平家物語』小考―白山中宮の神輿のルートについて―」（横井孝編『源氏から平家へ』新典社一九九八・11）
- \* 納富常天「湛脊の唱導資料について（四）」（鶴見大学紀要三三、一九九五・3）
- \* 橋本正俊「中世日吉社の空間と言説」（『中世寺社の空間・テキスト・技芸』勉誠出版二〇一四・7）
- \* 福田晃「越前路・愛発山を越える―「氣比宮本地」の精神風土―」（中世文学五五、二〇一〇・6。『昔話から御伽草子へ』三弥井書店二〇一五・2再録。引用は前者による）
- \* 牧野淳司「延慶本『平家物語』と山門の訴訟」（『唱導文学研究』第五集、三弥井書店二〇〇七・3）
- \* 水原一「平家物語解釈小見」（『中世古文学像の探求』新典社、一九九五・5）
- \* 山内洋一郎『本邦類書 玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』（汲古書院二〇一二・5）